

目 次

一般会計・特別会計予算の概要	2
一般会計	
一般会計予算の概要	6
歳入	8
歳出	
議会費	16
総務費	18
民生費	46
衛生費	75
農林水産業費	94
商工費	101
土木費	107
消防費	133
教育費	137
公債費	166
諸支出金	167
特別会計	
取手駅西口都市整備事業特別会計	169
用地先行取得事業特別会計	175
国民健康保険事業特別会計	177
後期高齢者医療特別会計	185
介護保険特別会計	189
介護サービス特別会計	211
競輪事業特別会計	215
取手地方公平委員会特別会計	219
参考資料	223

- ※ 合併前の取手市・藤代町を旧取手市・旧藤代町と表記
- ※ 事業別説明中の担当課右脇のページ表記は、平成 25 年度予算書の当該事業掲載ページを示す
- ※ 事業別説明中の（ ）内の金額は、平成 24 年度当初予算額を表記

* 主要事業の特定財源は下記の凡例により名称を省略			
分担金	: 分担金	県 交	: 県交付金
負担金	: 負担金	財産収入	: 財産運用収入、財産売払収入
使用料	: 使用料	寄附金	: 寄附金
手数料	: 手数料	繰入金	: 特別会計繰入金、基金繰入金
国 負	: 国庫負担金	繰越金	: 繰越金
国 補	: 国庫補助金	諸収入	: 延滞金、加算金及び過料
国 委	: 国庫委託金		市預金利子、貸付金元利収入
県 負	: 県負担金		受託事業収入、収益事業収入
県 補	: 県補助金		雑入
県 委	: 県委託金	市 債	: 地方債

平成 2 5 年 度 予 算 説 明 書

地方自治法第 2 1 1 条第 2 項及び同法施行令第 1 4 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

平成 2 5 年 2 月

取手市長 藤井 信吾

平成25年度当初予算について

《予算規模等》

1. 平成25年度の一般会計当初予算規模は**340億3,000万円**で、前年度当初予算と比較して**14億6,000万円増**（対前年度当初予算比4.5%増）となっておりますが、平成25年度は市債の借換による2億円と放射能対策経費18億8,266万8千円が含まれていることから、それらを差し引いた実質的な予算規模（**319億4,733万2千円**）との比較では、**6億2,266万8千円減**（1.9%減）となります。

投資的経費であります、普通建設事業費は**29億9,674万2千円**で、前年度当初予算と比較して**13億8,911万円増**（86.4%増）となっておりますが、平成25年度の普通建設事業費は、放射能対策経費の18億8,266万8千円が含まれていることから、これを差し引いた実質的な普通建設事業費（**11億1,407万4千円**）との比較では、**4億9,355万8千円減**（30.7%減）となります。

2. 一般会計と特別会計（8事業）を合わせた予算規模は、**581億726万4千円**となり、前年度当初予算と比較して**37億8,994万9千円増**（対前年度当初予算比7.0%増）となりますが、平成25年度は市債の借換による2億円と放射能対策経費18億8,266万8千円が含まれていることから、それらを差し引いた実質的な予算規模（**560億2,459万6千円**）との比較では、**17億728万1千円増**（3.1%増）となります。

《予算総括表》

(単位：千円)

会計別	区分	平成25年度 当初予算	平成24年度 当初予算	比較	増減率	
一	般	34,030,000	32,570,000	1,460,000	4.5%	
	会計	H25年度の内市債借換、 放射能対策経費を除く	31,947,332	32,570,000	△ 622,668	△ 1.9%
特	別	24,077,264	21,747,315	2,329,949	10.7%	
	会	取手駅西口 都市整備事業	1,968,574	678,234	1,290,340	190.2%
	計	用地先 行	177,530	180,008	△ 2,478	△ 1.4%
	国	保	12,085,419	11,790,164	295,255	2.5%
	民	健	1,832,564	1,708,324	124,240	7.3%
	険	康	6,445,795	5,826,387	619,408	10.6%
	事	業	17,038	14,279	2,759	19.3%
	業	後期高齢者医療	1,549,579	1,549,145	434	0.0%
	事	業	765	774	△ 9	△ 1.2%
	業	競輪事業	58,107,264	54,317,315	3,789,949	7.0%
	合計	H25年度の内市債借換、 放射能対策経費を除く	56,024,596	54,317,315	1,707,281	3.1%

※ 平成25年度一般会計の額は、市債の借換200,000千円と放射能対策経費1,882,668千円が含まれているため、それらを差し引いた実質的な予算規模を合計欄に表記。

一 般 会 計

平成25年度一般会計予算の概要

【歳入】

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度 当初予算		平成24年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
01 市税	14,418,179	42.4	14,784,398	45.4	△ 366,219	△ 2.5
02 地方譲与税	324,000	0.9	342,000	1.0	△ 18,000	△ 5.3
03 利子割交付金	36,000	0.1	38,000	0.1	△ 2,000	△ 5.3
04 配当割交付金	35,000	0.1	29,000	0.1	6,000	20.7
05 株式等譲渡所得割交付金	3,000	0.0	6,000	0.0	△ 3,000	△ 50.0
06 地方消費税交付金	880,000	2.6	900,000	2.8	△ 20,000	△ 2.2
07 ゴルフ場利用税交付金	59,000	0.2	58,000	0.2	1,000	1.7
08 自動車取得税交付金	58,000	0.2	67,000	0.2	△ 9,000	△ 13.4
09 地方特例交付金	62,000	0.2	61,000	0.2	1,000	1.6
10 地方交付税	4,150,000	12.2	4,320,000	13.3	△ 170,000	△ 3.9
11 交通安全対策特別交付金	18,000	0.0	20,000	0.1	△ 2,000	△ 10.0
12 分担金及び負担金	427,665	1.2	420,573	1.3	7,092	1.7
13 使用料及び手数料	223,322	0.7	222,808	0.7	514	0.2
14 国庫支出金	5,354,420	15.7	3,406,173	10.4	1,948,247	57.2
15 県支出金	1,746,075	5.1	1,776,846	5.4	△ 30,771	△ 1.7
16 財産収入	65,370	0.2	84,667	0.3	△ 19,297	△ 22.8
17 寄附金	199	0.0	200	0.0	△ 1	△ 0.5
18 繰入金	906,552	2.7	686,555	2.1	219,997	32.0
19 繰越金	500,000	1.5	500,000	1.5	0	0.0
20 諸収入	1,475,418	4.3	1,601,880	4.9	△ 126,462	△ 7.9
21 市債	3,287,800	9.7	3,244,900	10.0	42,900	1.3
合 計	34,030,000	100.0	32,570,000	100.0	1,460,000	4.5
H25年度の内市債借換、 放射能対策経費を除く	31,947,332	/	32,570,000	/	△ 622,668	△ 1.9

※ 平成25年度の額は、市債の借換200,000千円と放射能対策経費1,882,668千円が含まれているため、それらを差し引いた実質的な予算規模を合計欄に表記。

【歳出】

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度 当初予算		平成24年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
01 議会費	303,865	0.9	318,949	1.0	△ 15,084	△ 4.7
02 総務費	4,778,708	14.0	4,827,148	14.8	△ 48,440	△ 1.0
03 民生費	10,622,172	31.2	10,404,147	31.9	218,025	2.1
04 衛生費	3,325,495	9.8	1,506,426	4.6	1,819,069	120.8
05 農林水産業費	258,344	0.8	331,244	1.0	△ 72,900	△ 22.0
06 商工費	394,669	1.2	554,851	1.7	△ 160,182	△ 28.9
07 土木費	4,228,797	12.4	4,701,075	14.4	△ 472,278	△ 10.0
08 消防費	1,763,713	5.2	1,773,489	5.5	△ 9,776	△ 0.6
09 教育費	3,344,878	9.8	3,348,644	10.3	△ 3,766	△ 0.1
10 災害復旧費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
11 公債費	4,284,203	12.6	4,063,861	12.5	220,342	5.4
12 諸支出金	675,151	2.0	690,161	2.1	△ 15,010	△ 2.2
13 予備費	50,000	0.1	50,000	0.2	0	0.0
合 計	34,030,000	100.0	32,570,000	100.0	1,460,000	4.5
H25年度の内市債借換、 放射能対策経費を除く	31,947,332		32,570,000		△ 622,668	△ 1.9

※ 平成25年度の額は、市債の借換200,000千円と放射能対策経費1,882,668千円が含まれているため、それらを差し引いた実質的な予算規模を合計欄に表記。

歳 入

1 市 税

・ 市 民 税

(個人市民税)

	平成 25 年度	平成 24 年度	比較 (%)
税金を納める人 (人)	51,400	52,300	△1.72
均等割額 (千円)	151,054	153,448	△1.56
所得割額 (千円)	5,306,736	5,521,098	△3.88
分離課税分 (千円)	60,000	70,000	△14.29
予 算 額 (千円)	5,517,790	5,744,546	△3.95

* 積算根拠 (単位: 円)

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・ 均等割	3,000 × 51,400 人	× 97.96%	≒ 151,054,000
・ 所得割	5,417,248,000	× 97.96%	≒ 5,306,736,000
・ 分離課税退職分	60,000,000	× 100.00%	= 60,000,000
	計		5,517,790,000 円

(法人市民税)

	平成 25 年度	平成 24 年度	比較 (%)
事業所数 (社)	1,806	1,879	△3.89
均等割額 (千円)	197,913	211,493	△6.42
法人税割額 (千円)	1,780,596	1,865,557	△4.55
予 算 額 (千円)	1,978,509	2,077,050	△4.74

* 積算根拠 (単位: 円)

・ 均等割	9号法人	10社 × 3,000,000	= 30,000,000
	8号法人	2社 × 1,750,000	= 3,500,000
	7号法人	110社 × 410,000	= 45,100,000
	6号法人	6社 × 400,000	= 2,400,000
	5号法人	77社 × 160,000	= 12,320,000
	4号法人	16社 × 150,000	= 2,400,000
	3号法人	279社 × 130,000	= 36,270,000
	2号法人	14社 × 120,000	= 1,680,000
	1号法人	1,292社 × 50,000	= 64,600,000
	計	1,806社	198,270,000
	調定見込額	198,270,000 × 99.82%	≒ 197,913,000 (予算額) ①
・ 法人税割	調定見込額	1,783,807,000 × 99.82%	≒ 1,780,596,000 (予算額) ②
	計	① + ②	= 1,978,509,000 円

・固定資産税

(土 地)

平成 25 年度の地目別地積等

区 分		平成 25 年度			平成 24 年度			比較・課標 (%)
		筆数	地積 (㎡)	課税標準額	筆数	地積 (㎡)	課税標準額	
田	調整区域	18,624	19,991,890	2,285,143,385	18,644	20,007,928	2,286,930,552	△0.08
	市街化区域	349	174,214	269,895,438	353	178,511	268,067,307	0.68
畑	調整区域	9,555	4,843,078	275,374,422	9,562	4,850,716	275,782,601	△0.15
	市街化区域	1,797	898,567	2,442,774,938	1,827	915,597	2,562,087,840	△4.66
宅 地		45,605	12,552,117	86,930,763,708	45,722	12,600,935	93,265,259,226	△6.79
山林	一 般	2,204	1,343,824	42,028,343	2,220	1,349,654	42,229,283	△0.48
	介 在	1,240	599,322	1,492,554,438	1,184	574,762	1,584,343,331	△5.79
池 沼		113	61,615	653,875	114	84,210	674,753	△3.09
原 野		878	246,324	21,142,127	885	247,832	21,677,915	△2.47
雑種地		12,130	4,096,170	24,023,597,897	11,829	2,766,172	24,084,447,192	△0.25
合 計		92,495	44,807,121	117,783,928,571	92,340	43,576,317	124,391,500,000	△5.31

*積算根拠(単位：円)

(課税標準額計) (税率) (調定額)

117,783,928,571 円 × 1.40% = 1,648,975,000 円

(調定額) (減免見込額) (調定見込額)

1,648,975,000 円 - 1,840,000 円 = 1,647,135,000 円

(調定見込額) (収納率) (予算額)

1,647,135,000 円 × 97.87% = 1,612,051,025 円

(家 屋)

区 分	平成 25 年度		平成 24 年度		比 較 床面積 (%)
	床面積 (千㎡)	評価額 (千円)	床面積 (千㎡)	評価額 (千円)	
既存分	5,901	187,155,353	5,879	186,356,479	0.37
新增分	72	4,631,147	76	4,828,307	△5.26
合 計	5,973	191,786,500	5,955	191,184,786	△0.30

*積算根拠(単位：円)

$$\begin{array}{l} \text{(評価額計)} \quad \text{(税率)} \quad \text{(税額)} \\ 191,786,500,000 \times 1.40\% \doteq 2,685,011,000 \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(税額)} \quad \text{(新築軽減・減免等)} \quad \text{(調定見込額)} \\ 2,685,011,000 - 100,506,000 = 2,584,505,000 \\ \text{(調定見込額)} \quad \text{(収納率)} \quad \text{(予算額)} \\ 2,584,505,000 \times 97.87\% \doteq 2,529,455,000 \text{ 円} \end{array}$$

(償却資産)

区 分	平成 25 年度		平成 24 年度		比 較 件数 (%)
	件数	調定見込額(千円)	件数	調定見込額(千円)	
市長決定	536	747,817	529	761,650	1.32
総務大臣配分	13	197,681	14	196,700	△7.14
知事配分	2	9,385	2	10,006	0.00
計	551	954,883	545	968,356	1.10

*積算根拠(単位：円)

$$\begin{array}{l} \text{(調定見込額)} \quad \text{(収納率)} \quad \text{(予算額)} \\ 954,883,000 \times 97.87\% \doteq 934,543,000 \text{ 円} \end{array}$$

(国有資産等所在市町村交付金) (単位：円)

項 目	平成 25 年度	平成 24 年度	比較 (%)
茨城県(管財課)	2,415,400	2,815,600	△14.21
茨城県(住宅課)	47,200	49,200	△4.07
茨城県企業局	4,080,700	4,080,700	0.00
財務省	224,300	242,500	△7.51
水戸地方裁判所	300	300	0.00
計	6,767,900	7,188,300	△5.85

・軽自動車税

(単位：千円)

種 別		平成 25 年度		平成 24 年度		比較 (%)	
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額
原動機付 自転車	50 cc	4,823	4,823	5,047	5,047	△4.44	△4.44
	90 cc	334	401	347	416	△3.75	△3.61
	125 cc	607	971	561	898	8.20	8.13
	ミニカー	56	140	47	117	19.15	19.66
	計	5,820	6,335	6,002	6,478	△3.03	△2.21
小型特殊	農 耕 用	1,254	3,254	1,274	3,287	△1.57	△1.00
	特殊作業用	44	207	45	211	△2.22	△1.90
	計	1,298	3,461	1,319	3,498	△1.59	△1.06
軽自動車	二輪(125~250)	1,084	2,601	1,104	2,649	△1.81	△1.81
	三 輪	0	0	0	0	0	0
	乗 用	14,349	103,313	13,639	98,201	5.21	5.21
	貨 物	4,600	18,264	4,494	17,828	2.36	2.45
	計	20,033	124,178	19,237	118,678	4.14	4.63
2 輪の小型自動車		1,394	5,576	1,410	5,640	△1.13	△1.13
合 計		28,545	139,550	27,968	134,294	2.06	3.91

*積算根拠 調定見込額 139,550,000 × 収納率 97.24% ≒ 135,698,000 (予算額)

・市たばこ税

	平成 25 年度	平成 24 年度	比較 (%)
従 量 割 (千円)	617,183	534,893	15.38

*積算根拠

・たばこ販売本数(平成 25 年度推定販売本数)

1 級品 122,413,651 本 3 級品 4,881,341 本

・従量割

課税標準額

(1 級品) 122,413,651 本 × 0.94 (伸び率)

× 5,262/1,000 (1 本当たりの税額) = 605,492,193 … ①

(3 級品) 4,881,341 本 × 0.96 (伸び率)

× 2,495/1,000 (1 本当たりの税額) = 11,691,787 … ②

計 ① + ② ≒ 617,183,000 円 (予算額)

・都市計画税

(土 地)

*積算根拠(単位：円)

(課税標準額計) (税率) (調定額)
 135,292,000,000円 × 0.30% ≒ 405,876,000円
 (調定額) (減免見込額) (調定見込額)
 405,876,000円 - 161,225円 ≒ 405,715,000円
 (調定見込額) (収納率) (予算額)
 405,715,000円 × 97.87% ≒ 397,073,000円

(家 屋)

区 分	平成 25 年度		平成 24 年度		比 較 床面積 (%)
	床面積 (千㎡)	評価額 (千円)	床面積 (千㎡)	評価額 (千円)	
既存分	4,719	159,318,229	4,707	155,983,487	0.25
新增分	61	3,980,771	62	4,005,513	△1.61
合 計	4,780	163,299,000	4,769	159,989,000	0.23

*積算根拠(単位：円)

(評価額計) (税率) (税額)
 163,299,000,000円 × 0.30% = 489,897,000円
 (税額) (減免等) (調定見込額)
 489,897,000円 - 594,000円 = 489,303,000円
 (調定見込額) (収納率) (予算額)
 489,303,000円 × 97.87% ≒ 478,880,000円

25年度市税滞納繰越予算計上積算表

(単位：円)

税 目	24 年度末 調定見込額 (A)	収 入 見込率 (B)	収入見込額 (A) × (B) = (C)	不納欠損 見 込 額 (D)	25年度への 滞納繰越見込額 (H24調定額) (A)-(C)-(D) = (E)	徴 収 見込率 (F)	徴収見込額 (E) × (F) = (G)	23年度 収納率 (参考)
個人市民税	6,484,861,022	89.47%	5,801,744,149	55,000,000	628,116,000	15.45%	97,068,944	12.15%
前年度分	5,822,970,000	97.96%	5,704,181,412	0	118,788,000	19.33%	22,961,720	
前々年度以前分	661,891,022	14.74%	97,562,737	55,000,000	509,328,000	14.55%	74,107,224	
法人市民税	1,963,837,802	98.74%	1,939,070,381	3,000,000	21,767,000	11.03%	2,401,936	13.79%
前年度分	1,939,677,000	99.82%	1,936,185,581	0	3,491,000	23.31%	813,752	
前々年度以前分	24,160,802	11.94%	2,884,800	3,000,000	18,276,000	8.69%	1,588,184	
固定資産税	6,068,401,706	87.16%	5,289,097,489	60,000,000	719,303,000	12.73%	91,563,916	11.58%
前年度分	5,270,504,000	97.87%	5,158,242,265	0	112,261,000	28.03%	31,466,758	
前々年度以前分	797,897,706	16.40%	130,855,224	60,000,000	607,042,000	9.90%	60,097,158	
軽自動車税	153,031,241	89.99%	137,715,214	1,000,000	14,315,000	21.01%	3,008,033	20.52%
前年度分	139,550,000	97.24%	135,698,420	0	3,851,000	31.32%	1,206,133	
前々年度以前分	13,481,241	14.96%	2,016,794	1,000,000	10,464,000	17.22%	1,801,900	
市たばこ税	0	0.00%	0	0	0	0.00%	0	0.00%
前々年度以前分	0	0.00%	0	0	0	0.00%	0	0.00%
都市計画税	1,049,059,205	86.64%	908,871,796	12,000,000	128,187,000	12.63%	16,190,781	11.58%
前年度分	904,414,000	97.87%	885,149,982	0	19,264,000	28.07%	5,407,404	
前々年度以前分	144,645,205	16.40%	23,721,814	12,000,000	108,923,000	9.90%	10,783,377	
合 計	15,719,190,976	89.55%	14,076,499,027	131,000,000	1,511,688,000	13.91%	210,233,610	11.95%
前年度計	14,077,115,000	98.17%	13,819,457,660	0	257,655,000	24.01%	61,855,767	
前々年度以前計	1,642,075,976	15.65%	257,041,367	131,000,000	1,254,033,000	11.83%	148,377,843	

(単位：千円、%)

歳入項目	25年度	24年度	増減額	増減率	概要
2 地方譲与税	324,000	342,000	△ 18,000	△ 5.3	
自動車重量譲与税	227,000	243,000	△ 16,000	△ 6.6	道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての用途制限を廃止。自動車重量税総額の3分の1が市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積に按分して譲与される。
地方揮発油譲与税	97,000	99,000	△ 2,000	△ 2.0	道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改正。地方揮発油税総額の100分の42が道路の延長及び面積に按分して市町村に譲与される。
3 利子割交付金	36,000	38,000	△ 2,000	△ 5.3	個人の納めた県民税利子割の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
4 配当割交付金	35,000	29,000	6,000	20.7	県に納入された配当割額の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
5 株式等譲渡所得割交付金	3,000	6,000	△ 3,000	△ 50.0	県に納入された株式等譲渡所得割額の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
6 地方消費税交付金	880,000	900,000	△ 20,000	△ 2.2	地方消費税の2分の1に相当する金額が、直近の国勢調査の人口、事業所統計の従業者数により按分して交付される。
7 ゴルフ場利用税交付金	59,000	58,000	1,000	1.7	県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7に相当する金額が交付される。
8 自動車取得税交付金	58,000	67,000	△ 9,000	△ 13.4	道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての用途制限を廃止。県に納入された自動車取得税総額の100分の66.5に相当する金額が、市町村に道路の延長及び面積に按分して交付される。
9 地方特例交付金	62,000	61,000	1,000	1.6	
減収補てん特例交付金 (住宅ローン分)	62,000	61,000	1,000	1.6	所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除（ローン控除）を個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。
10 地方交付税	4,150,000	4,320,000	△ 170,000	△ 3.9	
普通交付税	3,850,000	4,020,000	△ 170,000	△ 4.2	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税を原資とし、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。（臨時財政対策債に振替、2,580,000千円）
特別交付税	300,000	300,000	0	0.0	普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し、地方交付税総額の6%が交付される。

(単位：千円、%)

歳入項目	25年度	24年度	増減額	増減率	概要
11 交通安全対策特別交付金	18,000	20,000	△ 2,000	△ 10.0	交通安全施設整備の財源として交付されるもので、交付基準は交通事故発生件数と人口集中地区人口が基礎となり交付される。
12 分担金及び負担金	427,665	420,573	7,092	1.7	老人福祉施設入所者負担金、保育所入所児保護者負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金、常総地域病院群輪番制病院運営費負担金、放課後児童対策事業保護者負担金等
13 使用料及び手数料	223,322	222,808	514	0.2	・使用料（自転車駐車場、道路・住宅・公園、体育館・テニスコート、公民館・ギャラリー等） ・手数料（戸籍関係、し尿処理、粗大ゴミ収集運搬、建築確認等）
14 国庫支出金	5,354,420	3,406,173	1,948,247	57.2	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金（放射線量低減対策特別緊急事業費補助金1,874,468千円、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金94,400千円）
15 県支出金	1,746,075	1,776,846	△ 30,771	△ 1.7	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金
16 財産収入	65,370	84,667	△ 19,297	△ 22.8	土地売払収入、土地貸付料、利子等
17 寄附金	199	200	△ 1	△ 0.5	一般寄附金、平和基金寄附金、みどりの基金寄附金、ふるさと取手応援基金寄附金等
18 繰入金	906,552	686,555	219,997	32.0	・基金繰入金 財政調整基金繰入金520,000千円、減債基金繰入金300,000千円、みどりの基金繰入金5,804千円、公共施設整備基金繰入金55,600千円、学校施設整備基金繰入金17,200千円、平和基金繰入金48千円、ふるさと取手応援基金繰入金2,800千円 ・特別会計繰入金 後期高齢者医療特別会計繰入金100千円、介護保険特別会計繰入金5,000千円
19 繰越金	500,000	500,000	0	0.0	平成24年度からの繰越金
20 諸収入	1,475,418	1,601,880	△ 126,462	△ 7.9	市税延滞金、預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入、給食事業収入、雑入
21 市債	3,287,800	3,244,900	42,900	1.3	
市債	3,087,800	3,244,900	△ 157,100	△ 4.8	総務債、農林水産業債、土木債、消防債、教育債、合併特例債、臨時財政対策債、災害援護資金貸付債
うち臨時財政対策債	2,580,000	2,310,000	270,000	11.7	
市債（借換債）	200,000	0	200,000	皆増	

1 議会費

1 議会費 1 議会費

[担当：議会事務局] P. 47

1001 議員報酬等に要する経費 232,999,000円 (240,290,000円)

[一財 232,999,000円]

○ 内容

(1) 報酬

議 長	@494,000×12ヶ月×1人
副議長	@444,000×12ヶ月×1人
議 員	@411,000×12ヶ月×24人

(2) 期末手当

議 長	@494,000×1.15×2.95月×1人
副議長	@444,000×1.15×2.95月×1人
議 員	@411,000×1.15×2.95月×24人

(3) 議員共済給付費負担金

@410,000×26人×12×51.9/100=66,390,480円

[担当：議会事務局] P. 48

2001 議会調査運営に要する経費 8,809,000円 (7,868,000円)

[一財 8,809,000円]

○ 目的

(1) 採決表示システム使用料

本会議採決時において、個々の議員の表決結果が瞬時に表示される電子採決表示システムを導入し、本会議における議員の賛否の結果を明らかにすることなど、市民に議会の公開性を高める。

(2) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し交付する。使途については、調査研究費、研修費、資料購入費、広報費、広聴費等に要する経費を定めている。

○ 内容

(1) 採決表示システム使用料	@117,000×12ヶ月×1.05
(2) 政務活動費	@100,000×26人

[担当：議会事務局] P. 49

2101 議会報及び会議録発行に要する経費 6,224,000円 (5,894,000円)

[一財 6,224,000円]

○ 目的

(1) 会議録作成支援システム

会議録作成に係る事務の迅速化を図るために、会議録作成支援システムを導入。これ

により本会議又は委員会等において、リアルタイムによる効率的な作業が図られる。

(2) 会議録検索システム

議会情報のスムーズな公開を目的に、会議録作成支援システムと連携し、インターネットを利用した会議録の迅速な検索を可能とすることにより、市民サービスや議員の調査活動の向上が図られる。

(3) 議会だより

議会報を発行し、各定例会の内容や議会の活動などについて、紙面により広く市民に知らせる。

○ 内容

(1) 会議録作成支援システム	保守点検委託料	@960,000×1×1.05
〃	システム使用料	@21,670×12ヶ月×1.05
(2) 会議録検索システム	システム使用料	@46,000×12か月×1.05
(3) 議会だより 定例会	印刷製本費 10P	@12.02×43,500部×4回×1.05
〃 臨時号	〃 2P	@ 3.10×43,500部×1回×1.05
〃 定例会	折込手数料 10P	@10×40,000部×4回×1.05
〃 臨時号	〃 2P	@ 2×40,000部×1回×1.05

2 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：藤代総合窓口課] P. 52

0801 藤代総合窓口事務に要する経費 7,111,000 円 (3,336,000 円)

[その他 17,000 円 一財 7,094,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 17,000 円]

○ 目的

窓口の充実を図り市民により質の高いサービスを提供する。

○ 内容

主な経費の内訳は、一般職非常勤報酬、消耗品費、コピー機使用料、業務端末機使用料等である。

[担当：市民活動支援課] P. 53

1201 市民憲章推進に要する経費 209,000 円 (308,000 円)

[一財 209,000 円]

○ 目的

市民のみなさんが郷土を愛し誇りを持てるように、また、明るく住みよいまちを築くために制定された市民憲章の普及啓発と事業の推進を図る。

○ 内容

- ・ 市内主要幹線道路等の環境美化活動
- ・ 市内文化財巡り
- ・ 市民憲章の普及啓発活動

[担当：秘書課] P. 54

1301 取手市政治倫理審査会に要する経費 115,000 円 (115,000 円)

[一財 115,000 円]

○ 目的

政治倫理条例の規定に基づき、市政に携わる市長・副市長・教育長及び議員の資産等報告書並びに所得等報告書の審査を行う。

○ 内容

審査会を開催し、提出された資産報告書等の審査を行い、意見書を市長に提出する。

- ・ 委員 6 名の報酬 委員長 6,700 円×1 人×3 回、委員 6,300 円×5 人×3 回

[担当：人事課] P. 55

2201 職員研修に要する経費 5,478,000 円 (5,498,000 円)

[その他 30,000 円 一財 5,448,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：研修受講経費助成金 30,000 円]

○ 目的

職員への各種研修受講機会の提供により、行政を担う職員一人ひとりの能力開発、及び公務能力向上を図り、高度化・複雑化する環境の変化に柔軟な対応ができる人材を育成することを目的とする。

○ 内容

研修予定一覧

(単位：人)

区 分	研 修 名	対 象	受講人員 (延べ)
庁内研修	上級職員フォローアップ研修	採用 16 年職員	30
	メンタルヘルス研修	主査級職員(消防職含む)	120
	人事評価制度研修	評価者・被評価者	800
派遣研修	茨城県自治研修所	27 研修：指定職員	64
	常総広域職員共同研修	13 研修：指定職員	196
	市町村アカデミー	3 研修：指定職員	3
	各種専門研修・講座	希望職員	60
合 計			1,273

・ 庁内研修

上級職員フォローアップ研修では、特に地方自治体が欲するところの「問題解決能力」「交渉力」の向上を取得する。メンタルヘルス研修では、セルフケアを重視するとともに職場全体がメンタルヘルスケアを認識することを学ぶ。人事評価制度研修では、組織目標管理における職員の人材育成を基本として更なる職員個々の能力開発と意欲向上を図っていく。

・ 派遣研修

自ら考え積極的に行動する職員を育成するため、「政策形成能力」、「法務能力」や「自己開発」の向上を重視した研修に積極的に参加する。あわせて、階層別研修にも参加し、各々の職階に応じた知識を取得し業務の効率化を行う。

また、職務を遂行するために必要な専門的知識を身に付けるとともに、より高度な知識も取得し、職員自身の一層のスキルアップを図る。

[担当：安全安心対策課] P. 56

3001 防犯に要する経費 2,634,000 円 (2,587,000 円)

[一財 2,634,000 円]

○ 目的

犯罪を未然に防止し、暴力的素地排除を啓発して、健全で明朗な地域社会の発展を期することを目的とする団体を補助・育成し、活動を促進することにより、犯罪のない明るい社会の実現と、防犯・暴力追放思想の普及と高揚、善良な風俗の保護並びに少年の健全育成の推進を図る。

○ 内容

- ・ 防犯カメラ 24 基保守点検委託料
- ・ 防犯、暴力追放街頭キャンペーンの実施
- ・ 自主防犯組織結成事業の補助及び結成促進
- ・ 防犯協会への補助
- ・ 防犯パトロール、防犯座談会の開催
- ・ 警察への連絡

1 総務管理費 2 文書広報費

[担当：情報管理課] P.57

2101 ファイリングシステムに要する経費 1,279,000円(1,127,000円)

[一財 1,279,000円]

(1) ファイリングシステム維持管理

○ 目的

ファイリングシステムは市民との共有財産である公文書を効率的に管理し、情報開示請求権、及び自己情報コントロール権を保障するものである。そのために平成9年度より導入している。全職員の共通認識を保持するため、年度ごとの維持管理目標を定め、適切かつ合理的なファイリング環境を保つことを目的としている。

○ 内容

情報公開条例、及び個人情報保護条例の円滑な運用と市民サービスの向上に資するため、全職員によるファイリングシステムの維持管理に取り組んでいる。また、取手市文書管理委員会による職員相互の維持管理実地指導等により、ファイリング環境の定期的な内部監査、及び文書管理のための意識向上を図っている。

- ・ファイリングシステム維持管理用消耗品 830,000円
- ・フォルダーラベル印刷 197,000円

(2) 廃棄文書リサイクル

○ 目的

平成20年度より継続して実施。廃棄文書リサイクル事業により、文書の廃棄作業に要する時間の短縮・作業の効率化、及び人的コストの削減を図る。さらに裁断処理により廃棄文書の個人情報漏洩のリスクにも配慮し、かつリサイクル処理によるゴミの減量化、省資源化についても寄与するものである。

○ 内容

シュレッダー処理による廃棄文書は、個人情報を含む保存年限経過文書、及び随時廃棄文書を対象に、合せて年間約30トンの廃棄量を見込んでいる。市役所敷地内において、年間4回に分けて、シュレッダー裁断処理を実施している。作業は市課職員の立会いのもと、委託業者所有の大型シュレッダー搭載車両(トラック)により行い、その後古紙リサイクルルートにのせるものである。これによりゴミの減量化と環境問題に配慮しつつ、これまで多くの人員を割いて行ってきた文書廃棄作業に要する労力・人件費の軽減につながっている。

- ・廃棄文書リサイクル処分委託料 252,000円

[担当：総務課] P.57

2201 法務に要する経費 5,377,000円(5,332,000円)

[一財 5,377,000円]

○ 目的

地方分権社会に対応する柔軟かつ機能的な法務体系を確立するために必要不可欠である取手市例規集のデータベースシステム維持管理事業の導入による財務コスト及び労務コストを大幅に軽減させるとともに、官報及び法令関係書誌の購読、顧問弁護士の委嘱等を通

して、より自律的かつ適正な法務運営を目指す。

○ 内容

(1) 普通旅費 22,080 円

顧問弁護士との打合せ等に伴う弁護士事務所への出張交通費

(2) 消耗品費 1,420,692 円

法令関係書誌の追録及び購読料等

(3) 顧問弁護士委託料 630,000 円

行政活動に伴う法律問題の相談等の業務

顧問弁護士（1人）の委嘱

(4) 取手市例規集データベースシステム維持管理

①例規集データベースシステムの維持管理委託料 2,060,100 円

例規集更新データ作成費等 年4回

②例規集データベースシステム使用料 1,234,800 円

例規データベース・国家法令・原議管理システム使用料 12か月分

[担当：広報広聴課] P. 57

2701 広聴活動に要する経費 14,000 円（14,000 円）

[一財 14,000 円]

○ 目的

市長への手紙等の事業を行い、市民の声を市政に反映する。

○ 内容

- ・消耗品 7,000 円
- ・市長への手紙料金後納 7,000 円

[担当：広報広聴課] P. 58

2801 広報発行に要する経費 18,654,000 円（19,250,000 円）

[国・県 20,000 円 その他 264,000 円 一財 18,370,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：自衛官募集事務委託金 20,000 円]

[諸収入：広告掲載料 264,000 円]

○ 目的

- ・「広報とりで」…市の施策やお知らせ、市内の出来事等を掲載し、行政と市民を結ぶパイプ役として、的確な情報を提供する。
- ・政策情報紙「藁」…市が抱えている問題や課題、現在進めている重要施策やプロジェクト事業などを途中経過も含め分かりやすく知らせることで、市政への関心を高めるとともに、市政への参加意識の高揚を図る。

○ 内容

< 広報紙の発行 >

1 広報発行に要する経費

内訳 ・「広報とりで」印刷に要する経費 6,761,000 円

・「政策特集広報」印刷に要する経費	1,211,000 円
・「広報とりで」新聞折り込みに要する経費	8,484,000 円
・消耗品及び、新聞等定期購読費	503,000 円
・写真現像・焼付	10,000 円
・パソコン使用料	24,000 円
・プリンター保守委託料	73,000 円
・広報等封入業務委託料	72,000 円
・広報郵送料	930,000 円
・正月特集市長対談謝礼	10,000 円

2 発行概要

○広報とりで

- ・規格：タブロイド版 年 24 回 (計 202 ページ)
12 ページ 年 3 回
8 ページ 年 20 回
6 ページ 年 1 回

○政策特集広報

- ・規格：A4 版 8 ページ 年 3 回 (計 24 ページ)

3 印刷部数 45,200 部

4 配布方法 ・新聞折り込みによる配布 (折り込み部数 40,000 部)
・郵送による配布 (郵送件数 430 通) ※新聞未購読者等への郵送
・市民課・支所・公民館・郵便局・駅 (JR・TX)・スーパーマーケット等に
配置

< 広報車賃貸借 >

年間リース料金 174,000 円・燃料費 73,000 円

< 東口駅前河川情報掲示板 >

光熱水費 (国土交通省と折半した市負担額) 年間 270,000 円

[担当：広報広聴課] P. 58

2901 市民相談に要する経費 5,085,000 円 (4,485,000 円)

[国・県 600,000 円 一財 4,485,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：人権啓発事業委託金 600,000 円]

○ 目的

市民の日常生活上の悩みに応じた各種相談業務の開設や市役所に来た方への細やかな案内業務をするなど市民サービスの向上を図る。

また、人権啓発拡充のため、人権啓発活動地方再委託事業を受け、人権啓発活動の充実に
を図る。

○ 内容

・市民相談一覧

相 談 種 別	内 容
市 民 相 談	市民の多種多様な相談に関すること
総 合 案 内 窓 口	来庁者に対する案内業務に関すること
行 政 相 談 (月 2 回)	行政 (国や県) に関すること
人 権 相 談 (月 2 回)	人権・相続・近隣関係等に関すること
司 法 書 士 相 談 (月 1 回)	土地等の登記、金銭貸借・相続等に関すること
法 律 相 談 (月 4 回)	相続・離婚・多重債務等民事事案に関すること
社会保険労務士相談 (月 1 回)	年金・労働問題全般に関すること
行 政 書 士 相 談 (月 1 回)	相続・遺言・土地等に関すること

・人権啓発活動

人権啓発活動地方再委託事業 600,000 円 (啓発活動の実施、啓発品の作成)

[担当：広報広聴課] P. 59

3101 ホームページ管理に要する経費 1,056,000 円 (972,000 円)

[その他 1,056,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：広告掲載料 1,056,000 円]

○ 目的

ホームページを有効に活用して市を広く PR し、市民生活に必要な情報を迅速に、また誰に対しても優しく提供することで、より充実した情報共有を目指す。

○ 内容

- ・ホームページ作成ソフト操作研修委託 252,000 円
- ・管理業務委託 720,000 円
- ・ウェブアクセシビリティ基礎研修委託 84,000 円

1 総務管理費 3 友好交流費

[担当：秘書課] P. 59

2001 都市間交流に要する経費 3,650,000 円 (3,619,000 円)

[一財 3,650,000 円]

○ 目的

取手市民とユーバ市民の交流を深めるとともに、さらに国際性豊かな学生を育成するため、ユーバ市の受け入れ事業および取手市中・高生の派遣事業を実施し、国際社会の構築を積極的に推進する。

さらに、中国桂林市との友好都市交流についても交流を推進する。両市の市民同士がより交流を深め、草の根レベルでの両国友好を推進できるよう、市民訪中団の派遣を実施していく。

取手市国際交流協会は、日本語教室の実施を始め、交流会を通じた外国人と市民の交流

の場を提供するなど、在住外国人が地域社会に溶け込みやすい環境をつくるための事業を推進しており、「多文化共生社会」の構築を推進している。そのため、市としてその活動を支援する。

○ 内容

- ・ 取手市国際交流協会への補助 720,000 円

〔主な事業〕

在住外国人のための日本語教室・東京芸大留学生による秋の国際交流音楽会・外国人とのふれあい交流会・会報の発行・世界の料理を楽しむ集い・取手チャットスクエア (TCS)・通訳および無料相談会等のボランティア活動

- ・ 姉妹都市ユーバ市との交流事業 1,848,000 円

【派遣】 ユーバ市 (中・高生) 派遣補助金 540,000 円

ユーバ市派遣時英会話研修謝礼 8,000 円

ユーバ市 (随員職員等) 派遣事業 838,000 円

【受入】 ユーバ市訪問団受け入れホストファミリー謝礼 280,000 円

ユーバ市訪問団受け入れ事業 132,000 円

交流 25 周年記念品関税・消費税 50,000 円

〔主な事業〕

市内中・高生による代表団派遣、およびユーバ市の一般市民・学生からなるユーバ市訪問団の受け入れ。

- ・ 桂林市交流事業 1,072,000 円

〔主な事業〕 桂林市への市民親善訪問団派遣

- ・ 日中友好協会負担金 10,000 円

1 総務管理費 6 財産管理費

[担当：管財課] P. 62

0601 契約事務に要する経費 3,279,000 円 (3,179,000 円)

[一財 3,279,000 円]

○ 目的

入札・契約における公平性、透明性、競争性の確保を図るとともに、入札・契約事務の適正な運用を推進する。

○ 内容

入札・契約の過程並びにその内容を客観的な視点から審議する外部委員による入札監視等委員会 (平成 19 年度設置) を開催するほか、インターネット上でのやり取りによって入札手続きを行う電子入札システム (平成 18 年度導入) を活用した入札を執行する。

主な事業費

事業項目	予算額	備考
入札監視等委員会の開催	報償費 64,000 円	取手市入札監視等委員会を年 2 回開催
電子入札システムによる入札の執行	使用料及び賃借料 3,173,000 円	茨城県建設 CALS/EC 共同利用センター利用料

[担当：管財課] P. 63

2001 庁舎の管理に要する経費 121,309,000 円 (94,775,000 円)

[国・県 13,200,000 円 地方債 14,900,000 円 その他 5,022,000 円 一財 88,187,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 13,200,000 円]

[市債：庁舎整備事業債 (33,189,000 円－13,200,000 円) ×75%≒14,900,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 5,000,000 円]

[諸収入：建物使用負担金 22,000 円]

○ 目的

取手市役所庁舎全体の維持管理を図る。

○ 内容

(1) 庁舎管理業務委託内訳

委 託 料	予算額 (円)	内 容
庁舎管理業務委託料	18,926,000	18,926,000×1
夜間警備委託料	5,557,000	5,557,000×1
電話交換業務委託料	10,786,000	10,786,000×1
消防設備保守点検委託料	480,000	庁舎年 2 回 480,000×1
電気設備検査委託料	633,000	633,000×1
エレベーター保守点検委託料	857,000	年 12 回
自動ドア保守点検委託料	315,000	年 1 回
ターボ冷凍機保守点検委託料	634,000	年 1 回
植栽・剪定業務委託料	800,000	年 2 回
市役所敷地内草刈業務委託料	326,000	年 1 回
空調機保守点検委託料	231,000	庁舎年 2 回 231,000×1
地下タンク埋設配管漏洩検査委託料	58,000	ボイラー用 12,000 年 1 回
ガスヒートポンプエアコン保守点検委託料	420,000	新庁舎 7 台/年 1 回
電話交換機保守点検委託料	2,379,000	2,379,000×1
電波障害対策施設保守点検委託料	158,000	163,000×1
自家発電設備定期点検業務委託	336,000	336,000×1

(2) 新庁舎改修工事 33,189,000 円

工 事 請 負 費	予算額 (円)	内 容
新庁舎 GHP 改修工事	22,869,000	新庁舎のガスヒートポンプ (GHP) は平成 6 年 4 月に設置されたものであり、対応年数を超えている。さらに当時の部品の供給が困難であるため改修工事を行う。
新庁舎エレベーター戸開走行保護設置工事	10,320,000	新庁舎エレベーターに戸開走行保護装置を設置することで、事故を未然に防ぎ、安全性の向上を図る。

[担当：管財課] P. 65

2101 自動車の維持管理に要する経費 23,509,000円 (24,150,000円)

[その他 5,000円 一財 23,504,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：広告掲載料 5,000円]

○ 目的

公用車の効率的維持管理を図る。

○ 内容

委託料	予算額(円)	内容
市バス等運転業務委託料	2,850,000	15,750円/1日×150日 その他手当等
使用料及び賃借料	予算額(円)	内容
公用車リース料	9,233,000	現リース車28台、新規リース車3台

[担当：管財課] P. 65

2201 市有財産管理に要する経費 6,248,000円 (5,226,000円)

[一財 6,248,000円]

○ 目的

公有財産台帳システムの維持管理と市有地の環境整備を図る。

○ 内容

委託料	予算額(円)	内容
公有財産台帳システム更新委託料	1,785,000	台帳図修正・システム保守 (地番図10,000筆・家屋図500棟が対象)
市有地草刈業務委託料	2,746,000	市有地全26か所の除草・処分

[担当：藤代総合窓口課] P. 66

2301 藤代庁舎の管理に要する経費 32,951,000円 (32,445,000円)

[その他 1,000,000円 一財 31,951,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,000,000円]

○ 目的

藤代庁舎全体の維持管理を図る。

○ 内容

委託料

- ・機械設備保守運転管理業務委託料 7,665,000円
- ・清掃管理業務委託料 4,935,000円
- ・消防設備保守点検委託料 365,000円
- ・エレベーター保守点検委託料 504,000円
- ・電波障害対策施設保守点検委託料 147,000円
- ・夜間警備委託料 4,169,000円
- ・電気設備検査委託料 231,000円
- ・自動ドア保守点検委託料 258,000円
- ・植栽剪定業務委託料 280,000円

[担当：管財課] P. 67

2601 庁舎の整備に要する経費 60,000,000 円 (65,722,000 円)

[一財 60,000,000 円]

○ 目的

施設の老朽化や耐震性が課題となっていた西口都市整備事務所及びこども発達センター（旧高須小学校）が新たな庁舎に移転することに伴い、旧施設について、安全対策のため、解体工事を行う。

○ 内容

- ・西口都市整備事務所解体工事 30,000,000 円
- ・旧高須小学校解体工事 30,000,000 円

1 総務管理費 7 企画費

[担当：政策調整課] P. 68

1001 行政改革推進委員会に要する経費 161,000 円 (674,000 円)

[一財 161,000 円]

○ 目的

平成 25 年 1 月に、市民・有識者からなる行政改革推進委員会から答申を受け、平成 25 年 3 月に、行政サービスの質の向上と持続可能な行政経営の実現を目的として「取手市行政経営改革プラン」を策定した。

このプランの実施計画の進捗状況や取組内容について、本委員会に報告し、市民の視点から審議して頂き、その評価や意見を計画の推進や見直しに反映させていく。

○ 内容

「取手市行政経営改革プラン」の進行管理の一環として、原則として半期（6 か月）ごとに本委員会を開催する。

[担当：政策調整課] P. 68

2202 公共施設マネジメントに関する経費 5,180,000 円 (5,430,000 円)

[一財 5,180,000 円]

○ 目的

公共施設の有効活用と計画的な施設整備・配置に向けて、平成 23 年度に作成した「取手市公共施設マネジメント白書」における実態や考え方を基に、本市の中長期的な公共施設保全計画を策定するために必要な調査を実施する。

○ 内容

平成 24 年度に公民館（ゆうあいプラザ含む）と図書館をモデルケースとして、建物状況調査や維持管理コストの削減等の検討を行った。平成 25 年度はその他の施設について、建物状況調査を実施する。これらの建物実態データを基に維持管理・大規模改修・建替えの整備水準を設定し、ライフサイクルコストを算出する。

また、今後の建物状況のチェック、及び保全管理台帳の整備維持を継続的に実施していくための職員用保全管理実施マニュアルを作成する。

- ・公共施設マネジメント調査業務委託料 5,000,000 円

1 総務管理費 8 電算組織管理費

[担当：情報管理課] P. 68

2001 電算・O A化等に要する経費 267,995,000円(303,240,000円)

[国・県 3,464,000円 その他 64,000円 一財 264,467,000円]

* 特財積算根拠

[国委：国民年金事務委託金 3,240,000円]

[国委：特別児童扶養手当事務委託金 163,000円]

[県委：常住人口調査委託金 61,000円]

[財産収入：(株)茨城計算センター配当金 64,000円]

○ 目的

住民記録、税金、福祉など、市民が行う様々な手続きについて、市が迅速な窓口対応を提供するとともに、その後の内部処理業務、財務管理業務、文書管理業務等について、コンピュータシステムを活用し、正確で高速な事務処理を実現するものである。

庁内ネットワークの活用により藤代庁舎、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口コーナーでも本庁舎と同様の証明発行業務や手続きの受付を行うほか、県域WAN(いばらきブロードバンドネットワーク)を活用して、市民がインターネットを使って利用できる電子申請・届出サービス、公共施設予約サービス、市内地図情報閲覧サービス、メール配信サービスの提供等、市民の利便性向上を図るものである。

○ 内容

(1) 各種ネットワーク及びシステム維持費

庁内システムの運用及びインターネットサービス提供を行うためのネットワーク回線の確保と維持、県と共同で整備運営しているいばらき電子申請・届出システム、いばらき公共施設予約サービス、茨城県域統合型GIS及び、県域WANを活用して接続しているLGWAN(総合行政ネットワーク)の運用管理を行なう。

また、本庁舎内、公共施設及び小中学校において、ネットワーク機器及びネットワークに接続するパソコン端末、KIOSK 端末等の整備、維持を行なう。

・光専用回線、サーバー室夜間警備専用回線	14,225,000円
・LGWAN サービス提供機器保守点検委託料	484,000円
・情報系ネットワーク運用管理業務委託料	6,573,000円
・メール配信システム管理委託料	1,512,000円
・事務用パソコン使用料	15,974,000円
・LGWAN サービス提供装置使用料	630,000円
・情報系端末用パソコン使用料	1,636,000円
・地域イントラネット基盤整備機器賃借料	8,997,000円
・出先機関フロアスイッチ使用料	2,236,000円
・いばらきブロードバンド負担金	5,621,000円
・いばらき公共施設予約システム 整備運営協議会負担金	1,155,000円
・電子申請・届出システム負担金	690,000円
・統合型GIS 負担金	3,308,000円

(2) 電算機処理委託・電子計算機器リース

住民基本台帳・各種税台帳等大量のデータ処理及び管理、財務会計・予算編成等の事務処理システムの安定的かつ継続的な運用、各種帳票類作成等の定型業務の効率的かつ正確な遂行を行うため情報処理業務を委託するものである。

あわせて、これらシステムの安全で確実な稼動のため、サーバー、バックアップ装置、ネットワーク機器及び窓口端末等、住民サービスの提供及び内部事務処理上重要な機器類を整備し、保守管理を図るものである。

・電算機情報処理業務委託料	185,201,000 円
・サーバー機器等使用料	11,908,000 円

1 総務管理費 9 交通安全対策費

[担当：安全安心対策課] P. 70

0501 交通安全事務に要する経費 2,178,000 円 (2,040,000 円)

[その他 175,000 円 一財 2,003,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：県民交通災害共済加入推進交付金 175,000 円]

○ 目的

各年齢層に適応した交通安全教育と道路交通の現場における啓発活動を推進し、さらに民間交通安全活動団体の補助育成などにより、交通事故の無い明るいまちづくりを推進するとともに市民の交通安全意識の高揚を図る。

○ 内容

- ・自転車安全利用条例の啓発活動
- ・各交通安全対策に関する会議等への出席
- ・春、夏、秋、年末の交通安全運動の実施
- ・幼児、児童、生徒、高齢者への交通安全教室の開催
- ・各交通安全活動団体への負担金、補助金

[担当：安全安心対策課] P. 71

2001 交通安全の施設整備に要する経費 6,313,000 円 (6,806,000 円)

[一財 6,313,000 円]

○ 目的

交通危険箇所の視野を確保し、道路構造の視認性を高め、危険事項を掲示するなどにより交通事故の未然防止と交通の円滑化を図る。

○ 内容

- ・カーブミラー新設 49 基、修繕 69 ヶ所
- ・交通安全看板の設置
- ・道路区画線標示 4,000m、修繕 3,000m
- ・パトライト修理
- ・パトライト電気代

[担当：安全安心対策課] P. 71

2101 自転車駐車場の維持管理に要する経費 48,841,000 円 (47,463,000 円)

[その他 32,938,000 円 一財 15,903,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：自転車駐車場使用料 29,998,000 円]

[使用料：バイク駐車場使用料 2,923,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 17,000 円]

○ 目的

自転車等駐車場の需要が多い駅周辺における自転車等駐車場を確保・維持管理することにより駐車場利用者の利便を図り、路上放置自転車等を無くして交通の円滑と安全を図る。

○ 内容

- ・管理委託（有料4ヶ所、無料5ヶ所）
- ・更新手続事務委託（有料3ヶ所）
- ・土地借上料（有料3ヶ所、無料1ヶ所）
- ・自転車駐車場施設借上料（有料1ヶ所）

今年度より藤代駅南口無料駐輪場の管理委託を、利用者の多い15時半まで延長し、更なる利便性の向上と適正な維持管理を図る。

[担当：安全安心対策課] P. 72

2201 放置自転車対策に要する経費 6,775,000 円 (6,881,000 円)

[その他 480,000 円 一財 6,295,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：放置自転車移動保管手数料 475,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

取手駅・新取手駅周辺の路上放置自転車をなくし、交通の円滑と安全を確保するとともに交通道德の高揚を図る。

○ 内容

- ・放置自転車撤去移動
- ・放置自転車処分
- ・保管場所管理、放置自転車の返還
- ・取手駅放置整理区域の監視

[担当：安全安心対策課] P. 73

2301 交通安全推進指導隊に要する経費 2,407,000 円 (2,407,000 円)

[一財 2,407,000 円]

○ 目的

交通道德の普及と高揚を図り、交通事故を未然に防止して交通安全を確保するとともに市民の自主的交通安全活動を推進指導する。

○ 内容

- ・自転車安全利用の指導、助言活動
- ・通学路の安全点検
- ・花火大会、地区祭礼指導等での交通整理
- ・公的催事、地域の祭礼等での交通指導
- ・各交通安全運動期間中のキャンペーン、立哨活動

1 総務管理費 10 地方振興費

[担当：市民活動支援課] P. 73

1001 市政協力員に要する経費 14,235,000 円 (22,176,000 円)

[一財 14,235,000 円]

○ 目的

地域と行政との連絡調整役として市政協力員を委嘱し、市民生活の利便と市政運営の円滑化を図るとともに、市政協力員としての見識を深めるために研修会を実施する。

○ 内容

- ・市政協力員報酬（市政協力員 81 名）

世帯数区分と報酬額については実情に合うような制度とすべく、市政協力員連絡協議会役員会で協議（3 回）を重ね、あわせて研修会等で市政協力員に説明し理解を得て、下表のとおりとした。

平成 25 年度～		平成 24 年度まで	
世帯数区分	年額報酬	世帯数区分	年額報酬
100 世帯以下	10 万円	300 世帯以下	25 万円
101～300 世帯	13 万円		
301～500 世帯	16 万円	301～500 世帯以下	27 万円
501～700 世帯	19 万円	501 世帯以上	29 万円
701～1,000 世帯	22 万円		
1,001 世帯以上	25 万円		

- ・研修会経費

[担当：市民活動支援課] P. 73

1101 市補助金等検討委員会に要する経費 224,000 円 (224,000 円)

[一財 224,000 円]

○ 目的

市民による自主的なまちづくり活動への支援を目的とした一般公募補助金制度により、申請のあった事業について団体から事業概要の説明及び質疑応答によるヒアリングを行うなど事業の必要性や効果について審査し、補助金の効果的な交付を図る。

さらに、施策補助金についても委員の意見を伺う。

○ 内容

- ・委員会開催に伴う委員謝礼

[担当：市民活動支援課] P. 74

2001 地区振興に要する経費 25,927,000 円 (16,793,000 円)

[その他 5,001,000 円 一財 20,926,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：認可地縁団体登録証明書交付手数料 1,000 円]

[諸収入：コミュニティ助成事業補助金 5,000,000 円]

○ 目的

各地区の自主的なコミュニティづくりのための活動を積極的に支援し、地域の連帯感を

深め、自治組織の強化と円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・ 地区補助金の交付（74 地区）

地域コミュニティの維持に活用されている地区補助金については、市政協力員連絡協議会役員会で協議（3回）を重ね、市政協力員の理解を得たうえ、コミュニティ活動の拡大と活性化を支援するため、地区区分を廃し世帯割単価を増額し、より一層の地域力の向上を図る。

項目	平成 25 年度～	平成 24 年度まで
・ 基本額	30,000 円（変更無）	30,000 円
・ 世帯割単価	一律 400 円 （限度額）	310 円（市街地）
		380 円（市街地外）
		160 円（高層住宅）

- ・ コミュニティ助成事業補助金（上高井自治会・桜が丘自治会）

[担当：市民活動支援課] P. 74

2201 市民活動支援に要する経費 4,299,000 円（3,560,000 円）

[その他 151,000 円 一財 4,148,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：コピー使用料 60,000 円]

[諸収入：印刷機マスター代 90,000 円]

[諸収入：印刷機インク代 1,000 円]

○ 目的

市民の自主的な社会貢献活動を促進するために、市民活動支援センターを拠点として相談業務や情報の収集・発信、活動場所の提供をおこなうとともに、市民活動に参加している方や興味のある方に、今後の活動に役立つ知識を学ぶ講座や講演会を開催し、市民の自主的な社会貢献活動を促進するための支援を行う。

また、市民との協働と住みよいまちづくりを推進するために、市が管理する公共施設等の里親制度登録団体に対して支援を行う。

○ 内容

- ・ 市民活動支援の講座及び講演会の開催
- ・ 市民活動団体の活動場所と情報の提供
- ・ 市民活動支援センターの管理運営
- ・ 里親登録団体への物品提供

[担当：市民活動支援課] P. 75

2301 地区集会所整備に要する経費 5,001,000 円（13,309,000 円）

[一財 5,001,000 円]

○ 目的

自治会・町内会が自主的に行う地域集会所の新築・修繕等に要する経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動を側面から支援する。

○ 内容

- ・集会所建設事業補助金（1ヶ所）
- ・集会所整備事業補助金（6ヶ所）
- ・集会所維持事業補助金（1ヶ所）

1 総務管理費 11 災害対策費

[担当：安全安心対策課] P. 75

2101 防災訓練に要する経費 818,000円（818,000円）

[一財 818,000円]

○ 目的

取手市地域防災計画に基づき、防災関係機関や民間企業及び市民の協力・参加を得て総合的な防災訓練を行うことで、災害発生時における防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連帯体制の強化、並びに市民の防災意識の高揚を図ることにより、災害時における対応力を向上させる。

○ 内容

- ・総合防災訓練
職員非常参集、災害対策本部設置、災害情報収集・報告、住民避難誘導、負傷者の救出救護等の訓練の実施
- ・土砂災害防災訓練
情報収集・伝達、住民避難誘導、避難所設置等の訓練を実施

[担当：安全安心対策課・排水対策課] P. 76

2201 災害対策に要する経費 33,218,000円（31,380,000円）

[一財 33,218,000円]

○ 目的

災害時に備えての準備及び発生時の応急処理を行う。

○ 内容

- ・災害時の備えとして、食糧品（アルファ米）、保存水、毛布を購入する。
- ・避難所の備品の整備を図るため、発電機、ガソリン携行缶を購入する。
- ・台風やゲリラ豪雨等、集中降雨の際の緊急的な冠水対策のため排水ポンプを設置する。
- ・災害時優先携帯電話にて情報通信手段を確保し、情報通信ネットワークの整備を図る。
- ・利根川水系県南水防組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合との連携による水防対策の充実を図る。

[担当：安全安心対策課] P. 77

2301 防災施設等の整備に要する経費 53,824,000円（40,973,000円）

[一財 53,824,000円]

○ 目的

災害時における災害情報収集、災害情報の伝達を迅速・正確に行うため機器等の整備を推進する。

○ 内容

- ・防災無線の固定系屋外バッテリーの購入
- ・防災機器に関する消耗品、修繕料、その他諸経費
- ・防災行政無線の保守点検
- ・全国瞬時警報システムの保守点検
- ・老朽化した防災行政無線の柱の建て替え（旧藤代地区 13 本分）

[担当：安全安心対策課] P. 77

2401 自主防災組織に要する経費 8,403,000 円 (7,237,000 円)

[一財 8,403,000 円]

○ 目的

市民の防災意識と地域防災力の向上を図り、災害時の被害の軽減を図る。

○ 内容

- ・自主防災組織の活動を促進するため、運営及び資機材補助金を交付する。
- ・自主防災会との連絡体制の強化を図るため、既存の 40 台の災害時優先携帯電話に加え 45 台を増台する。

[担当：下表のとおり] P. 77

2506 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う応急処理経費 10,438,000 円
(13,358,000 円)

[国・県 1,038,000 円 地方債 9,400,000 円]

*特財積算根拠

[県補：被災住宅復興支援事業補助金 1,038,000 円]

[市債：災害援護資金貸付債 9,400,000 円]

(単位：円)

事業項目	担当課	目的・内容	事業費
被災住宅復興支援利子補給補助金	社会福祉課	東日本大震災で住居等が被災した市民が、民間金融機関等から借入れをして、住宅の補修等を行う場合、利子の 1%分を補助し、復旧の負担軽減を図る。 ○補助期間 5年間（借り入れた日から）	1,038,000
災害援護資金貸付金	社会福祉課	東日本大震災被災者で、住居等が半壊以上の被災を受けた市民に、生活立て直しのための資金を貸し付ける。据置期間 6 年、償還期間 13 年（据置期間を含む）、利率 1.5%（保証人がいる場合は無利子）。	9,400,000

[担当：下表のとおり] P. 78

2507 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う避難者支援経費 34,291,000 円
(33,829,000 円)

[国・県 34,291,000 円]

*特財積算根拠

[県負：東日本大震災に係る災害救助費負担金 34,291,000 円]

(単位：円)

事業項目	担当課	目的・内容	事業費
避難者対応応急住宅借上	社会福祉課	東日本大震災により、住居が全壊、流失又は原発事故による避難者等に対して、市が民間住宅を借上げ、応急住宅として避難者に貸与している。 ○応急住宅借上げ件数 42 棟（平成 25 年 1 月現在） ○一時使用期間 ・当初契約の日から最長 3 年間 ○家賃の参考水準 ・4 人家族まで 60,000 円/月 ・5 人家族以上 90,000 円/月	34,291,000

[担当：下表のとおり] P. 78

2510 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う放射線対策経費 6,201,000 円
(20,794,000 円)

[一財 6,201,000 円]

(単位：円)

事業項目	担当課	目的・内容	事業費
保育所給食食材残留放射線検査	子育て支援課	給食の安全・安心を確保することを目的とし、児童に提供する給食食材の安全性を確認するため、市内保育所の給食食材の放射性物質検査を実施する。	305,000
小中学校給食食材残留放射線検査	学務給食課	給食の安全・安心を確保することを目的とし、児童・生徒に提供する給食食材の安全性を確認するため、市内小中学校の給食食材の放射性物質検査を実施する。	196,000
公園草枝処分委託	水とみどりの課	公園の維持管理にて発生した枝葉の処分が、放射能の影響により常総環境センターにて処分できなくなったため、処分を業者に委託する。	5,500,000
原発事故農畜産物損害賠償対策協議会負担金	農政課	JA 茨城みなみ及び取手市、守谷市、つくばみらい市で構成する原発事故農畜産物損害賠償協議会で購入した放射能測定システムの運用に係る光熱水費及び測定に伴う消耗品代等を負担し、円滑な運用を図る。	200,000

[担当：安全安心対策課] P. 78

2601 災害時要援護者対策に要する経費 134,000 円 (134,000 円)

[一財 134,000 円]

○ 目的

災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時に一連の行動をとるために支援を要する人たちを災害時要援護者といい、これらの人たちの被災を最小限にとどめるため、避難支援体制の確立を図る。

○ 内容

- ・講演会などを行い災害時要援護者への避難支援対策についての啓発を行う。
- ・防災訓練を行い災害発生時における要援護者への避難支援体制の習熟と要援護者本人及びその家族等の防災意識の高揚を図る。

1 総務管理費 12 国民保護対策費

[担当：安全安心対策課] P. 79

2001 国民保護対策に要する経費 99,000 円 (99,000 円)

[一財 99,000 円]

○ 目的

国民保護法に基づき取手市国民保護協議会を設置し、国民（取手市民）の保護のための措置に関する施策を総合的に推進する。

○ 内容

国民保護協議会委員の報酬及び旅費

1 総務管理費 13 男女共同参画推進費

[担当：秘書課] P. 79

1001 男女共同参画審議会に要する経費 89,000 円 (89,000 円)

[一財 89,000 円]

○ 目的

本市における男女共同参画社会推進のための市長の諮問に応じ調査審議するほか、市長に建議する。

○ 内容

委員 7 名の報酬 委員長 6,700 円×1 人×2 回、委員 6,300 円×6 人×2 回

[担当：秘書課] P. 79

2001 男女共同参画社会の推進に要する経費 962,000 円 (967,000 円)

[一財 962,000 円]

○ 目的

家庭、職場、地域などあらゆる分野において男性と女性がお互いの人権を尊重し個性と能力を十分に生かしきれぬ男女共同参画社会をめざし、意識の啓発と環境の整備、政策方針決定の場への女性の参画促進のための施策を、市、市民及び事業者が実施する。

○ 内容

[意識の改革事業]

- ・男女共同参画情報紙の発行、折込み、編集員謝礼 787,000 円
- ・研修等参加旅費 8,000 円
- ・事務用品、男女共同参画誌購読料 10,000 円

[啓発人材育成事業]

- ・男女共同参画地域推進委託料（男女共同参画に熱意のある市民が実行委員会を組織し、講演会事業などを実施する） 150,000 円

[相談事業]

- ・男女共同参画苦情処理員報酬 7,000 円
（市が実施する男女共同参画に関する施策等についての意見・苦情の申し出に対応する）

1 総務管理費 15 諸費

[担当：総務課] P. 80

2001 非核平和推進関係経費 196,000 円（146,000 円）

[その他 196,000 円]

* 特財積算根拠

[財産収入：平和基金利子 1,000 円]

[寄附金：平和基金寄附金 140,000 円]

[繰入金：平和基金繰入金 48,000 円]

[諸収入：戦争体験記売却代 6,000 円]

[諸収入：送料個人負担分 1,000 円]

○ 目的

非核兵器平和都市宣言都市として、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えると共に、平和の尊さを広く啓発する。

○ 内容

- (1) 消耗品費 47,250 円 非核兵器啓発用懸垂幕代
- (2) 通信運搬費 5,000 円 原爆写真パネル借用のための送料
- (3) 平和基金積立金 143,000 円 募金箱を市内金融機関等 40ヶ所に設置し、募金活動を行う。

[担当：総務課] P. 81

2101 地域改善対策に要する経費 1,067,000 円（1,261,000 円）

[一財 1,067,000 円]

○ 目的

人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、差別の解消を図る。

○ 内容

- (1) 茨城県地域人権運動連合会取手支部への補助金 100,000 円
- (2) 全日本同和会茨城県連合会取手支部への補助金 583,000 円
- (3) 人権・同和問題研修会等への参加経費 交通費・宿泊費 76,880 円、資料代 205,000 円

(4) 機関紙購読料 101,448 円

[担当：政策調整課] P. 81

2701 常総地方広域市町村圏事務組合負担金 652,889,000 円 (744,937,000 円)

[一財 652,889,000 円]

○ 目的

近隣自治体において、広域的に共同で処理することで、より効率的に処理できる業務を一部事務組合で処理している。下記の業務について、4市で常総地方広域市町村圏事務組合を組織し共同処理するものである。

○ 内容

共同処理している業務

- ・ ごみ処理に関する業務
- ・ 総合運動公園に関する業務
- ・ 地域交流センターに関する業務
- ・ 障害者支援施設に関する業務
- ・ 総合防災センターに関する業務
- ・ 職員の共同研修に関する業務

2 徴税費 2 賦課徴収費

[担当：課税課] P. 84

0501 市民税等賦課に要する経費 25,038,000 円 (17,838,000 円)

[その他 21,000 円 一財 25,017,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：ナンバー弁償金 5,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 16,000 円]

○ 目的

申告方法の多様化による利便性の向上と申告会場の混雑緩和による市民サービスの向上を図り、もって安定的な財源の確保を目的とする。

○ 内容

- ・ 申告受付業務委託料 6,300,000 円

申告データ入力・申告書作成補助者を派遣会社に委託することにより、監督者及び総合案内を増員し、申告者を類型化してあらかじめ必要な書類の作成を指導し、データ入力や申告書作成の効率化を図ることで、会場内の待ち時間を短縮する。

- ・ 個人住民税申告書作成システム維持管理業務委託料 252,000 円

納税者が自宅などのパソコンから取手市ホームページにアクセスし、自身の課税資料を基に必要事項を入力することで個人住民税申告書を作成するシステムを導入した。税法の改正にも対応していくため、システムの維持管理を委託する。

[担当：納税課] P. 85

0701 徴収事務に要する経費 31,721,000 円 (31,116,000 円)

[その他 1,600,000 円 一財 30,121,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：市税督促手数料 1,600,000 円]

(1) 市税のコンビニ収納に要する経費 3,927,000 円

○ 目的

納税の利便性の向上と安定的な税収の確保を図る。

○ 内容

市県民税、固定資産税、軽自動車税を、コンビニエンスストアの店舗（一部を除く）から納付できる。

また、納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。

(2) クレジットカード収納に要する経費 311,000 円

○ 目的

納税の利便性の向上を図る。

○ 内容

パソコンか携帯電話の所定のインターネットのサイトを利用して、クレジットカード（ビザ、マスター、JCB、アメリカン・エクスプレス、ダイナース）で軽自動車税を納付できる。

(3) 公金収納情報データ処理委託に要する経費 7,728,000 円

○ 目的

納税者からの照会等に対する迅速化及び収納管理事務の効率化を図る。

○ 内容

市税の収納処理について、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書（紙ベース）を、OCR 読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

(4) 茨城租税債権管理機構負担金 10,948,000 円

○ 目的

滞納者及び収入未済額の縮減を図り、収納率の向上に努める。

○ 内容

市において、徴収困難な滞納事案を積極的に移管する。

【担当：課税課】 P. 86

2001 資産評価システムに要する経費 20,543,000 円（21,937,000 円）

[一財 20,543,000 円]

○ 目的

固定資産の課税客体をより正確に把握することにより、課税内容の適正化、均衡化を図る。

○ 内容

固定資産評価課税事務に利用している地図情報システムのデータを利用して、分筆や合筆等の土地の異動に伴う画地データの更新をしている。また、航空写真の活用による評価対象となる土地及び家屋の利用状況を把握し、現況確認業務をもとに適正な評価と課税を行う。

・ 固定資産評価システム業務委託料 20,543,000 円

[担当：課税課] P. 86

2101 不動産評価鑑定に要する経費 25,339,000 円 (3,318,000 円)

[一財 25,339,000 円]

○ 目的

固定資産税の賦課時における、適正な評価額を得る。

○ 内容

平成 27 年度評価替に伴い、固定資産土地の正確な把握と適正な評価のため、25 年～28 年までに標準宅地 (570 基準地) 及び下落修正 (395 地点) を同一の不動産鑑定士が検討することにより、価格判定の精度向上を図り、課税を行う。

・土地下落率鑑定委託料 3,194,000 円 ・不動産鑑定業務委託料 22,145,000 円

3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費

[担当：市民課] P. 87

0501 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 22,498,000 円 (28,182,000 円)

[国・県 847,000 円 その他 21,651,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：中長期在留者住居地届出等事務委託金 744,000 円]

[県委：人口動態調査事務委託金

$\{1,840 + 69,210 (@30 \text{ 円} \times 2,307 \text{ 件})\} \times 1.05 + 5,100 \div 79,000 \text{ 円}$]

[県委：日雇健康保険事務委託金 $@79.45 \times 120 \text{ 件} \div 9,000 \text{ 円}$]

[県委：電子証明書発行交付金 $@50 \times 300 \text{ 件} = 15,000 \text{ 円}$]

[手数料：総務手数料 6,150,000 円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 15,501,000 円]

○ 目的

戸籍・住民基本台帳関係の届出及び各種証明書の交付について、電算化を推進することにより事務処理の正確性や迅速性をさらに高め、また 4 箇所の出先機関との連携により市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・戸籍総合システムの機器一式及びソフトの再リースに要する経費
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの新規リースに要する経費
- ・記載事項証明の編集発行や山王郵便局での住民票等の交付に必要な窓口証明発行機をリースする経費
- ・戸頭窓口コーナー(戸頭公民館内)において、戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明書等の交付及び花輪テニスコート・とがしら公園野球場の貸出業務等の経費

[担当：取手支所] P. 88

0601 支所事務に要する経費 3,886,000 円 (4,291,000 円)

[その他 9,000 円 一財 3,877,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000 円]

○ 目的

東部地区及び取手駅周辺地域等の住民を対象に戸籍・住基関係の届出、住民票・印鑑証明書等各種証明書の交付、国民健康保険・国民年金の資格得喪届、児童手当・医療福祉費等支給申請、各種税・手数料等の収納その他、窓口業務を広範に亘り取り扱い、地域住民の利便性を図ると共に市の行事や観光・地理の案内等も行う。

○ 内容

- ・ 一般職非常勤報酬
- ・ オンライン端末機使用料
- ・ 保守点検委託料
- ・ 非常通報装置改修工事

[担当：取手支所] P. 89

0701 取手駅前窓口事務に要する経費 9,336,000円(9,211,000円)

[その他 24,000円 一財 9,312,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 24,000円]

○ 目的

通勤・通学者の方々が帰宅途中に利用できるように、業務時間を午前10時から午後7時までとし、土・日・祝日においても業務を行う。毎月第3水曜日が定休日、戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明書等各種証明書の交付、各種税及び手数料の収納及び図書の貸出業務も行い、多様化する市民のニーズやライフスタイルにも対応、尚一層の市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・ 一般職非常勤報酬
- ・ 機械警備委託料
- ・ 駅前窓口借上料
- ・ 駅前窓口利用者用駐車場借上料
- ・ 光熱水費

[担当：市民課] P. 90

2001 自動交付機に要する経費 6,956,000円(7,244,000円)

[その他 6,956,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：総務手数料 3,000,000円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 3,956,000円]

○ 目的

本庁舎及び藤代庁舎の2台の自動交付機により市民の多様なニーズに対応するため、平日の閉庁後や土・日曜日でも住民票の写しや印鑑登録証明の交付が受けられるようにするとともに、手続きの簡素化による窓口の混雑緩和を図る。

○ 内容

- | | |
|---------|---|
| 設置場所 | ・ 取手市役所本庁舎玄関ホール内及び藤代庁舎玄関ホール内 |
| 稼働日及び時間 | ・ 平日 午前8時30分～午後7時
・ 土日 午前8時30分～午後5時 |
| 稼働休止日 | ・ 祝祭日と年末年始(12月29日～1月3日)
・ 振替休日、国民の休日 |

[担当：市民課] P.90

2101 郵便局による諸証明発行に要する経費 275,000円 (275,000円)

[その他 275,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：戸籍住民登録手数料 275,000円]

○ 目的

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき、山王支所の廃止の代替施設として平成15年12月に藤代山王郵便局に開設し、旧藤代町との合併協議を経て現在に至っている。

○ 内容

1. 以下の請求の受付及び交付事務（本人請求に係わるもの）

- ・ 戸籍の謄本・抄本（除籍も含む）
- ・ 納税証明及び所得証明
- ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍附票の写し
- ・ 印鑑登録証明

2. 取扱日及び時間

土・日曜日・祝祭日及び12/29～1/3を除く日の午前9時から午後4時まで

3. 主な経費の内訳

郵便局での申請・交付業務に必要な窓口証明発行機をリースする経費、窓口証明発行機の保守点検委託料、郵便局の取扱手数料、電話回線使用料などである。

< 戸籍・住民票等の手数料件数 >

(1) 総務手数料 9,150,000円

種 別	単 価 (円)	件 数	合 計 (円)
印 鑑 登 録	200	4,200	840,000
印 鑑 登 録 証 明	200	37,000	7,400,000
仮 ナ ン バ ー	750	700	525,000
そ の 他 の 証 明	200	50	10,000
住 民 基 本 台 帳 カ ー ド	500	750	375,000

(2) 戸籍住民登録手数料 22,347,200円

種 別	単 価 (円)	件 数	合 計 (円)
戸 籍 謄 本	450	12,300	5,535,000
戸 籍 抄 本	450	3,500	1,575,000
除 原 謄 抄 本	750	5,700	4,275,000
受 理 証 明 書 他	350 1,400	400 3	140,000 4,200
住 民 票 の 写 し	200	49,040	9,808,000
住 民 票 の 写 し (6 人 以 上)	300	500	150,000
住 基 関 覧	2,000	20	40,000
戸 籍 附 票	200	1,300	260,000
住 基 記 載 事 項 証 明	200	1,700	340,000
身 分 証 明	200	1,100	220,000

[担当：市民課] P.91

2401 旅券事務に要する経費 3,256,000円 (3,370,000円)

[その他 13,000円 一財 3,243,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 13,000円]

○ 目的

旅券(パスポート)事務が県から市町村に権限委譲になり、市民課窓口で業務を行なっている。申請・交付業務を月曜日から金曜日に行い、交付業務のみを日曜日の午前中に行うことで市民サービスの向上を図る。

○ 内容

旅券(パスポート)の申請受付、審査、交付事務を行う。

窓口開設日時：月曜から金曜日 午前9時から午後4時45分

日曜日(交付のみ) 午前9時から正午

3 戸籍住民基本台帳費 2 住居表示費

[担当：市民課] P.91

2001 住居表示に要する経費 82,000円 (54,000円)

[一財 82,000円]

○ 目的

・住居表示区域に係る町名、街区及び住居番号の表示、住居表示台帳の維持管理

○ 内容

・住居表示区域内における建物新築(新設)に係る住居番号の設定、及び住居表示台帳の更新

4 選挙費 1 選挙管理委員会費

[担当：総務課] P.92

0501 選挙管理委員会に要する経費 732,000円 (701,000円)

[一財 732,000円]

○ 目的

選挙管理委員会事務の公正・適正な執行を図る。

○ 内容

- | | |
|--|----------|
| (1) 選挙管理委員会開催経費 | 342,000円 |
| 開催に伴う委員報酬(10回分 委員長報酬@9,000 委員報酬@8,400) | |
| (2) 選挙関係書誌購読料及び参考図書の購入 | 15,000円 |
| (3) 選挙啓発ポスターコンクール応募者記念品 | 22,500円 |
| (4) 政治活動用事務所証票 | 31,500円 |
| (5) 農業委員会選挙人名簿登録申請に要する郵送料 | 251,443円 |
| (6) 全国市区選挙管理委員会連合会分担金 | 38,000円 |
| (7) 全国市区選挙管理委員会連合会関東支部分担金 | 17,800円 |

4 選挙費 2 諸選挙費

[担当：総務課] P. 93

2501 参議院議員通常選挙に要する経費 48,407,000 円 (0 円)

[国・県 48,407,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：参議院議員通常選挙費委託金 48,285,000 円]

[国委：参議院議員通常選挙啓発推進事業委託金 122,000 円]

○ 目的

参議院議員通常選挙の執行。

○ 内容

参議院議員通常選挙に要する経費である。

平成 25 年 7 月 28 日の参議院議員の任期満了により執行される予定である。

[担当：総務課] P. 94

3601 県知事及び県議会議員補欠選挙の同時選挙に要する経費 51,623,000 円 (0 円)

[国・県 51,623,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：茨城県知事選挙費委託金 25,812,000 円]

[県委：茨城県議会議員補欠選挙費委託金 25,811,000 円]

○ 目的

県知事及び県議会議員補欠選挙の同時選挙の執行。

○ 内容

県知事及び県議会議員補欠選挙に要する経費である。

平成 25 年 9 月 25 日の任期満了により執行される予定である。

5 統計調査費 1 統計調査総務費

[担当：政策調整課] P. 97

0501 統計事務に要する経費 161,000 円 (161,000 円)

[その他 6,000 円 一財 155,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：統計とりで売却代 2,000 円]

[諸収入：県民手帳頒布手数料 4,000 円]

○ 目的

情報化社会における統計の重要性を深く認識し、統計教育の推進と、統計思想の普及向上を図る。

○ 内容

(1) 統計グラフコンクールの実施

(2) 県統計協会への参画

5 統計調査費 2 諸統計調査費

[担当：政策調整課] P. 98

2701 住宅・土地統計調査に要する経費 5,140,000 円 (0 円)

[国・県 5,140,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：住宅・土地統計調査 5,140,000 円]

○ 目的

わが国の住宅とそこに居住する世帯、世帯の保有する土地等の実態を把握し、住生活関連施策の基礎資料を得ることを目的とする。

○ 内容

- (1) 期日 平成 25 年 10 月 1 日
- (2) 指導員数 13 名
- (3) 調査員数 68 名

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 102

0501 社会福祉事務に要する経費 1,488,000 円 (1,637,000 円)

[一財 1,488,000 円]

○ 目的

福祉事務全般のスムーズな取り組みと、各種事業の推進を図る。

○ 内容

- ・ 委託料 健康福祉まつり事業委託料 180,000 円
職員健康診断委託料 202,000 円

個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会の多い職員が、B型肝炎及び結核に感染する危険を防止するため、予防接種と検査を実施する。

- ・ 賛助金 いばらき被害者支援センター賛助金 99,000 円

社団法人いばらき被害者支援センターは、「犯罪被害者基本法」を受けて設立された民間被害者支援団体である。被害者からの様々な悩み・相談等、犯罪被害者のニーズに応えるための支援活動を推進する。そのための財政的支援である。

[担当：社会福祉課] P. 103

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 128,085,000 円 (139,647,000 円)

[一財 128,085,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の活性化を図る。

○ 内容

- ・ 社会福祉協議会運営費補助金 128,085,000 円
 - 取手社会福祉協議会本所運営経費 74,048,000 円
 - 藤代支所運営経費 21,870,000 円
 - 在宅福祉サービス運営事業 897,000 円
 - ヘルパーステーション運営事業 13,544,000 円
 - ホームケアふじしろ運営事業 16,686,000 円
 - 心配ごと相談運営事業 300,000 円
 - 総合ボランティア支援センター補助金 740,000 円

[担当：社会福祉課] P. 103

2201 民生委員に要する経費 17,635,000 円 (17,635,000 円)

[国・県 26,000 円 一財 17,609,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：民生委員推薦会交付金 26,000 円]

○ 目的

民生委員・児童委員の福祉活動について、必要な支援を行う。

○ 内容

民生委員児童委員 187 人（内、主任児童委員 15 人）

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 @93,300 円×187 人=17,447,100 円

[担当：社会福祉課] P. 103

2301 行旅死病人取扱いに要する経費 1,487,000 円（1,269,000 円）

[国・県 794,000 円 一財 693,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 198,500 円×4 体=794,000 円]

○ 目的

行旅病人の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

○ 内容

行旅死亡人（4 体分）に係る諸費用

[担当：社会福祉課] P. 104

2401 遺族等の援護に要する経費 395,000 円（12,000 円）

[一財 395,000 円]

○ 目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をする。

○ 内容

戦没者追悼式に係る諸経費 395,000 円（2 年に 1 度開催し、今年度がその年にあたる）。会場設営菊花代、案内状郵送代、バス借上料等。

[担当：社会福祉課] P. 104

2501 更生保護に要する経費 730,000 円（578,000 円）

[一財 730,000 円]

○ 目的

社会奉仕の精神の下、罪を犯した人たちの更生や犯罪のない社会形成の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

○ 内容

- | | |
|------------------|-----------|
| ・取手地区保護司会負担金 | 282,000 円 |
| ・県更生保護協会負担金 | 100,000 円 |
| ・更生保護女性会補助金 | 98,000 円 |
| ・取手地区保護司会取手支部補助金 | 250,000 円 |

[担当：社会福祉課] P. 105

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 5,831,000 円（5,848,000 円）

[国・県 4,191,000 円 一財 1,640,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 4,137,000 円]

[国委：遺族及び留守家族等援護事務委託金 54,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを支援する。

○ 内容

- ・ 支援・相談員の派遣 54,000 円

中国残留邦人等が安心して生活を送れるよう、求めに応じて必要な助言等を行うため、支援・相談員を派遣する。

- ・ 支援給付金の給付 5,516,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等がある。

[担当：障害福祉課] P. 105

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 14,384,000 円 (15,004,000 円)

[一財 14,384,000 円]

○ 目的

療養者本人・家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病となる疾患で、継続的に入院・通院している者を対象に見舞金（年額 20,000 円）を支給する。

@20,000 × (659 + 60) 人 (H23 年度の実績 659 人 + 新規)

[担当：社会福祉課] P. 105

3201 住宅緊急特別措置に要する経費 5,098,000 円 (5,523,000 円)

[国・県 5,098,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金

@35,400 円 × 12 ヶ月 × 12 人 = 5,098,000 円]

○ 目的

住宅を喪失又は喪失するおそれのある離職者に対し、住宅及び就労機会を確保するために、県の補助を得て経済的支援を行う。県補助率 10/10。

○ 内容

住宅緊急特別措置に係る住宅手当を給付する。

[担当：健康づくり推進室] P. 106

3401 健康づくり推進事業に要する経費 3,120,000 円 新規

[一財 3,120,000 円]

○ 目的

取手市のウェルネス施策を体系化し、方向性を明確に発信するとともに、健康づくり推進のための具体策を企画立案し、関係部署と連携して実施することを目的とする。

○ 内容

- ・委託料 ウェルネス施策推進支援業務委託料 3,000,000 円
ウェルネス施策の企画・立案に関し、ノウハウを持った事業者とアドバイザー契約を結ぶための委託料を計上。
- ・旅費 SWC 研究会、SWC シンポジウム、先進地視察旅費 120,000 円
先進地視察、SWC 首長研究会への随行などのため、旅費を計上。

1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P. 106

0501 障害福祉事務に要する経費 485,000 円 (472,000 円)

[一財 485,000 円]

○ 目的

障害福祉の業務を円滑に実施する。

○ 内容

主に障害福祉事務に係る経費であるが、報償費、委託料、補助金については下記のとおりである。

- ・報償費
身体障害者・知的障害者相談員謝礼 @20,000×7人=140,000 円
- ・委託料
職員健康診断委託料 43,000 円 (B 型肝炎検査 2 名、結核検査 2 名)
個別相談、家庭訪問など様々な人との接触による B 型肝炎及び結核感染について予防接種と検査を実施する。
- ・補助金
取手市身体障害者福祉協議会補助金 72,000 円
取手市重症心身障害児(者)を守る会補助金 28,000 円
ちょこっとくらぶ補助金(新規) 100,000 円

[担当：障害福祉課] P. 107

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,363,000 円 (1,392,000 円)

[一財 1,363,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請のために取得した診断書料の一部(1/2・上限 5,000 円)を助成し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

- 障害者手帳申請診断書料助成 @2,900 円×470 件=1,363,000 円

[担当：障害福祉課] P. 107

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 5,633,000円(5,785,000円)

[一財 5,633,000円]

○ 目的

在宅の重度の障害者が医療機関等への往復のために利用するタクシー及び取手市福祉有償運送の許可を得た団体による移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、重度障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関への通院等に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額、移送団体利用の場合は1回の利用につき500円を助成する。

- ・慢性透析療法を実施している者 年60回限度
- ・その他の者 年36回限度

タクシー利用料金助成 @680円×667枚×12月=5,442,720円

※680円は、初乗り料金の平均単価

タクシー利用券印刷代 @440×410冊×1.05=189,420円

[担当：障害福祉課] P. 107

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,180,000円(1,092,000円)

[一財 1,180,000円]

○ 目的

18歳以上の重度障害者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の負担を軽減し、重度障害者の福祉向上を図る。

○ 内容

紙おむつ(フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパット)4種類の中から選択。障害者本人が市民税非課税の方を対象に、年4回(4月・7月・10月・1月)支給する。

@10,400円×27名×4回×1.05=1,179,360円

[担当：障害福祉課] P. 107

2401 障害児(者)及び付添人交通費支給に要する経費 3,092,000円(2,904,000円)

[一財 3,092,000円]

○ 目的

訓練が必要な障害者・児(付添人)が、福祉施設等への通所に要する交通費の一部を助成し、当該家庭を経済面から支援する。

○ 内容

月額5,000円を限度に、年3回(8月・12月・4月)助成する。

<内訳>

- ・交通費 @6,300円×165件=1,039,500円
- ・燃料費 @12,000円×171件=2,052,000円

[担当：障害福祉課] P. 108

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費 7,883,000円

[国・県 1,201,000円 一財 6,682,000円] (16,368,000円)

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 801,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 400,000円]

○ 目的

在宅の障害者に対し就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援（夜間支援）をおこなう。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流をおこなう「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により平成22年4月1日から平成26年3月31日まで取手市社会福祉協議会が運営をおこなう。

障害者福祉センターつつじ園指定管理料 7,868,000円

(障害福祉サービス等 1,662,000円)

(地域生活支援事業 生活訓練事業(夜間支援) 1,603,000円

地域活動支援センター事業 4,603,000円)

火災保険料 15,000円

[担当：障害福祉課] P. 108

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費 34,689,000円

[国・県 2,250,000円 一財 32,439,000円] (27,254,000円)

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,500,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 750,000円]

○ 目的

在宅の障害者に対し生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創造的活動の場やレクリエーションの場を設け、障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により平成22年4月1日から平成26年3月31日まで取手市社会福祉協議会が運営をおこなう。

障害者福祉センターあけぼの指定管理料 34,134,000円

(地域活動支援センターⅡ型運営経費 9,000,000円を含む)

備品購入費（介護用浴室リフト） 550,000円

[担当：障害福祉課] P. 108

3201 特別障害者援護に要する経費 22,021,000円 (22,119,000円)

[国・県 16,515,000円 一財 5,506,000円]

* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 22,021,000 円×3/4=16,515,750 円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護を必要とする最重度の障害者に対し、物的かつ精神的な負担の軽減を図る。

○ 内容

- ・特別障害者手当 @26,260 円×47 人×12 月=14,810,640 円
- ・障害児福祉手当 @14,280 円×32 人×12 月=5,483,520 円
- ・福祉手当(経過措置) @14,280 円×10 人×12 月=1,713,600 円

※ 年4回支給

5月(2-4月分)、8月(5-7月分)、11月(8-10月分)、2月(11-1月)に支給

- ・通信運搬費 11,700 円

[担当：障害福祉課] P.108

3301 介護給付費等に関する経費 894,764,000 円 (861,121,000 円)

[国・県 669,406,000 円 一財 225,358,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 891,236,000 円×1/2=445,618,000 円]

[国補：障害者自立支援事業等補助金 1,958,022 円×1/2=979,011 円]

[県負：自立支援給付費負担金 891,236,000 円×1/4=222,809,000 円]

○ 目的

自立支援給付費の支給決定を受けた者が利用した障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者本位のサービス提供を基本とした福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・障害者給付審査会委員報酬 966,000 円
 - 会長 @17,000 円×1 人×6 回=102,000 円
 - 委員 @16,000 円×9 人×6 回=864,000 円
- ・障害者給付審査会委員費用弁償 48,000 円
- ・介護給付費 574,495,000 円
 - 居宅介護 (35,400,000 円) 61 人
 - 重度訪問介護 (126,000 円) 1 人
 - 同行援護 (1,215,000 円) 5 人
 - 療養介護 (10,534,000 円) 4 人
 - 生活介護 (365,000,000 円) 193 人
 - 短期入所 (7,777,000 円) 16 人
 - 共同生活介護 (33,290,000 円) 23 人
 - 施設入所支援 (121,153,000 円) 98 人
- ・訓練等給付費 292,036,000 円
 - 共同生活援助 (11,124,000 円) 14 人
 - 宿泊型自立訓練 (4,368,000 円) 3 人

自立訓練(機能)	(1,296,000円)	1人
自立訓練(生活)	(27,304,000円)	15人
就労移行支援	(44,468,000円)	22人
就労移行支援(養成施設)	(840,000円)	1人
就労継続支援A型	(21,216,000円)	15人
就労継続支援B型	(181,140,000円)	130人
地域移行支援	(280,000円)	1人
・計画相談支援給付費	2,385,000円	
・特定障害者特別給付費	22,320,000円	
・給付審査会医師意見書料	944,022円	(新規者・継続者220名分)
・国保連支払手数料	1,320,000円	

[担当：障害福祉課] P. 109

3302 自立支援医療に関する経費 58,733,000円(60,034,000円)

[国・県 44,025,000円 一財 14,708,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 更生医療 56,700,000円×1/2=28,350,000円
育成医療 2,000,000円×1/2=1,000,000円]

[県負：自立支援医療給付費負担金 更生医療 56,700,000円×1/4=14,175,000円
育成医療 2,000,000円×1/4=500,000円]

○ 目的

更生医療 障害者自立支援法第54条の規定に基づき、障害を軽減及び回復させる医療を給付し、身体障害者の生活の質の向上及び社会参加の促進を図る。

育成医療 障害者自立支援法第58条の規定に基づき、18歳未満の障害を持つ児童に対しその障害を除去・軽減するための治療を給付し、社会参加の促進を図る。

○ 内容

免疫療法(HIV、腎臓、肝臓)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等のための入院・通院のための費用について給付する。

・更生医療給付費

生保透析者	@363,000円×10名×12月=43,560,000円
生保免疫者	@268,000円×2名×12月=6,432,000円
一般透析者	@63,000円×2人×12月=1,512,000円
一般免疫者	@36,000円×11人×12月=4,752,000円
一般肝臓機能(免疫療法)	@18,500円×2人×12月=444,000円

・育成医療給付費

扶助費 @100,000円×20件=2,000,000円

・支払審査手数料

32,680円

[担当：障害福祉課] P. 109

3303 補装具費に関する経費 15,000,000円(15,000,000円)

[国・県 11,250,000円 一財 3,750,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 15,000,000 円×1/2=7,500,000 円]

[県負：自立支援補装具費負担金 15,000,000 円×1/4=3,750,000 円]

○ 目的

障害者自立支援法第 76 条の規定に基づき、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

・補装具交付及び修理費

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P. 109

3304 地域生活支援事業に関する経費 38,464,000 円 (35,658,000 円)

[国・県 26,750,000 円 一財 11,714,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 17,833,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 8,917,000 円]

○ 目的

障害者自立支援法第 77 条の規定に基づき、地域生活支援事業として障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を市町村が効率的・効果的に実施し、福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

・自立支援協議会委員謝礼 @2,000 円×16 人×6 回=192,000 円

〈委託料〉

・コミュニケーション支援事業委託料 622,000 円

@48,000×12 月=576,000 円

派遣事務費 46,000 円 (120 件分)

手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。

・地域活動支援センター事業委託料 3,565,000 円

地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。

地域活動支援センター I 型「いなしきハートフルセンター」

〈負担金、補助金及び交付金〉

・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000 円

・社会参加促進事業補助金 786,000 円

手話奉仕員や要約筆記者奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業を実施している。

〈扶助費〉

- ・ 日常生活用具給付 19,000,000 円
 ストマ用装具 15,000,000 円 その他の日常生活用具 4,000,000 円
 ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを
 給付し日常生活の利便を図る。
- ・ 自動車改造費助成 200,000 円
 @100,000 円×2 件
- ・ 自動車運転免許取得費助成 200,000 円
 @100,000 円×2 件
- ・ 障害者生活ホーム助成 1,578,000 円
 @65,730 円×2 人×12 月=1,577,520 円
- ・ 移動支援 984,000 円
 @82,000 円×12 月=984,000 円
 屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者および精神障害者
 に対して、外出の際の移動を支援する。
- ・ 日中一時支援 6,147,000 円
 日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者
 に対して活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図る。
- ・ 訪問入浴サービス 4,725,000 円
 @11,250 円×5 回×7 人×12 月=4,725,000 円
 自宅において入浴することが困難な重度障害者に対して、浴槽を提供し寝たま
 まで入浴することができるよう介助する。

[担当：障害福祉課] P. 110

3601 あけぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費
[一財 1,557,000 円] 1,557,000 円 (1,458,000 円)

○ 目的

経済的負担を軽減することにより、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

○ 内容

「取手市立老人福祉センターあけぼの」「取手市立老人福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」の障害者とその付添人 1 名の利用料金 100 円を助成する。

@100 円×対象施設延利用実績 15,566 名 (H24 上半期・H23 下半期) =1,556,600 円

1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P. 111

0501 老人福祉事務に要する経費 1,322,000 円 (1,430,000 円)

[一財 1,322,000 円]

○ 目的

高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者を対象とした台帳を整備し、高齢者台帳システムにて管理し、登録者の緊急時に活用することにより安全安心を図る。

○ 内容

民生委員が対象者を戸別訪問し、台帳を作成する。台帳は紙で管理すると同時に、システムに入力し管理する。

高齢者台帳用紙代 @990 円×9ヶ月×1.05=9,356 円

高齢者台帳システム使用料 @70,000 円×12 月×1.05=882,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 111

2202 緊急通報装置給付に関する経費 11,908,000 円 (10,406,000 円)

[一財 11,908,000 円]

○ 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置することにより、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができ、また、ひとり暮らし高齢者等の不安を軽減するとともに災害等からの救助活動を一層迅速に行うため緊急通報装置を設置し、不安の軽減を図る。

○ 内容

端末機設置 (火災警報器付き) @115,500 円×18 台=2,079,000 円

(火災警報器なし) @91,980 円×27 台=2,483,460 円

火災警報器 (台所・寝室の2ヶ所分) @50,715 円×7 台=355,005 円

機器更新 @111,930 円×22 台=2,462,460 円

受信センター装置リース料 @60,400 円×12 ヶ月×1.05=761,040 円

端末機保守点検委託料 3,296,000 円

設置時には所得により自己負担が生じる場合がある。

[担当：高齢福祉課] P. 112

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 8,343,000 円 (8,512,000 円)

[一財 8,343,000 円]

○ 目的

移動制約者及び移動支援団体に対し助成することにより、高齢者及び障害者等の外出促進と閉じこもり防止を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 @500 円×700 件×12 月=4,200,000 円

移送団体・タクシー共通利用券 @710 円×210 件×12 月=1,789,200 円

・福祉車両点検整備費補助事業

移送サービス団体が所有する福祉車両の車検・点検の整備費を補助することにより、福祉車両の普及促進と安全性の向上を図る。1 団体につき 200,000 円まで。

社会福祉協議会 @100,000 円×2 台=200,000 円

NPO 法人 ふじしろ福祉の会 @20,000 円×2 台=40,000 円

NPO 法人 活きる

@20,000 円×1 台=20,000 円

@100,000 円×1 台=100,000 円

・ 移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

@200 円×700 件×12 月=1,680,000 円

・ 利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。発行枚数は月 4 枚。

[担当：高齢福祉課] P. 113

2206 愛の定期便事業に関する経費 1,041,000 円 (1,041,000 円)

[一財 1,041,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸飲料を配布しながら安否確認を行う事業。週 3 回 (月・水・金) 利用者負担なし。

乳酸飲料業者配達 月・水 @67 円×2 本×96 日×64 人=823,296 円

社協ヘルパー配達 金 @34 円×2 本×50 日×64 人=217,600 円

[担当：高齢福祉課] P. 113

2208 お休み処に関する経費 1,114,000 円 (1,114,000 円)

[一財 1,114,000 円]

○ 目的

高齢者と地域の人々とのふれあいの場を提供する事で、地域とのつながりを強め、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては自治会・社会福祉協議会の協働のもと、ボランティアスタッフを配置し、お茶やおしゃべりで憩えるような場にする。

お休み処施設賃借料 (戸頭団地) @54,315 円×12 ヶ月=651,780 円

(井野団地) @38,440 円×12 ヶ月=461,280 円

[担当：高齢福祉課] P. 113

2301 敬老祝金支給に要する経費 5,332,000 円 (4,942,000 円)

[一財 5,332,000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福する。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

敬老祝金 5,220,000 円 88 歳 @10,000 円×405 人= 4,050,000 円

99 歳以上 @10,000 円×117 人= 1,170,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 113

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 36,249,000円 (36,521,000円)

[その他 12,000,000円 一財 24,249,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 12,000,000円]

(1) 取手市シルバー人材センター補助金 24,149,000円

○ 目的

高齢者が地域社会活動と密接な連帯を保ちながら経験と能力を生かし、働くことによって社会参加を図り、自らの生きがいの充実と地域の社会づくりに寄与すること。

○ 内容

シルバー会員による受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。

受託事業・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、
家事手伝い、一般事務 他

(2) 取手市シルバー人材センター貸付金 12,000,000円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの配分金（会員の仕事の対価）の立替え払い用資金に資するための貸付金。

○ 内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、配分金の支払いは翌月15日に行っている。

この支払い原資である個々の契約金の入金が1カ月以上遅れで入金されることで、これを立替え払いする資金が必要であるため、貸し付けを行うものである。

[担当：高齢福祉課] P. 114

2801 あげぼの管理運営に関する経費 40,016,000円 (40,149,000円)

[一財 40,016,000円]

○ 目的

60歳以上高齢者のための福祉の増進を図る。

○ 内容

浴室の利用と趣味教室活動の場として、月約5千人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成22年度～平成25年度

指定管理料 39,808,000円

[担当：高齢福祉課] P. 114

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 34,267,000円 (37,127,000円)

[一財 34,267,000円]

○ 目的

高齢者をはじめとするあらゆる世代を超えた利用者の交流と地域福祉の向上を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

浴室を中心として、月約1万人の多くの利用者がある。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は東京美化株式会社

指定管理契約期間 平成22年度～平成26年度

指定管理料 34,250,000円

[担当：高齢福祉課] P.114

2804 さくら荘管理運営に関する経費 28,349,000円（28,872,000円）

[一財 28,349,000円]

○ 目的

60歳以上高齢者のための福祉の増進を図る。

○ 内容

各種趣味教室活動が充実し、高齢者の方の生きがい増進の場として、月約2千人の高齢者が利用している。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成22年度～平成25年度

指定管理料 26,910,000円

生きがい教室事業実施委託料 374,000円

[担当：高齢福祉課] P.115

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 12,079,000円（13,643,000円）

[その他 1,201,000円 一財 10,878,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 1,201,000円]

○ 目的

養護老人ホーム（身体は自立であるが家族の虐待、経済的などの理由から在宅での生活が困難な高齢者の入所施設）へ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

○ 内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者5名の生活費・事務費等の入所措置費。費用徴収基準により、本人及び扶養義務者から負担金を徴収している。

[担当：高齢福祉課] P.115

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 2,987,000円（2,987,000円）

[国・県 597,000円 一財 2,390,000円]

* 特財積算根拠

[県補：高齢福祉対策費補助金 597,000円]

○ 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブに社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者のいきがいと地域活動を促進する。

○ 内容

市内 44 高齢者クラブが行う、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費に対し、補助要綱を定め、基本額と人数割額によって補助金を交付している。

・基本額	1 クラブ	20,000 円	・人数割	30 人以下	7,200 円 (上限)	8 クラブ
				31 人から 49 人	21,600 円 (上限)	13 クラブ
				50 人から 74 人	64,800 円 (上限)	17 クラブ
				75 人以上	104,400 円 (上限)	6 クラブ

[担当：高齢福祉課] P. 115

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 1,836,000 円 (1,828,000 円)

[一財 1,836,000 円]

○ 目的

高齢者が要介護状態にならないで、いつまでもいきいき過ごすことができるよう生きがいづくり、健康づくりを目的とする。

○ 内容

健康相談、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施。

参加対象者は市内在住 60 歳以上の方。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成 22 年度～平成 25 年度

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代) 指定管理料 6,993,000 円のうち
介護予防拠点施設運営に関する経費 5,161,000 円を介護保険特別会計で支出。

[担当：高齢福祉課] P. 116

4101 健康遊具整備に要する経費 2,709,000 円 (2,189,000 円)

[国・県 2,709,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域介護・福祉空間施設整備交付金 2,709,000 円]

○ 目的

高齢者が要介護状態へ移行せず、いつまでも生き生きと過ごすことができるよう、健康遊具を設置し介護予防につなげる。

○ 内容

国土交通省が整備する小貝川沿いのオープンスペースに、高齢者向けの健康遊具 6 基を設置する。

[担当：高齢福祉課] P. 116

4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 4,149,000 円 (4,161,000 円)

[一財 4,149,000 円]

○ 目的

低所得者（保険料段階区分第1段階者・第2段階者・第3段階者）の在宅介護サービス利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減する。

○ 内容

保険料段階区分により、利用者負担額の50%、30%、15%それぞれを助成する。

保険料段階区分第1段階者：老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方
@7,000円×1名×12ヶ月×50%=42,000円

保険料段階区分第2段階者：世帯全員が市民税非課税の方（前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方）

@7,000円×130名×12ヶ月×30%=3,276,000円

保険料段階区分第3段階者：世帯全員が市民税非課税の方で第2段階に該当しない方

@7,000円×60名×12ヶ月×15%=756,000円

[担当：高齢福祉課] P.117

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,522,000円（7,522,000円）

[一財 7,522,000円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、Eボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての、介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,500,000円

小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000円

[担当：国保年金課] P.118

7601 老人保健医療給付に要する経費 101,000円（101,000円）

[一財 101,000円]

○ 目的

老人保健医療精算事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度へと移された。

老人保健特別会計の3年間の設置義務が終了したことにより、その精算事務は一般会計に移され、老人保健医療精算事務に係る経費である。

老人保健審査支払手数料 1,000円

老人保健医療費 100,000円

1 社会福祉費 4 女性行政費

[担当：子育て支援課] P.118

2001 配偶者等からの暴力の相談に要する経費 121,000円（121,000円）

[一財 121,000円]

○ 目的

配偶者等から暴力の被害者に対する相談・助言を行い、状況の改善や生活の自立を図る。

○ 内容

DV 相談員(家庭相談員兼務)2名による相談、助言を行う。また、若年者に対するデートDV についても相談員を育成し対応する。

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P. 119

0501 医療福祉事務に要する経費 19,425,000 円 (15,314,000 円)

[国・県 5,480,000 円 一財 13,945,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 10,960,000 円×1/2=5,480,000 円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

審査支払手数料 (国保連合会)	@ 49 円 ×57,000 件=2,793,000 円
(支払基金)	@114.2 円×57,000 件=6,509,400 円(調剤以外)
	@ 57.2 円×29,000 件=1,658,800 円(調剤)
国保連合会共同電算処理委託料	2,407,000 円

[担当：国保年金課] P. 119

0601 医療福祉費助成に要する経費 564,711,000 円 (506,285,000 円)

[国・県 223,537,000 円 その他 62,888,000 円 一財 278,286,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：医療福祉医療費 (医療福祉医療費 509,962,000 円—高額療養費返納金等 62,888,000 円)×1/2=223,537,000 円]

[諸収入：高額療養費返納金 62,887,000 円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000 円]

○ 目的

小児(出生から小学3年生)・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に対して、公費で医療費の一部を負担し、少子化や高齢化対策の促進を図る。

茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける乳幼児(小学校入学前)を対象に、保険診療分費用の一部を取手市が全額負担するぬくもり医療支援事業を実施している。更に小学校入学から中学校卒業までの間において入院治療を受けた場合、支払った保険診療分医療費の一部を助成する制度を実施している。なお、平成25年10月診療分から、ぬくもり医療支援事業対象者をこれまでの小学校就学前から小学校6年生まで拡大し、家計的負担の軽減を図る。

○ 内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.119

0501 国民年金事務に要する経費 582,000円 (570,000円)

[国・県 582,000円]

*特財算出根拠

[国委：国民年金事務委託金 582,000円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支えあう制度である。老後の所得保障だけでなく、万一病気やケガで重い障害が残った場合の障害基礎年金や、家計の大黒柱を失ったとき遺族年金が支給される公的年金制度で、国の法定委託事務とし実施する。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金・厚生年金保険・共済組合の3グループに分かれ、国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳までのすべての方が加入することになっている。

被保険者数

年 度	第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者	被保険者総数
平成23年度	15,868人	415人	8,517人	24,800人
平成22年度	16,199人	458人	8,920人	25,577人

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：子育て支援課] P.121

1201 子ども・子育て事業に要する経費 2,815,000円 新規

[一財 2,815,000円]

○ 目的

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、総合的・計画的に子ども・子育て支援を実施するため、地域のニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定する。

○ 内容

子ども・子育て会議委員謝礼 305,000円

子ども・子育て事業計画ニーズ調査委託料 2,510,000円

[担当：障害福祉課] P.122

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 18,740,000円 (12,032,000円)

[一財 18,740,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童（概ね就学前）とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により平成22年4月1日から平成26年3月31日まで取手市社会福祉協議会が運営をおこなう。

通園部門（単独通園、親子通園）、専門職指導（作業療法、言語療法、認知指導など）、相談部門（発達相談、就学相談）を三本柱として専門的な療育を行う。

こども発達センター指定管理料	18,724,000 円
火災保険料	15,868 円

[担当：子育て支援課] P.122

2101 家庭児童相談室に要する経費 3,086,000 円 (3,105,000 円)

[国・県 48,000 円 その他 15,000 円 一財 3,023,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 1,000 円]

[国補：子育て支援交付金 48,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 14,000 円]

○ 目的

児童を養育している家庭に係る悩みや相談等について助言、指導を行うことにより福祉の向上を図る。

○ 内容

家庭相談員による相談、助言を行う。

[担当：子育て支援課] P.123

2801 児童扶養手当に要する経費 353,367,000 円 (353,341,000 円)

[国・県 117,620,000 円 その他 252,000 円 一財 235,495,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 352,860,000 円×1/3=117,620,000 円]

[諸収入：児童扶養手当返納分（過年度） 252,000 円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともにしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って手当を支給し、福祉の増進を図る。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童（心身におおむね中度以上の障害がある場合は 20 歳未満）を監護している父・母または両親にかわって養育している方に支給する。（所得制限あり）

全部支給の場合

対象児童数(人)	月額(円)
1	41,430
2	46,430
3	49,430

※ 3 人目以降は、3,000 円ずつ加算

一部支給の場合 月額 41,420 円から 9,780 円まで段階的に支給する。

手当支給月は、4 月、8 月、12 月で前月分までを支給する。

対象者数：全部支給 400 人、一部支給 390 人、2 子加算 250 人、3 子以降加算 65 人

[担当：子育て支援課] P.123

3001 要保護児童対策事業に要する経費 84,000円 (94,000円)

[一財 84,000円]

○ 目的

関係機関との情報共有・連携を行い、要保護児童の早期発見と早期対応により適切な保護を図る。また、児童虐待についての啓発活動を行うことにより虐待の早期発見・未然防止を図る。

○ 内容

代表者会議、実務者会議、個別支援会議を定期・随時に開催し要保護児童の支援を行う。
児童虐待防止の啓発活動を行う。

[担当：障害福祉課] P.123

3201 児童療育システムに要する経費 3,748,000円 (4,145,000円)

[国・県 2,620,000円 その他 11,000円 一財 1,117,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,747,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 873,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にしながら、その受け皿となる療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

発達支援専門員（コーディネータ）を配置し、関係機関との連絡調整会議等を通して、児童の支援体制づくりに取り組む。さらに、保健センターの親子教室指導や、市内幼稚園・保育所への巡回相談などを専門的視点でサポートする。

発達障害の相談件数が増加しているため、今年度、専門的立場で助言や指導ができる臨床心理士1名を非常勤職員に雇用し相談の充実を図る。

・非常勤職員報酬	2,246,000円
・巡回相談員謝礼 @20,000円×40回＝	800,000円
・公用車リース料	152,000円
・燃料費	40,000円
・研修負担金	14,000円等

[担当：子育て支援課] P.124

3301 少子化対策事業に要する経費 4,871,000円 (4,779,000円)

[国・県 2,004,000円 その他 60,000円 一財 2,807,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子育て支援交付金 2,004,000円]

[諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 60,000円]

○ 目的

地域社会のなかで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備にとりくむ。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,869,000 円

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.125

2401 子ども手当支給に要する経費 493,000 円 (270,230,000 円)

[国・県 456,000 円 一財 37,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：被用者子ども手当 45,000 円×13/15=39,000 円]

[県負：被用者子ども手当 45,000 円×1/15=3,000 円]

[国負：非被用者子ども手当 13,000 円×19/39=6,333 円]

[県負：非被用者子ども手当 13,000 円×10/39=3,333 円]

[国負：被用者小学校修了前子ども手当 120,000 円×4/6=80,000 円]

[県負：被用者小学校修了前子ども手当 120,000 円×1/6=20,000 円]

[国負：非被用者小学校修了前子ども手当 60,000 円×4/6=40,000 円]

[県負：非被用者小学校修了前子ども手当 60,000 円×1/6=10,000 円]

[国負：中学生子ども手当 195,000 円×10/10+60,000 円×10/10=255,000 円]

○ 目的

児童を養育養育されている方に一律に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する。

平成 24 年 3 月分で子ども手当制度は終了。(平成 24 年 4 月から児童手当制度に移行)

○ 内容

認定請求書を提出し不備書類があるため保留になっている者の支給。

手当月額

・つなぎ法分(平成 23 年 9 月分まで)

中学校修了前の児童一人につき一律 13,000 円

・特別措置法分(平成 24 年 3 月分まで)

3 歳未満 15,000 円

3 歳以上～小学生 10,000 円 第 3 子以降は 15,000 円

中学生 10,000 円

[担当：子育て支援課] P.125

2601 児童手当支給に要する経費 1,550,160,000 円 (1,274,400,000 円)

[国・県 1,314,074,000 円 一財 236,086,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：被用者 3 歳未満児童手当 286,380,000 円×37/45=235,468,000 円]

[県負：被用者3歳未満児童手当 286,380,000円×4/45=25,456,000円]
[国負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 902,460,000円×4/6=601,640,000円]
[県負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 902,460,000円×1/6=150,410,000円]
[国負：非被用者中学校修了前児童手当 321,180,000円×4/6=214,120,000円]
[県負：非被用者中学校修了前児童手当 321,180,000円×1/6=53,530,000円]
[国負：特例給付者児童手当 40,140,000円×4/6=26,760,000円]
[県負：特例給付者児童手当 40,140,000円×1/6=6,690,000円]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

(平成24年6月分より所得制限有り)

・手当月額

3歳未満 15,000円

3歳以上～小学生 10,000円 第3子以降は15,000円

中学生 10,000円

所得制限超世帯 児童1人につき 一律 5,000円

・対象者数：3歳未満 2,048人、3歳～小学生 7,312人、中学生 2,499人

・年3回支給 6月(2-5月分)、10月(6-9月分)、2月(10-1月分)支給

[担当：障害福祉課] P.125

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 3,120,000円 (3,360,000円)

[国・県 936,000円 一財 2,184,000円]

* 特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 @3,000円×52人×12月×1/2=936,000円]

○ 目的

心身に障害のある在宅の20歳未満の児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳^①・Aで、障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

・受給者52人 @5,000円×52人×12月=3,120,000円

・月額5,000円支給

・年3回支給 8月(4-7月分)、12月(8-11月分)、4月(12-3月分)支給

[担当：障害福祉課] P.126

2901 障害児施設給付費に要する経費 60,928,000円 新規

[国・県 45,426,000円 一財 15,502,000円]

* 特財積算根拠

[国負：障害児施設給付費負担金 60,568,000円×1/2=30,284,000円]

[県負：障害児施設給付費負担金 60,568,000 円×1/4=15,142,000 円]

○ 目的

障害児通所給付費の支給決定を受けた障害児が利用した障害児通所サービスについて、障害児通所給付費として支給することにより、障害児のサービス提供を基本とした福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害児通所費 59,773,000 円 児童発達支援(50,148,000 円) 140 人
放課後等デイサービス(9,625,000 円) 25 人
- ・ 計画相談支援給付費 795,000 円
- ・ 国保連支払手数料 360,000 円

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.126

2001 民間保育園入所に要する経費 724,149,000 円 (706,049,000 円)

[国・県 324,732,000 円 その他 175,432,000 円 一財 223,985,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 175,432,000 円]

[国負：保育所運営費 216,488,000 円]

[県負：保育所運営費 108,244,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、乳幼児を保育園に入所させることで、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所（園）入所委託料

園名	定員	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	計	入所委託料
取手保育園	90	5	33	24	48	110	100,499,800
ふたば保育園	45	5	16	11	24	56	67,952,160
育英保育園	90	5	28	19	46	98	86,857,800
たちばな保育園	90	5	30	18	39	92	86,293,200
共生保育園	60	3	28	19	30	80	86,806,080
稲保育園	90	5	35	19	43	102	94,477,080
井野保育園	100	7	29	16	28	80	73,765,680
戸頭東保育園	120	7	32	22	44	105	84,782,460
取手ふたば文化保育園	29	1	10	8		19	26,921,100
めぐみ保育園	24	1	8			9	15,791,940
計	738	44	249	156	302	751	724,147,300

[担当：子育て支援課] P.126

2101 乳幼児保育に要する経費 15,452,000 円 (17,971,000 円)

[国・県 15,452,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：民間保育園子育て支援体制緊急整備事業補助金 15,452,000 円]

○ 目的

民間保育園において保育士を増員することにより、保育園に対して新に義務付けられた3歳未満児の個別指導計画の作成等を支援し、低年齢児の保育の質の向上と処遇の確保を図る。

○ 内容

3歳未満児の担当保育士を増員する保育園と委託契約を結び、その保育士の雇用に要する賃金、通勤手当、社会保険料事業主負担分を負担する。

民間保育園低年齢児保育体制緊急整備事業委託料（7園分）

給与分 145,500 円×1人×12月×7園=12,222,000 円

通勤手当分 15,000 円×1人×12月×7園=1,260,000 円

社会保険料事業主負担分（145,500 円×1人+15,000）×146.06 円/1,000×12月×

7園=1,969,181 円

[担当：子育て支援課] P.126

2201 民間保育園運営に要する経費 110,398,000 円（98,776,000 円）

[国・県 40,232,000 円 一財 70,166,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：子育て支援交付金 780,000 円]

[県補：特別保育事業補助金 39,452,000 円]

○ 目的

民間保育園が健全で安定した運営と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園に対して運営補助金及び、延長保育促進事業補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園の設置者に設置者負担分相当額を補助する。

また、一時預かり事業、病後児保育事業、休日保育事業について、事業実施予定の民間保育園に対して補助金を交付する。 (単位:円)

園名	民間保育園運営補助金					民間保育園 延長保育促 進事業補助 金(県補助)
	職員給与改 善費	延長保育運 営費	施設管理費	格差是正費	主食・間食 費等	
取手保育園	1,080,000	1,283,040	1,084,455	757,037	1,008,000	5,153,000
ふたば保育園	1,080,000	1,283,040	528,147	851,666	508,200	5,888,000
育英保育園	1,080,000	1,283,040	1,075,005	757,037	900,600	5,153,000
たちばな保育園	1,080,000	1,283,040	1,141,344	757,037	833,400	5,153,000
共生保育園	1,080,000	1,283,040	716,418	473,148	723,000	5,153,000
稲保育園	1,080,000	1,283,040	1,094,850	946,296	920,400	6,188,000
井野保育園	1,080,000	1,283,040	1,226,097	946,296	708,000	5,153,000
戸頭東保育園	1,080,000	1,283,040	1,424,520	1,040,926	954,000	6,188,000
取手ふたば文化保育園	1,080,000	1,283,040	345,708	757,037	160,800	6,188,000
めぐみ保育園	1,080,000	1,283,040	339,336	757,037	64,800	5,153,000
合計	10,800,000	12,830,400	8,975,880	8,043,517	6,781,200	55,370,000

日本スポーツ振興センター共済掛金助成金

設置者負担分の補助 児童1人当たり175円×入所児童数933人=163,275円

民間保育園一時預かり事業補助金（国補助）

井野保育園 520,000円（延べ利用見込み25人以上300人未満）

戸頭東保育園 520,000円（延べ利用見込み25人以上300人未満）

たちばな保育園 520,000円（延べ利用見込み25人以上300人未満）

民間保育園病後児保育事業補助金（県補助）

稲保育園 2,400,000円（延べ利用見込み10人以上50人未満）

民間保育園休日保育事業補助金（県補助）

戸頭東保育園 1,408,500円（延べ利用見込み210人以上280人未満）

[担当：子育て支援課] P.127

2401 管外保育委託に要する経費 15,826,000円（16,869,000円）

[国・県 6,858,000円 その他 2,347,000円 一財 6,621,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 2,347,000円]

[国負：保育所運営費 4,572,000円]

[県負：保育所運営費 2,286,000円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外(市外)の保育園に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)入所委託料

園名	0歳児 (人)	1・2歳児 (人)	3歳児 (人)	4・5歳児 (人)	計 (人)	入所委託料 (円)
管外公立保育園	0	1	1	0	2	1,972,000
管外私立保育園	1	3	3	5	12	10,904,000
管外認定こども園	0	2	1	0	3	2,950,000

[担当：子育て支援課] P.127

2601 すこやか保育応援事業に要する経費 2,952,000円（2,700,000円）

[国・県 1,476,000円 一財 1,476,000円]

* 特財積算根拠

[県補：すこやか保育応援事業補助金 1,476,000円]

○ 目的

少子化の進む中、希望する子どもの数をもてない要因のひとつとして経済的負担をあげる世帯が多いことから、子育て家庭への経済的負担の軽減策として、保育所に2人以上入所している第2番目の3歳未満児の保育料の一部を助成し、経済的負担を軽減する。

○ 内容

県1/2、市1/2を助成する。

助成対象（以下の全てを満たす場合）

- ①2子以降の3歳未満時であること
 - ②保育料が1/2に軽減されている児童であること
 - ③国基準額表の第2から第4階層に属する世帯の児童であること
- 公立 @3,000円×40名×12月=1,440,000円
 私立 @3,000円×40名×12月=1,440,000円
 認定こども園 @3,000円×2名×12月=72,000円

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.128

2001 保育所の管理運営に要する経費 422,212,000円(386,158,0000円)

[その他 141,840,000円 一財 280,372,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 114,359,000円]

[負担金：延長保育利用保護者負担金 976,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 163,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 1,569,000円]

[諸収入：保育所職員給食代 @5,600円×185人×12月=12,432,000円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 @200円×13人×21日×12月=655,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 1,009,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 9,500,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,177,000円]

○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育に欠ける乳幼児を公立保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7カ所の管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.130

2201 子育て支援に要する経費 12,408,000円(12,448,000円)

[国・県 6,208,000円 一財 6,200,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子育て支援交付金 6,208,000円]

○ 目的

核家族化と少子化が進む中で、家庭で子育てをしている保護者の情報交換・収集の場として、また、子育てに関する相談、助言などを行う。

○ 内容

白山・戸頭・藤代・東部地域子育て支援センターの管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.131

2301 一時的保育事業に要する経費 11,116,000円(9,784,000円)

[国・県 5,396,000円 その他 5,720,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 5,720,000 円]

[国補：子育て支援交付金 5,396,000 円]

○ 目的

保護者の就労形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時的な保育を実施する。

○ 内容

白山・久賀・永山保育所において、満1歳から就学前の児童を対象として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで保育を行うための一時保育事業管理運営費。

2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：子育て支援課] P.132

2001 母子生活支援施設入所措置に関する経費 1,930,000 円 (1,930,000 円)

[国・県 1,429,000 円 その他 13,000 円 一財 488,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：母子生活支援施設入所者負担金 1,100 円×12ヶ月=13,200 円]

[国負：母子生活支援施設措置費等負担金

(160,000 円-1,100 円)×12ヵ月×1/2=953,400 円]

[県負：母子生活支援施設措置費等負担金

(160,000 円-1,100 円)×12ヵ月×1/4=476,700 円]

○ 目的

生活指導や救済が必要な配偶者のいない母子世帯（児童は原則18歳未満）を入所させ、自立に向けた支援を図る。

○ 内容

母子生活支援施設への入所費用を負担する。

[担当：子育て支援課] P.132

2002 母子家庭自立支援給付金事業に関する経費 2,400,000 円 新規

[国・県 1,800,000 円 一財 600,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：母子家庭等対策総合支援事業費補助金

100,000 円×12ヶ月×2人×3/4=1,800,000 円]

○ 目的

母子家庭の母、父子家庭の父が、就職に有利で、生活の安定に役立つ資格（指定）を取得する際に給付金を支給し、取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援する。

○ 内容

母子家庭の母、父子家庭の父が、養成機関で2年以上修業する場合に給付金を支給する。

3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P. 134

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 1,084,000 円(1,086,000 円)

[国・県 1,079,000 円 その他 5,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 1,079,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

近年の雇用情勢悪化により、生活保護に関する相談等が非常に多くなっており、そうした状況に対応するため、事務処理と面談指導をできる非常勤職員を雇用し、就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護者への就労相談及び就労指導を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P. 134

2001 生活保護に要する経費 1,408,571,000 円(1,391,553,000 円)

[国・県 1,106,428,000 円 その他 5,000 円 一財 302,138,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活保護費 1,408,571,000 円×3/4=1,056,428,250 円]

[県負：生活保護費 200,000,000 円×1/4=50,000,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護費返還金(過年度分) 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

取手市・保護世帯数 613 世帯	・扶助費 1,408,571,000 円
・保護人数 826 人	(内訳) 生活扶助 439,813,000 円
・保護率 7.7‰	住宅扶助 202,800,000 円
(平成 24 年 12 月現在)	教育扶助 4,581,000 円
	医療扶助 707,640,000 円
	介護扶助 33,971,000 円
	出産扶助 1,100,000 円
	生業扶助 5,289,000 円
	葬祭扶助 2,457,000 円
	施設事務費 10,920,000 円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P. 135

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う人に対して見舞金又は弔慰金をおくり、その援護と更生意欲の高揚を図る。

○ 内容

- ・災害見舞金 200,000 円
- ・災害援護資金貸付金 1,000 円

[参考] 災害見舞金の額

1. 死亡等の場合

- ・死亡 100,000 円
- ・全治3カ月以上の負傷 50,000 円
- ・全治1カ月以上3カ月未満の負傷 30,000 円

2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

- (1) 住家全壊（全焼） 3人以下の世帯 70,000 円
4人以上の世帯 100,000 円
- (2) 住家半壊（半焼） 3人以下の世帯 30,000 円
4人以上の世帯 50,000 円
- (3) 住家部分焼 10,000 円
- (4) 住家以外の家屋焼失（20㎡以上の建物を対象とする）
全壊（全焼） 20,000 円
半壊（半焼） 10,000 円
- (5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。

3. 床上浸水の場合 30,000 円

4 衛生費

1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.138

20 健康づくりに要する経費 1,149,000円(1,343,000円)

[国・県 233,000円 その他 45,000円 一財 871,000円]

* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 233,000円]

[諸収入：講座参加個人負担金 300円×150人=45,000円]

○ 目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

○ 内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防のために必要な知識を学ぶとともに、自分の生活習慣を見直すための教室を開催する。H25年度は、H24年度に引き続き、糖尿病予防教室の充実を図ると共に、若い男性の生活習慣病予防に着目した男性の健康塾を実施していく。

取手市の現状として、血糖高値者（HbA1c：5.5から6.1未満(要注意者)及び6.1以上(治療・対策必要者)）が多いため、H24年度からハイリスクアプローチとしての糖尿病予防教室を開催し、H25年度も血糖高値者の対象者を更に広げて(H24：HbA1c7.5以上者⇒H25：7.0以上者)個別アプローチ(訪問・面接等)及び糖尿病予防教室(医師・栄養士による講義)を充実していく。

また、藤代保健センター及び各公民館等での保健師による健康相談を実施し、生活習慣の改善や疾病予防に努める。

健康づくり推進事業委託料	800,000円
健康教室・健康相談 報償費、消耗品費	317,000円
血圧計修繕料	32,000円

[担当：保健センター] P.138

2401 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 25,863,000円(36,753,000円)

[その他 8,810,000円 一財 17,053,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金(守谷市) 5,695,251円]

[負担金：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金(利根町) 2,115,000円]

[諸収入：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費交付金(つくばみらい市) 1,000,000円]

○ 目的

日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間を含めた第一次救急医療に対する医療の確保を図る。

○ 内容

取手市、守谷市及び利根町により、取手・北相馬休日夜間緊急診療所の運営を社団法人取手市医師会に委託し、日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間

に診療所を開設し、第一次医療体制の構築を図る。

平成 24 年 7 月、財団法人取手市医師会より、医師等の給与の増額に係る要望書が提出された。事業運営に関して、昭和 58 年の診療所開設当初と現状との比較検討の結果、平日の夜間の患者数は 0 人から数人程度であり、事業を開始した昭和 58 年頃と比較し、医療機関の開設状況も変化している現状を相互認識のもと、取手市、守谷市、利根町の首長と社団法人取手市医師会とが協議を重ね、業務委託内容の見直を図った。その結果、平成 25 年度から、平日の夜間は診療所を開設せず、土曜日の午後 5 時から翌午前 9 時まで並びに日曜日や祝日、年末年始の午前 9 時から翌午前 9 時までに限り、診療所を開設することとなった。なお、診療所の円滑なる運営を担保するため、取手市医師会からの要望である医師等の給与の増額を図る予算措置を講じた。

診療所開設の業務委託の経費として、守谷市、利根町からは均等割に加えて、患者数の割合による負担金とつくばみらい市から 100 万円の交付金を充当する。

委託料 25,862,854 円

[担当：保健センター] P.138

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 35,111,000 円 (35,260,000 円)

[その他 20,271,000 円 一財 14,840,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金（常総市）4,611,877 円]

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金（守谷市）7,409,558 円]

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金（つくばみらい市）5,219,792 円]

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金（利根町）3,030,026 円]

○ 目的

病院・医院が休診となる日曜日や祝日及び夜間(全日)の第二次救急医療体制として、重症患者（手術・入院を要する患者）の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

地域の病院・医院などの医療機関が休診となる日曜日や祝日の午前 8 時から午後 6 時までの日中及び午後 6 時から翌午前 8 時までの全日の夜間において、常総地域内の宗仁会病院、JA とりで総合医療センター、取手医師会病院、東取手病院、総合守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院及び水海道さくら病院の 8 病院が共同連携し、輪番方式で救急医療業務を実施し、更には、JA とりで総合医療センター及び総合守谷第一病院による輪番方式により、乳児や幼児などを対象に小児救急医療業務を行い、経費を 4 市 1 町が補助する。

参加市町：取手市 常総市 守谷市 つくばみらい市 利根町

常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,828,000 円

小児救急医療輪番制運営負担金 3,282,726 円

[担当：保健センター] P.138

2601 老人保健施設建設補助金 8,743,000 円 (8,747,000 円)

[一財 8,743,000 円]

○ 目的

超高齢社会に対応する施設建設を推進し、保健、福祉及び医療の充実を図る。

○ 内容

介護を必要とする高齢者の家庭や社会への復帰を目的とし、入所、短期入所療養介護（ショートステイ）及び通所リハビリテーション（デイケア）により、人が有する機能の回復や維持のための介護サービスを行っている緑寿荘への建設資金を補助する。

平成3年度から平成29年度まで、老人保健施設建設補助金（元本及び利子）の債務負担行為を行っている。

補助金 8,742,450 円

1 保健衛生費 2 予防費

[担当：保健センター] P.139

2001 予防接種に要する経費 218,897,000 円（188,467,000 円）

[一財 218,897,000 円]

○ 目的

各種感染症の発生及び蔓延を防止し、市民（国民）の免疫水準を維持する為に、予防接種の接種機会を安定的に確保する。

○ 内容

予防接種法に定める定期予防接種（一類疾病、二類疾病）及び予防接種法に基づかない取手市が費用の一部を助成して行う任意予防接種を実施する。

【定期予防接種】

（一類疾病）ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・結核
子宮頸がん予防・ヒブ・肺炎球菌（小児）

（二類疾病）インフルエンザ（高齢者）

【任意予防接種】

おたふくかぜ・水痘・インフルエンザ（小児）・肺炎球菌（高齢者）

需用費 10,753,000 円

消耗品費（シール・白用紙等）	176,000 円
印刷製本費（予診票）	758,000 円
医薬材料費（薬液等）	9,819,000 円

役務費 727,000 円

通信運搬費	508,000 円
賠償保険料	219,000 円

委託料 207,132,000 円

予防接種委託料	207,132,000 円
---------	---------------

扶助費 285,000 円

任意予防接種助成費	42,000 円
定期予防接種助成費	243,000 円

予防接種ワクチンの種類

(単位：人)

区分	予防接種ワクチンの種類		人数	助 成
定期 予防接種	BCG (結核)		800	全 額
	三種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風)		1,178	全 額
	日本脳炎		4,504	全 額
	二種混合 (ジフテリア・破傷風)		760	全 額
	麻しん風しん (MR)		1,479	全 額
	麻しん		4	全 額
	風しん		4	全 額
	ポリオ		1,033	全 額
	四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)		1,920	全 額
	子宮頸がん予防	平成 25 年度から 定期予防接種に移行見込み	1,247	全 額
	ヒブ		2,038	全 額
	肺炎球菌 (小児)		2,438	全 額
	インフルエンザ (高齢者)		一般	13,000
減免者			140	一 部
任意 予防接種	インフルエンザ (小児)		11,748	一 部
	おたふくかぜ		800	一 部
	水痘		800	一 部
	肺炎球菌 (高齢者)		3,582	一 部

【新規対応】

① 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン一部助成事業

新規に、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの接種を任意の予防接種として予算措置し、接種機会を確保する。

肺炎の原因菌とされる肺炎球菌は、高齢者が罹患すると重篤になるとされており、このワクチンを接種することにより、肺炎球菌による感染症の予防と罹患した場合においても抗生物質治療を向上させる効果がある。

<取手市助成事業内容>

対象年齢:75 歳以上

助成回数:一生涯に 1 回

助成金額:2,000 円

予算額 :7,162,200 円

予算根拠:既に個人的に接種をしている市民は、5 年間の間隔を空けないと再接種できない決まりとなっていること (再接種の際は、副反応が強く出ることがあるため、5 年間の間隔を空ける用法となっている) に加え、他市 (水戸市 日立市 牛久市 那珂市 龍ヶ崎市) などの状況を参考に、接種見込みは対象人口の 30%を見込み積算した。

年 齢	人口 (人)	予算積算
① 75 歳～79 歳	5,271	$5,271 \times 30\% \times 2,000 = 3,162,600$
② 80 歳～84 歳	3,174	$3,174 \times 30\% \times 2,000 = 1,904,400$
③ 85 歳～89 歳	1,803	$1,803 \times 30\% \times 2,000 = 1,081,800$
④ 90 歳～94 歳	812	$812 \times 30\% \times 2,000 = 487,200$
⑤ 95 歳～99 歳	234	$234 \times 30\% \times 2,000 = 140,400$
⑥ 100 歳～	30	$30 \times 30\% \times 2,000 = 18,000$
⑦ 障害者	613	$613 \times 30\% \times 2,000 = 367,800$
	11,937	合計金額 7,162,200 円

(平成 24 年 10 月 1 日現在の人口より)

② 子宮頸がん予防、ヒブ、肺炎球菌 (小児)

平成 25 年度から子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌予防接種は、定期予防接種化される見込みである。

1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センター] P.140

20 乳幼児健診に要する経費 6,660,000 円 (8,435,000 円)

[国・県 262,000 円 一財 6,398,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：子育て支援交付金 262,000 円]

○ 目的

家庭訪問、健康診査により、生後早期からの子育て環境の確認と児の発育状況、母親の心身の健康状態を確認、評価し、適切な指導を行うことにより、疾病などの早期発見及び早期対応を図り、育児支援、健康増進の援助・助言の場とする。

○ 内容

(1) 家庭訪問

・生後 4 か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

平成 20 年 1 月 1 日から関係要綱により、生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、安心して子育てができるように支援している。第 1 子と 2,500g 未満の低出生体重児は保健師が訪問し、第 2 子以降に関しては、保育士が訪問する。

・里帰り出産など、市民以外の産婦からの依頼にも訪問する。

・虐待ケースや要支援ケースは、保健師が訪問し子育て支援課や児童相談所等の関係機関と連携して対応する。

(2) 健康診査

4 か月児、1 歳 6 か月児及び 3 歳児を対象に健康診査を実施する。これまで 3 健診とも 3 会場 (保健センター、藤代保健センター、福社会館) で実施して来たが、平成 25 年度から、4 か月児健診は、対象者の減少により、両保健センター 2 会場で実施する。福社会館は耐震工事が予定されているため、両保健センターの 2 会場とする。

健康診査の内容は以下のとおり

・4 か月児健康診査：身体計測、診察 (内科)、離乳食試食、保健指導及び図書館職員によるブックスタート

- ・1歳6か月児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導
 - ・3歳児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び視能訓練士による視力検査、尿検査
- 健康診査医師報酬 (取手市医師会会員 19 医療機関に依頼)
- @21,000 円×3 回×12 月×2 健診= 1,512,000 円
(1歳6か月児健診・3歳児健診)
- @21,000 円×2 回×12 月×1 健診= 504,000 円
(4か月児健診)
- 歯科医師報酬 (取手市歯科医師会会員 38 医療機関に依頼)
- @21,000 円×3 回×12 月×2 健診= 1,512,000 円
- 報償費 (心理発達相談員・視能訓練士・歯科衛生士) 2,304,000 円
- 研修旅費 7,000 円
- 需用費 (検査用紙・パンフレット等) 433,000 円
- 体重計定期検査手数料 23,000 円
- 3歳児尿検査委託料 46,000 円
- 訪問用公用車リース料 318,000 円
- 母子栄養強化食品扶助費 1,000 円

[担当:保健センター] P.142

21 母子保健に要する経費 73,843,000 円 (75,836,000 円)

[国・県 1,169,000 円 その他 969,000 円 一財 71,705,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:未熟児養育医療負担金 1,169,000 円]

[諸収入:講座参加個人負担金 300 円×100 人=30,000 円]

[負担金:未熟児養育医療保護者負担金 559,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 380,000 円]

○ 目的

出産前後の母子の健康管理と児の健全な成長発達及び保護者への教育や育児不安等の軽減を図る。

○ 内容

(1)プレママ教室・プレパパ教室

妊娠5・6か月の妊婦、又はその配偶者を対象とした妊娠、出産、育児について学ぶ教室を開催する。

教室名	回数	場所
プレママ教室	3回コース×5回	保健センター・藤代保健センター
プレパパ教室	5回	保健センター・藤代保健センター

※プレママ教室は平日、プレパパ教室は土日に開催している。

(2) 妊婦・乳児健康診査

・妊婦健康診査

14回の公費負担での健康診査を実施し、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、その結果を把握し、必要時に、相談、支援、指導を行い、母子の健やかな経過を支援する。

・乳児健康診査

乳児期に第1回(3~6か月の間)第2回(9~11か月の間)の2回公費負担での健康診査を実施し、その結果を確認する。

(3) 親子教室

取手保健センターで2回、藤代保健センターで1回、8月を除く毎月実施している。

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、発達の遅れや偏りが心配される児や子どもの発達に対し、不安を抱えている保護者に対し、取手市療育システムの一環として、各課専門スタッフがかかわり、より良い対応やアドバイスを保護者に伝え、継続的に支援していく。必要時には、療育機関や医療機関につなげる対応を行う。

(4) 母子健康教育(親子歯みがき教室)

年度内2回(夏休みと冬休みの期間)、両保健センターにおいて予約制で実施している。

2歳から就学前までの幼児を対象に健康教育(歯みがき指導、フッ素塗布等)を行い、歯の衛生に積極的に取り組むきっかけづくりとする。

(5) すくすく教室

両保健センターで毎月開催し、9か月児の成長、発達の確認や離乳食の進め方及び育児の支援をしていく。

(6) 親支援グループミーティング

家庭訪問や乳幼児健康診査で把握した育児不安や虐待の心配が予測される母親に対して、月1回程度のミーティングを開催する。グループミーティングの手法を用いて、自己を見つめ直し、育児不安や虐待リスクの軽減を図る。

(7) 未熟児養育医療(母子保健法第20条根拠、平成25年度権限移譲)

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、速やかに適切な処置を講ずる目的で、指定医療機関において必要な医療の給付を行う。

給付は指定医療機関における入院中の医療とし、医療保険給付後の自己負担額をいったん養育医療で公費負担した後、市が養育医療に要する経費のうち、徴収基準額表に基づき算定した負担金を保護者から徴収する。

未熟児養育医療については国庫負担(補助)金の交付対象となっており、養育医療給付事業負担金のうち国が1/2、県と市が1/4ずつ負担する。

報酬 医師・歯科医師 @21,000円×17回= 357,000円

報償費(心理発達相談員・心理士・歯科衛生士等) 1,160,000円

需用費(テキスト・パンフレット等) 1,022,000円

妊婦・乳児健康診査委託審査支払手数料 (@87×9,630人) 838,000円

未熟児養育医療審査支払手数料 3,000円

(社会保険診療報酬支払基金@114.2×17件、国民健康保険団体連合会@95×8件)

妊婦健康診査委託料 60,381,000円

乳児健康診査委託料 6,153,000円

扶助費:医療機関妊婦健康診査費 1,729,000円

扶助費:医療機関乳児健康診査費 81,000 円
 扶助費:医療機関未熟児養育医療費 2,119,000 円

1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当:保健センター] P.144

20 生活習慣病対策検診に要する経費 59,702,000 円 (63,237,000 円)

[国・県 12,820,000 円 その他 256,000 円 一財 46,626,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:がん検診推進事業費補助金 5,951,000 円]

[県補:健康増進事業費補助金 6,869,000 円]

[諸収入:講座参加個人負担金 300 円×20 人=6,000 円]

[諸収入:検診費用自己負担金 1,000 円×250 人=250,000 円]

○ 目的

検診により、自己の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとすることにより、健康の保持・増進と適切な医療を確保する。

○ 内容

特定健診と同日実施の検診として、前立腺がん検診、肺がん検診、肝炎ウイルス検診を一連の流れの中で、行うことにより、受診率の向上を図り、疾病の早期発見に努め、同時に、各種がんなど疾病に関する知識の普及啓発を行い、生活習慣病の予防に努める（乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診は、集団検診と共に施設検診を実施し、検診の受診機会の拡大を図る）。

若い年代から生活習慣病及び内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を予防していくために、市独自の健診として、18 歳から 39 歳を対象にヘルスアップ健診を実施する。

平成 25 年度から、子宮がん検診実施指針の改正や、乳がん検診内容の変更等を踏まえ、県内市町村の自己負担金との整合性を図るため、各種検診費用の 3 割として、検診を受ける市民の自己負担金の見直しを実施した。

平成 25 年度からの新規事業として、取手市歯科医師会の協力のもと、生活習慣病と密接な関わりのある歯科疾患に関する正しい知識の普及を図ると共に、歯科保健を含めた生活習慣病予防対策に努める。健康福祉まつり等を利用し、啓発していく。

検診名	実施時期	場所	検診予定者
骨粗鬆症検診	9/17	藤代保健センター	225 人
	9/18	福祉交流センター	
	9/19	保健センター	
乳がん検診(集団) ・乳房 X 線撮影 〈クーポン券検診含む〉 ・超音波検査	7/29~9/13	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 井野公民館	1,400 人
乳がん検診(施設) ・乳房 X 線撮影 〈クーポン券検診含む〉 ・超音波検査	6 月~1 月	取手医師会病院 JA とりで総合医療センター 牛尾病院	1,110 人

子宮がん検診(集団) 〈クーポン券検診含む〉	8/19～8/30	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 井野公民館	750人
子宮がん検診(施設)	4/1～ 2/28	委託医療機関	750人
子宮がん検診 (施設・クーポン券検診)	未定～2/28	委託医療機関	630人
胃がん検診	6/17～7/30 10/28 ～ 11/22	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	2,100人
大腸がん検診 〈クーポン券検診含む〉	6/17～7/30 10/28 ～ 11/22	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	一般2,500人 クーポン1,300人
前立腺がん検診	7/1～8/2 10/2～11/13	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	2,300人
	7月～12月	特定健診を実施する委託医療機関	
肺がん検診 喀痰検査	7/1～8/2 10/2～11/13	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	11,200人 250人
ヘルスアップ健診	7/1～8/2 10/2～11/13	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	530人
肝炎ウイルス検診 〈クーポン券検診含む〉	7/1～8/2 10/2～11/13	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	一般1,000人 クーポン800人
	7月～12月	特定健診を実施する委託医療機関	

報償費 (事後指導講師謝礼)	120,000円
需用費	61,000円
委託料:骨粗鬆症検診	627,000円
委託料:乳がん検診	7,599,000円
委託料:胃がん検診	7,061,000円
委託料:子宮がん検診	12,264,000円
委託料:大腸がん検診	5,557,000円
委託料:肺がん検診	12,959,000円
委託料:喀痰検査	851,000円
委託料:健康診査	8,348,000円

委託料:前立腺がん検診	4,019,000 円
扶助費:子宮がん検診	20,000 円

[担当：保健センター] P.146

2401 精神保健事業に要する経費 800,000 円 (1,512,000 円)

[一財 800,000 円]

○ 目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談の場を設け、適切な支援を行うとともに精神障害者の福祉の向上を図る。また、広く市民に対し精神保健福祉に関する普及啓発を図る。

○ 内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を保健センターで月 1 回、心理相談員による相談を藤代保健センターで月 1 回実施する。また、年 1 回精神保健に関する講演会を行うことにより、広く市民に対し普及啓発活動を行う。

自殺予防対策として、年 6 回庁内における自殺予防対策会議を開催すると共に、市民に対し広報、ホームページなどにより、自殺予防に関する普及啓発を行い、自殺予防対策を推進していく。平成 24 年度を最後に、地域自殺対策緊急強化事業費補助金が終了となることから、自殺予防対策内容を検討し、平成 25 年度は、特に、ゲートキーパー養成の充実及び街頭キャンペーンに力を入れていく。ゲートキーパー養成講座は平成 23 年度から開始(市民の受講者 H23:61 名、H24:93 名)し、平成 24 年度には、今までの受講者に対する「フォローアップ研修」(30 名)を企画し、より確かな知識の普及を図ると共に、ロールプレイ等による実践的な内容を取り入れ実施した。また、笠間市・大子町と共に茨城県のモデル地区として当市も指定を受け、県主催のゲートキーパー養成・サポートネットワーク体制整備事業ワーキンググループに出席し、県全体のゲートキーパー養成システム構築に携わった実績を基に、当市のゲートキーパー養成講座に活かしていく。

報償費	医師謝礼	@25,000 円×12 月=300,000 円
	心理相談員	@15,000 円×12 月=180,000 円
	講演会講師謝礼	@21,000×1 回=21,000 円
	自殺予防サポーター養成講座講師謝礼	@80,000×2 日=160,000 円
研修旅費		4,000 円
需用費	消耗品費(白用紙・テキスト等)	125,000 円
役務費	通信運搬費	10,000 円

1 保健衛生費 5 保健センター費

[担当：保健センター] P.146

2001 保健センター管理運営に要する経費 11,080,000 円 (12,515,000 円)

[その他 1,555,000 円 一財 9,525,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 1,000,000 円]

[諸収入:障害者福祉センターふじしろ光熱水費等使用料 555,000 円]

○ 目的

保健センター及び藤代保健センターで行う乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などのため、良好に施設の状態を保つよう維持管理を図る。

○ 内容

乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などを快適かつ円滑に行うため、良好な施設環境を保つための修繕、安心安全で衛生的な施設を維持するために電気保安業務や空調機点検、清掃管理業務等を実施する。主な修繕内容としては、藤代保健センター外構修繕を実施する。藤代保健センターの周囲のフェンスに腐食が見られ、土台との固定が不安定になっている状態のため、全面撤去し新設する。

需用費

消耗品費（トイレトーパー、蛍光管、印刷機インク等）	1,055,000 円
燃料費（藤代保健センターLP ガス）	468,000 円
光熱水費（電気、水道、取手ガス）	3,981,000 円
修繕料（うち、藤代保健センター外構修繕 1,155,000 円）	1,455,000 円
役務費（電話料等）	769,000 円
委託料（警備、自動ドア点検、害虫駆除等）	2,714,000 円
使用料及び賃借料（下水道、印刷機、コピー等）	373,000 円
備品購入費（ファクシミリ）	265,000 円

1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境対策課] P. 148

1101 取手市環境審議会に要する経費 121,000 円（121,000 円）

[一財 121,000 円]

○ 目的

本市における環境行政全般について、調査審議する。

○ 内容

審議会は、次の各号の事項について、市長の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申する。また、市長に建議することができる。

- 1 環境行政の基本的なあり方に関する事。
- 2 取手市環境基本計画に関する事。
- 3 環境衛生の維持及び公害の防止に関する事。
- 4 リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に関する事。
- 5 その他環境の保全及び創造に関し必要な事項。
- 6 前各号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項。

[担当：環境対策課] P. 148

2101 犬猫対策に要する経費 2,266,000 円（2,809,000 円）

[その他 2,266,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：犬登録手数料 (交 付) @2,000× 460 件 = 920,000 円
(再交付) @1,000× 20 件 = 20,000 円]

[手数料:注射済票交付手数料 (交 付) @400 ×5,000 件 = 2,000,000 円
(再交付) @200 × 5 件 = 1,000 円
注射済票交付手数料の内 675,000 円は一般職人件費へ充当]

○ 目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

○ 内容

- ・犬の登録及び鑑札の交付、手数料徴収事務。
- ・狂犬病予防注射(集合注射)の実施、注射済票の交付・手数料徴収事務。
- ・不幸にも路上で、交通事故で死亡した動物の処理を実施する。
- ・犬の飼い方マナー教室を開催する。
- ・犬の登録、狂犬病予防、ペットの飼い方等について広報、啓発を行う。

[担当：環境対策課] P. 148

2201 公衆トイレ管理に要する経費 7,179,000 円 (7,067,000 円)

[一財 7,179,000 円]

○ 目的

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを清潔に保ち、常に衛生的な状態でトイレの使用ができるようにする。

○ 内容

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを毎日(1月1日は除く)清掃する。また、機器保守点検(取手駅西口公衆トイレ)及び機械警備(藤代駅南口公衆トイレ)を実施する。

[担当：環境対策課] P. 149

2301 雑草除去に要する経費 2,985,000 円 (2,712,000 円)

[その他 2,985,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:草刈受託収入 3,000,000 円の内 15,000 円は環境保全事務に要する経費へ充当]

○ 目的

空き地が雑草等により不良な状態とならないようにし、安全で清潔な生活環境を保持する。

○ 内容

雑草等が繁茂した空き地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、種々の事情で所有者又は管理者自身による雑草等の除去が困難な場合、委託を受けて除去を実施する。

[担当：環境対策課] P. 149

2401 取手市外 2 市火葬場組合負担金 61,438,000 円 (61,891,000 円)

[その他 60,470,000 円 一財 968,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:取手市外 2 市火葬場組合事務費 28,200,000 円]

[諸収入:火葬場周辺整備事業費 32,270,610 円]

○ 目的

取手市外 2 市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

○ 内容

火葬場「やすらぎ苑」の管理運営の適正化を図り、火葬を円滑に実施する。

火葬場組合負担金

(単位:千円)

構成市	平均割 30%	人口割 70%	合計	前年比
取手市	13,677	47,761	61,438	△453
守谷市	13,677	27,666	41,343	187
つくばみらい市	13,677	20,315	33,992	244
計	41,031	95,742	136,773	△22

[担当:環境対策課] P. 150

3001 環境基本計画推進に要する経費 904,000 円 (836,000 円)

[一財 904,000 円]

○ 目的

環境基本計画に定めた施策を総合的かつ計画的に推進する。

○ 内容

環境基本計画に基づき、地域の環境を保全するための施策を推進し、その進捗状況や取組による効果を検証し、必要によって見直しの検討を行う。

具体的には、地球温暖化防止のための啓発活動を強化し、また環境の保全及び創造の観点から、「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」への参加、取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会に対する補助金等を交付する。

・取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会に対する補助金交付予定額 350,000 円

[担当:環境対策課] P. 150

3501 レジ袋削減の推進に要する経費 101,000 円 (101,000 円)

[一財 101,000 円]

○ 目的

地球温暖化防止とごみ減量のため、事業者、市民団体とともに地域のスーパーなどでレジ袋の削減を推進する。

○ 内容

レジ袋の削減については、ごみの発生を減らし、ひいては地球温暖化の防止につながる取組のひとつとして推進してきた。これまではマイバッグの普及運動という形で行われてきたが、最近では、市・事業者・市民団体の三者の協定にもとづき、スーパーなどの事業者がレジ袋の無料配布を止めて有料化することによって削減する動きが広がっており、効果を上げている。

本市においては、平成 21 年 6 月に市民団体による「レジ袋削減推進取手市民の会」が結

成され、市と協働でこの取組を推進している。

具体的にはレジ袋削減の実施に当たり、市民の会とともに市内各所においてPR活動を行うなど、広く市民・消費者に周知を図るため啓発活動を実施する。

[担当：環境対策課] P. 150

3601 緑のカーテン推進に要する経費 289,000円(289,000円)

[一財 289,000円]

○ 目的

夏季の冷房に使用するエネルギーを減らし、二酸化炭素の排出削減につなげて地球温暖化防止に役立てるため、緑のカーテンの推進を図る。

○ 内容

緑のカーテンは、建物の南側にネットを張り、つる性の植物を這わせて日射しを遮ることにより、室内の温度を下げる。

緑のカーテンを公共施設（保健センター、福祉交流センター、ふじしろ図書館、こども発達センターなど）で率先的に実施し、一般家庭への普及を図る。また、広報誌でのPRや緑のカーテンコンテストを実施する。

1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境対策課] P. 151

2001 公害対策事業に要する経費 4,914,000円(5,625,000円)

[その他 140,000円 一財 4,774,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:土砂等による土地の埋立て等に係る特定事業許可申請手数料 140,000円]

○ 目的

市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、公害の実態を把握し、発生を未然に防止する。そのため、水質分析調査、騒音・振動測定等の監視活動とともに、工場・事業所に指導を行う。

○ 内容

(1)水質汚濁防止対策

①発生源の規制及び指導

水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、規制対象工場・事業所の立入調査(県との合同立入調査含む)を実施し、排水基準等に関する指導を行う。

②公共用水域の水質観測

市内河川(相野谷川、北浦川、西浦川)及び樋管において定期的に水質調査を実施し、公共用水域の水質汚濁の状況を把握する。

③古利根沼水質・底質調査

古利根の自然環境を保全するため水質、底質の調査、監視を我孫子市との共同により実施する。

④井戸水検査

市内一般家庭を、各地区から数箇所選定して有害物質の検査を行い、地下水の汚染状

況を把握する。

⑤産業廃棄物対策

フジランド産業廃棄物処分場からの地下水汚染を監視するため、周辺宅地内の井戸水の水質検査を継続して実施する。

(2)大気汚染防止対策

①発生源の規制及び指導

大気汚染防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設を有する工場・事業所について県と合同立入調査を実施し、排出基準を遵守するよう指導する。

②光化学スモッグ対策

光化学スモッグ対策要綱に基づき、光化学スモッグ予報、注意報が発令された場合、光化学スモッグ緊急時連絡体制により関係機関等に通報し、被害の未然防止に努める。

(3)騒音・振動防止対策

①発生源の規制及び指導

騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等や特定建設作業の実施について事前に届出を義務付け、騒音・振動発生源の内容を審査し、騒音・振動公害の未然防止に努める。

②環境騒音の測定

一般地域における環境基準との適合状況について把握するため、市内 9 地点において 24 時間測定を実施する。

③自動車騒音の常時監視（平成 24 年 4 月から県から権限移譲された）

環境省の処理基準により、騒音測定、交通量調査、沿道条件調査を行い、騒音レベルの推計（面的評価）を行い、結果を環境省に報告する

(4)悪臭・地盤沈下防止対策

悪臭については、市全体が悪臭防止法の規制地域として指定を受けており、茨城県生活環境の保全等に関する条例と併せて規制を行う。

地盤沈下については、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等の届出を実施させ、被害の未然防止に努める。

【担当：放射能対策課】 P.151

2501 放射能対策に要する経費 1,882,668,000 円（0 円）

[国・県 1,875,368,000 円 その他 29,000 円 一財 7,271,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 1,874,468,000 円]

[国補：消費者行政活性化基金事業費補助金 900,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 29,000 円]

○ 目的

放射性物質汚染対処特別措置法により策定した取手市除染実施計画に基づき、市内の各施設並びに道路・民有地等の除染対策を平成 24 年度、平成 25 年度の二ヶ年で実施する。

また、小・中学校・保育所（園）の給食食材及び市民持込み食材の放射能検査を実施し、食の安全性確保に取り組む。

○ 内容

《除染対策》

公園の除染工事及び民有地等の詳細調査・除染作業を実施する。

また、除染完了施設の除染後モニタリング業務を実施する。

- ・放射能除染工事 1,159,880,000 円
- ・民有地放射能除染作業委託料 252,000,000 円
- ・民有地放射能除染調査業務委託料 304,500,000 円
- ・除染実施後モニタリング業務委託料 36,761,000 円
- ・放射能除染工事監理業務委託料 118,304,000 円
- ・除染関係自動車借上料 1,150,000 円

《放射能食材検査》

小・中学校、保育所（園）における給食食材検査、給食完成品検査及び市民持込み食材の放射能検査を実施する。

- ・給食食材検査関係公用車リース料 234,000 円
- ・放射性物質検査機器校正手数料 900,000 円
- ・食材検査員報酬（一般職非常勤報酬）1,691,000 円
- ・食材検査員賃金 4,135,000 円

2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境対策課] P.153

2001 清掃事業に要する経費 9,670,000 円（11,870,000 円）

[その他 268,000 円 一財 9,402,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：生活雑排水汲取手数料 @2,800×8 台×12 ヶ月=268,800 円]

○ 目的

清潔で住み良い環境づくりを図る。

○ 内容

- ・地区清掃により発生した、汚泥が入った土のう袋や草木を収集し処分を行う。
- ・生活雑排水を浸透櫛で処理している家庭のうち、浸透櫛で処理しきれない雑排水の汲み取りを行う（汲取り戸数 8 戸）。また、小堀地区にある雑排水の沈殿槽について、定期的に清掃を実施する（5 年に 1 回）。

[担当：環境対策課] P.154

2101 廃棄物不法投棄対策に要する経費 590,000 円（458,000 円）

[一財 590,000 円]

○ 目的

廃棄物の不法投棄の未然防止及び不法投棄事案の早期解決により、良好な生活環境を確保するとともに公衆衛生の向上を図る。

○ 内容

取手市不法投棄ボランティア監視員及び廃棄物減量等推進員と連携を取り、市内の不法投棄の監視、早期発見を行うとともに、不法投棄の未然防止についての積極的な啓発活動

を行う。

[担当：環境対策課] P. 154

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 15,982,000円 (15,711,000円)

[国・県 10,922,000円 その他 56,000円 一財 5,004,000円]

* 特財積算根拠

[国補：循環型社会形成推進交付金 $15,033,000 \times 1/3 = 5,011,000$ 円]

[県補：合併処理浄化槽設置事業費補助金 $15,033,000 \times 1/3 = 5,011,000$ 円]

[県補：単独処理浄化槽撤去費補助金 $90,000 \text{円} \times 10 \text{基} = 900,000$ 円]

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 56,000円]

○ 目的

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去を促進する。

○ 内容

対象区域：次の区域を除く区域

1. 公共下水道事業認可区域

2. 農業集落排水施設の処理区域及び処理計画区域

国県補助金分

5人槽相当 $294,000 \text{円} \times 29 \text{基} = 8,526,000$ 円

7人槽相当 $342,000 \text{円} \times 15 \text{基} = 5,130,000$ 円

10人槽相当 $459,000 \text{円} \times 3 \text{基} = 1,377,000$ 円

単独撤去分 $90,000 \text{円} \times 10 \text{基} = 900,000$ 円

計 57基 15,933,000円

2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境対策課] P. 154

2001 じん芥収集に要する経費 337,238,000円 (319,814,000円)

[その他 16,712,000円 一財 320,526,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 77,000円]

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料 6,726,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000円]

[諸収入：資源物売却代 9,898,000円]

(1) じん芥収集運搬委託料 332,093,790円

○ 目的

一般廃棄物(ごみ)の収集運搬を実施することにより、市民の良好な生活環境を確保する。

○ 内容

市内一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃、不燃、粗大)及び資源物(あき缶、あきビン、新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古着、プラスチック製容器包装、ペットボトル)の収集運搬を、業者に委託して実施する。また、5種16分別による収集を行い、さらなるごみの減量化を図る。

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ		資源物									
			乾電池・体温計	蛍光管	あき缶	無色ビン	茶色ビン	その他の色ビン	新聞紙	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	古着	容器包装

[担当：環境対策課] P. 155

2101 ごみ処理事務に要する経費 6,855,000円(6,471,000円)

[その他 5,024,000円 一財 1,831,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:粗大ごみ収集運搬手数料 5,024,000円]

○ 目的

廃棄物(ごみ)の発生を抑制し、再利用を促進し清潔で快適な生活環境を保持する。また各団体と連絡調整や連携を図りながらごみ処理に関する情報の交換や、将来の方向性を協議する。

○ 内容

- ・ごみの発生抑制・再使用・再生について、市民に理解を求めるため、広報等により啓発し循環型社会の構築を目指す。
- ・粗大ごみの受付事務に臨時職員を採用し迅速に対応する。
- ・関係機関との連絡調整や茨城県清掃協議会の活動を行う。

2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境対策課] P. 156

2001 ごみ減量推進に関する経費 10,561,000円(10,601,000円)

[一財 10,561,000円]

○ 目的

ごみの減量化の推進、資源の有効利用など、リサイクルに関する市民の自主的な取組の促進を図る。

○ 内容

生ごみ処理容器購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯2基まで1基につき限度額3,000円、電気式生ごみ処理機購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯1基まで限度額20,000円を交付する。

資源回収助成金は、地区の自治会や子供会、PTA等の自主団体が回収した資源物については1kg当たり4円、その資源回収団体から資源回収業者が回収した資源物については1kg当たり1円の助成金を交付する。

2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境対策課] P. 157

2001 し尿処理事業事務に要する経費 43,079,000円 (47,162,000円)

[その他 19,584,000円 一財 23,495,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：し尿処理手数料 19,584,000円]

○ 目的

市域内の清潔な生活環境を保全する。

○ 内容

市内の汲取り式トイレのし尿汲取りを定期的を実施する。また、世帯の希望や災害時などの必要に応じて、臨時の汲取りを実施する。手数料は、し尿汲取券または口座振替によって徴収する。

《汲取実施戸数及び人数の見込み》

・定額制 1,400人 ・特別加算 350戸 ・従量制 8,100本

[担当：環境対策課] P. 157

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 157,214,000円 (198,638,000円)

[一財 157,214,000円]

○ 目的

取手市から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

○ 内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合が「龍の郷クリーンセンター」において処理している。

建設費分 33,604,000円

一般経費分 123,610,000円

分 担 金 表

(単位：千円)

No	市町村名	建設費分	一般経費分	平成25年度 分 担 金	全体比 (%)	平成24年度 分 担 金	比 較
1	龍ヶ崎市	17,588	74,473	92,061	17.15	115,194	△23,133
2	牛久市	11,438	39,711	51,149	9.53	65,210	△14,061
3	取手市	33,604	123,610	157,214	29.28	198,638	△41,424
4	利根町	3,475	15,023	18,498	3.45	22,178	△3,680
5	河内町	6,030	20,372	26,402	4.92	36,093	△9,691
6	稲敷市	25,442	71,159	96,601	17.99	125,862	△29,261
7	美浦村	8,813	26,257	35,070	6.53	43,496	△8,426
8	阿見町	12,321	47,525	59,846	11.15	73,435	△13,589
	計	118,711	418,130	536,841	100.00	680,106	△143,265

5 農林水産業費

1 農業費 1 農業委員会費

[担当：農業委員会] P. 159

0501 農業委員会事務に要する経費 1,165,000 円 (1,041,000 円)

[一財 1,165,000 円]

○ 目的

農業委員会事務の円滑な遂行を図る。

○ 内容

- (1) 農家基本台帳の整備に関する事務
- (2) 農地に関する諸証明の発行
- (3) 農地常任委員会、農政常任委員会の運営に関する事務
- (4) 農地の権利移動、設定及び転用関係の許可事務及び届出に対する事務
- (5) 農業委員会総会、小委員会(各月1回)の運営に関する事務
- (6) 農業委員会会報発行(年2回)事務

[担当：農業委員会] P. 160

2001 農業経営基盤強化促進事業に要する経費 396,000 円 (396,000 円)

[一財 396,000 円]

○ 目的

農用地の流動化を促進し、意欲ある農業者の規模拡大と農用地の有効利用に資する。

○ 内容

農業経営基盤強化促進事業の広報活動を行う。

[担当：農業委員会] P. 161

2501 農地制度円滑化事業に要する経費 536,000 円 (45,000 円)

[国・県 534,000 円 その他 2,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：農地制度円滑化事業費補助金 534,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 2,000 円]

○ 目的

農地の利用状況を調査し、遊休農地の利用増進を図る。

○ 内容

- ・遊休農地の現地調査及び、有効利用に係る指導を行う。
- ・農家基本台帳へ、調査結果の情報入力を行う。

臨時職員賃金	1人	445,824円
交通費		51,840円
雇用保険料		4,230円
その他(消耗品等)		32,500円

1 農業費 3 農業振興費

[担当：農政課] P.162

2001 農業振興に要する経費 7,706,000円(7,821,000円)

[国・県 262,000円 その他 5,000,000円 一財 2,444,000円]

* 特財積算根拠

[県補：農業近代化資金認定農業者育成確保利子助成補助金 2,000円]

[県補：農業経営基盤強化資金利子助成補助金 250,000円]

[県補：家畜伝染病予防事務交付金 10,000円]

[諸収入：農業公社貸付金元利収入 5,000,000円]

○ 目的

各種協議会及び農業関係団体等と連携を図ることで、地域における農業経営の安定と活性化を目指す。

○ 内容

農業関係団体や各種協議会等に対する補助等や運営資金の貸付、及び認定農業者が農業経営安定化のために借入れた資金に対する利子補給、地域の担い手として規模拡大を図る農家に対する助成を実施する。

[担当：農政課] P.163

2601 農業振興地域整備促進協議会に要する経費 3,722,000円(3,273,000円)

[その他 10,000円 一財 3,712,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：農用地区域内外証明手数料 10,000円]

○ 目的

農用地等を良好な状態で確保するとともに農業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の適正な運用を図る。

○ 内容

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、取手市農業振興地域整備計画を策定しているが、平成24年度に法に基づくおおむね5年ごとの基礎調査を実施した。農用地利用計画を含めた整備計画の変更はこの調査を踏まえて行なうものとなっているため、業務委託により計画の総合見直しを実施し、農用地の有効利用と優良農用地の確保に留意しつつ土地利用区分の明確化を図る。

[担当：農政課] P.163

3401 ふれあい農園事業に要する経費 1,140,000円(1,144,000円)

[その他 1,140,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：ふれあい農園利用料 1,140,000円]

○ 目的

自然とふれあいながら農業体験ができる環境を提供することにより、市民の健康づくり

や農業に対する理解を深めてもらうとともに、遊休農地の解消や地域の活性化を図る。

○ 内容

借り受けた農地を市民農園として快適に利用できるよう管理、運営を行なう。

農園一覧

農園名	利用料金	区画数	農園面積
宮和田 (H6. 3 開設)	1 m ² 300 円/年	143	2, 145 m ² (1 区画=平均 15 m ²)
桑原 (H4. 2 開設)	1 区画 2, 000 円/年	18	540 m ² (1 区画=30 m ²)
小文間 (H9. 8 開設)	1 区画 2, 000 円/年	29	870 m ² (1 区画=30 m ²)
稲 2 (H9. 8 開設)	1 区画 2, 000 円/年	44	1, 320 m ² (1 区画=30 m ²)
野々井 1 (H2. 5 開設)	1 区画 3, 000 円/年	30	900 m ² (1 区画=30 m ²)
野々井 2 (H9. 8 開設)	1 区画 3, 000 円/年	22	660 m ² (1 区画=30 m ²)
野々井 3 (H9. 8 開設)	1 区画 3, 000 円/年	40	1, 200 m ² (1 区画=30 m ²)
野々井 4 (H14. 4 開設)	1 区画 2, 000 円/年	38	1, 140 m ² (1 区画=30 m ²)
	1 区画 4, 000 円/年	12	720 m ² (1 区画=60 m ²)
下高井 (H23. 4 開設)	1 区画 3, 000 円/年	21	630 m ² (1 区画=30 m ²)
	1 区画 5, 000 円/年	14	700 m ² (1 区画=50 m ²)
合 計		411	10, 945 m ²

[担当：農政課] P. 164

4201 農業ふれあい公園維持管理に要する経費 4, 513, 000 円 (4, 482, 000 円)

[その他 476, 000 円 一財 4, 037, 000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：農業ふれあい公園使用料 476, 000 円]

○ 目的

自然とのふれあいや農業への理解を深めてもらうことを目的に、平成 12 年 4 月、市之代地内に開設した農業ふれあい公園の適切な維持管理を実施することにより、安全で快適な利用促進を図る。

○ 内容

総面積=14, 852 m² (ログハウス風管理棟、貸し農園 (20 m²×76 区画)、シンボルパーゴラ、景観池、多目的広場、自由広場、駐車場等を配置)

施設使用料

施設名	使用料	摘 要	備 考
貸し農園	6, 000 円	1 区画・年間	圏域内 (取手市・守谷市・つくばみらい市) 在住者の使用料 圏域外在住者は 5 割増
管理棟多目的室	1, 000 円	9 時~12 時・13 時~16 時	
	1, 500 円	9 時~16 時	
管理棟調理室	500 円	9 時~12 時・13 時~16 時	
	700 円	9 時~16 時	

[担当：農政課] P.165

4401 水田農業構造改革対策に要する経費 52,735,000円(53,836,000円)

[国・県 9,206,000円 一財 43,529,000円]

* 特財積算根拠

[県補：農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金 9,206,000円]

○ 目的

米の需給環境は依然として過剰基調にあり、米価下落が続いているが、カロリーベースでの食料自給率は約39%と諸外国と比較しても極めて低い水準にある。こうした現状からの脱却には、農家の収入の安定化と余剰水田等を活用した、自給力の向上に寄与する作物の推進が必要である。そのため、国では平成23年度から「農業者戸別所得補償制度」が本格実施されている。この政策を踏まえながら、地域の特性や実情に則した独自の補助事業を効果的に実施することで、米生産数量目標の達成に取り組むとともに、農業の活性化、効率的な農地利用、遊休農地の解消等を図る。

○ 内容

《平成25年産米生産数量目標等》

生産数量目標配分	7,705t
水稲作付面積換算	1,470ha(基準単収524kg換算)
配分農家数	2,066戸

《補助金等》

補助金	予算額	備考
水田農業転作等実施補助金	38,000,000円	転作等達成者補助金及び集落達成金
水田農業推進センター活動事業費補助金	200,000円	取手市生産調整推進センターへの活動費補助
農業者戸別補償制度推進事業費補助金	9,206,000円	取手市農業再生協議会への事業費補助
水田農業転作等推進事業負担金	5,173,000円	茨城みなみ農業協同組合への事業負担金

[担当：農政課] P.165

4701 地産地消に要する経費 27,221,000円(273,000円)

[地方債 25,300,000円 その他 1,123,000円 一財 798,000円]

* 特財積算根拠

[市債：農産物直売所整備事業債 27,000,000円×75%≒20,200,000円]

[市債：農産物直売所整備事業債 (27,000,000円－20,200,000円)×75%≒5,100,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援寄付金基金繰入金 1,123,000円]

○ 目的

地産地消を推進することにより、市民に安心、安全な農産物を提供するとともに、農産物の販売経路の確保、農業所得と生産意欲の向上、地域間コミュニケーションの活性化を図る。

○ 内容

農産物直売所の市内設置に対しては、地産地消に対する意識の高まりから市民と生産者の双方から要望が多く寄せられている。

この度、地元農業協同組合の直売所設置及び運営の体制が整ったことにより、市への支援要望があったため、建設費の一部の補助を行なう。また、市のイベント会場等で取手産新鮮農産物等を農家が直接持ち寄り軽トラックで販売する「とりで軽トラ市」及び、藤代庁舎敷地内において定期的に「取た手朝市」を開催や「取手市農産物直売所マップ」の作成を実施する。

・農産物直売所設置補助金 27,000,000 円

1 農業費 4 農地費

[担当：農政課] P.166

2001 土地改良事業に要する経費 44,713,000 円 (118,758,000 円)

[国・県 170,000 円 地方債 6,200,000 円 その他 1,000 円 一財 38,342,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：湛水防除施設等管理費補助金 170,000 円]

[市債：災害関連事業債(湛水防除分) 4,653,000 円×90%≒4,100,000 円]

[市債：災害関連事業債(地盤沈下分) 2,430,000 円×90%≒2,100,000 円]

[手数料：土地改良区等に係る証明事務手数料 1,000 円]

(1)福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

福岡堰土地改良区管内の用水路に不等沈下による逆勾配、中だるみ等の障害が生じ、農業用水の不足や排水不良等の原因となっているため、改修を進めている。川通用水路、寺下用水路、谷井田用水路、九ヶ村用水路を改修している小貝東部2期地区は平成27年度に改修完了予定。また、鐘打落排水路、山谷落排水路等を改修している福岡堰4期地区は平成28年度改修完了予定。これにより、農業用水の確保と農業経営の安定化を図る。

○ 内容

・事業費負担金 2,430,000 円(工事費)

事業	実施箇所	内容
地盤沈下対策事業 小貝東部2期地区	つくばみらい市管内 谷井田用水路	用水路改修 L=440m
地盤沈下対策事業 福岡堰4期地区	つくばみらい市管内 山谷落排水路	排水路改修 L=1,800m

(2)県営久賀地区湛水防除事業費負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、小貝川左岸に広がる基盤整備が完了した優良農地区域であるが、その中心部にある農業用排水路及び流末の排水機場は、地盤沈下の進行等による湛水被害が激化しており、本事業により湛水被害を未然に防止して、併せて農業経営の安定化を図ることを目的とする。

○ 内容

受益面積は、福岡堰土地改良区管内の市内久賀地区 178.6ha、つくばみらい市東地区 38.6ha の合わせて 217.2ha で、湛水防除事業として、茨城県が事業主体となり、平成 25 年度完成予定。

・事業費負担金 4,652,520 円(工事費)

事業	実施箇所	内容
湛水防除事業久賀地区	新川第 2 排水機場	排水機場工 一式

(3) 守谷地区経営体育成基盤整備事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、昭和 41 年～45 年にかけて構造改善事業による圃場整備が完了しているが、用水施設が老朽化し支障が生じている。パイプライン等による用水施設の整備と併せて、排水路及び農道整備等を実施することにより、生産性の高い水田営農の確立を図る。

○ 内容

受益面積は、守谷土地改良区管内の取手地区 2.2ha、守谷地区 65.5ha の合わせて 67.7ha で、経営体育成基盤整備事業(土地改良総合整備)として、平成 20～21 年度で調査計画、平成 22 年～27 年度の 6 ヶ年で工事を実施する。

・事業費負担金 300,000 円(工事費)

事業	実施箇所	内容
経営体育成基盤整備事業 守谷地区	取手市域及び守谷市域	暗渠排水工 A=33.2ha 客土工 A=23.8ha

(4) 藤代北部地区経営体育成基盤整備事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、昭和 45 年～52 年にかけて実施された県営圃場整備事業により 30a 区画の基盤整備が完了しているが、排水施設が老朽化し支障が生じている。排水路及び農道整備等を実施することにより、効率的かつ安定的な生産性の高い水田営農の確立を図る。

○ 内容

受益面積は福岡堰土地改良区管内の久賀地区 110ha で、経営体育成基盤整備事業(土地改良総合整備)として、平成 22～24 年度を調査計画期間とし、平成 25 年度からの事業実施を目指すものである。

・事業費負担金 360,000 円(測量試験費負担金)

事業	実施箇所	内容
経営体育成基盤整備事業 藤代北部地区	取手市久賀地区	排水路測量試験費負担金

(5) 小文間パイプライン整備負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

当地区における小用水路は土掘水路であり、地形的に中だるみを生じているため、毎年の用水不足が生じているため改修工事を行うものである。これにより農業用水の反復利用と労力の軽減を図り、生産者の営農意欲を向上させることを目的とする。

○ 内容

小文間地区パイプライン整備事業の一環として行い、小用水への吐出し口までの整備に合わせ小用水(土堀水路)の改修工事を行うものである。平成 27 年度完成予定であり、総延長 L=1,940m の整備工事を行う。平成 24 年度においては、延長 L=490m を予定。

・事業費負担金 1,400,000 円(工事費)

[担当：農政課] P.166

2101 農道整備に要する経費 273,000 円 (11,263,000 円)

[一財 273,000 円]

○ 目的

山王西部地区土地改良事業で整備した耕作道路のうち、未舗装部分等の維持管理を行うもの。

○ 内容

未舗装部分における安全確保を目的とした補修工事に必要な砕石等を購入し、維持管理を行うもの。

6 商工費

1 商工費 2 商工振興費

[担当：産業振興課] P. 169

2001 商工業振興助成に要する経費 22,575,000 円 (23,364,000 円)

[その他 1,200,000 円 一財 21,375,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：駐車場使用料 1,200,000 円]

○ 目的

市内の商工会や商店街への助成等を行うことにより、市の商工業の発展に寄与することを目的とする。

○ 内容

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| (1) 商店街活性化事業補助金 | 1,540,000 円 |
| ・商店街活性化事業補助金 6 団体 (一般公募採択分 1 団体) | 1,000,000 円 |
| ・駅周辺活性化事業補助金 3 団体 | 540,000 円 |
| (2) 商工会事業補助金 | 16,874,000 円 |
| ・取手市商工会職員の人件費 | |
| (3) とりで産業まつり補助金 | 3,000,000 円 |
| ・とりで産業まつり | |

開催地区	取手地区	藤代地区
期 日	平成 25 年 11 月予定	平成 25 年 9 月予定
場 所	取手利根川緑地運動公園	藤代地区商店会大通り
参加者	30,000 人見込み	10,000 人見込み

[担当：産業振興課] P. 169

2101 中小企業事業資金融資あっ旋事業に要する経費 85,824,000 円 (97,576,000 円)

[その他 36,009,000 円 一財 49,815,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：自治金融資金貸付金元利収入 36,009,000 円]

○ 目的

市内の中小企業者に対する事業資金の保証あっ旋をすることで、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、企業の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

○ 内容

取手市中小企業事業資金融資あっ旋制度

茨城県信用保証協会を公的保証人とすることで事業資金の借入を円滑にするとともに、市内金融機関に 1 年間の預託を行うことにより融資実行利率を低利に抑え、制度の基盤を強固なものにする。

また、制度利用者に対し、保証料を補助することで制度利用者の負担軽減を図る。

・制度の概要

制 度	自 治 金 融		振 興 金 融	
内 容	1,000 万円	返済 7 年	2,000 万円	返済 7 年
保 証 料	年 0.45～1.9%（平均で 1.15% 10 万円で約 3,200 円）			

・保証料補助の内訳

制 度	金 額	備 考
自治金融	22,698,000 円	新規 201 件 12,349,440 円、過年度 476 件 10,348,160 円
振興金融	21,526,000 円	新規 59 件 10,421,760 円、過年度 181 件 11,104,000 円
計	44,224,000 円	自治金融・振興金融保証債務残高 3,199,940 円(1,050 件) ※平成 24 年 12 月末現在

・預託金、寄託金

制 度	金 額	備 考
自治金融預託金	37,000,000 円	市内金融機関 7 行に預託 (平成 25 年 10 月 15 日～平成 26 年 10 月 15 日)
損失補償寄託金	4,600,000 円	茨城県信用保証協会に寄託

[担当：産業振興課] P. 169

2801 産業振興に要する経費 64,283,000 円 (66,940,000 円)

[一財 64,283,000 円]

○ 目的

市内経済活動の活性化のため、市内企業・事業所の振興策の強化を図る。また、市経済の発展及び雇用機会の拡大に結びつく企業・事業所の事業拡大に対し支援する。

○ 内容

産業活動支援条例に基づく奨励金 63,724,000 円 (64,044,000 円)

企業・事業所の事業拡大に対し、産業活動支援条例に基づき、施設奨励金及び雇用促進奨励金を交付し、地域経済の活性化を図る。

[担当：産業振興課] P. 170

2901 空き店舗活用事業に要する経費 2,200,000 円 (2,200,000 円)

[一財 2,200,000 円]

○目的

空き店舗の有効利用及びまちの賑わいづくりの促進のため、空き店舗に出店する者に対し、取手市空き店舗活用補助金交付要綱に基づき支援する。

○内容

空き店舗活用補助金 2,200,000 円

項 目	補助率	補助対象経費の上限額
店舗改修費	2 分の 1 以内	100 万円以内
店舗の賃借料	2 分の 1 以内	月額 5 万円以内

1 商工費 3 労働対策費

[担当：産業振興課] P. 170

2001 労働対策に要する経費 2,157,000円(2,223,000円)

[その他 9,000円 一財 2,148,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000円]

○ 目的

利便性の高い市民サービスの向上を推進するため、平成19年10月開設の地域職業相談室(通称：取手市ふるさとハローワーク)において、国と市が連携しながら、職業相談、職業紹介サービスを提供し、安定した雇用機会の確保、就職の促進を図る。

○ 内容

施設(94.08㎡)を藤代庁舎2階に設置し、国と市の共同で管理運営を行う。

業務時間	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時		
主な業務	職業相談、職業紹介と求人情報の提供		
相談員	国3名	受付事務	市2名

[担当：下表のとおり] P. 171

24 東日本大震災に伴う雇用創出基金事業に要する経費 5,498,000円(189,322,000円)

[国・県 5,479,000円 その他 19,000円]

* 特財積算根拠

[県補：緊急雇用創出事業補助金 5,479,000円]

[諸収入：雇用保険本人負担分(東日本大震災に伴う雇用創出基金事業) 19,000円]

○ 目的

県の重点分野雇用創造事業補助金を活用し、東日本大震災の被災者及びその影響による失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

○ 内容

(単位：円)

事業名	担当課	事業概要	雇用数	事業費
2450 空き家等の適正管理事業に関する経費	安全安心対策課	空き家等に関し、現場把握、調査、所有者への依頼等を実施することで、周辺住民に安全で安心な地域社会の実現に寄与する。平成25年4月1日取手市空き家等の適正管理に関する条例を施行。	3人	5,498,000

[担当：下表のとおり] P. 172

25 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業に要する経費 21,800,000円(0円)

[国・県 21,800,000円]

* 特財積算根拠

[県補:生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業補助金 21,800,000 円]

○ 目的

被災地域において、被災求職者の安定的な雇用機会を創出すること及び若者・女性・高齢者・障害者が活躍できる雇用機会を創出することを目的として、高齢者から若者への技能伝承、女性、障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立により雇用創出を図る。

○ 内容

(単位:円)

事業名	担当課	事業概要	雇用数	事業費
2501 買い物弱者支援事業に関する経費	産業振興課	既存スーパーの撤退、地元商店街の衰退、市民の高齢化に伴う潜在的な買い物弱者への買い物環境の改善を図るために市内に移動販売車を巡回する。	2人	7,500,000
2502 産業振興ICT推進事業に関する経費	産業振興課	フェイスブック等を活用し、あらゆる産業での取手ブランドを全国に発信するとともに市内事業者相互の参加による異業種間交流の促進。市物産品のHP等、各種イベントでのPR販売による販路拡大を行い、市産業全体の活性化を図る。	3人	14,300,000

[担当:下表のとおり] P.172

26 重点分野雇用創出事業に要する経費 18,983,000 円 新規

[国・県 18,949,000 円 その他 34,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:重点分野雇用創出事業補助金 18,949,000 円]

[諸収入:雇用保険本人負担分(重点分野雇用創出事業) 34,000 円]

○ 目的

重点分野において、失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う。

○ 内容

(単位:円)

事業名	担当課	事業概要	雇用数	事業費
2601 学校ICT活用支援事業に関する経費	学務給食課	取手市立小中学校において、児童生徒がICT機器等を活用した授業を円滑に実施させるための補助及び、教職員がICT機器を利用し、校務の効率化を図るため支援する事業である。	1人	4,855,000

2602 保健センター推進事業に関する経費	保健センター	要支援妊婦や新生児等への訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診や育児相談、継続相談等の母子保健全般に関することに従事し育児についての不安や悩みについての相談にのり、健全な母子関係や健やかな育児に寄与する。また、予防接種事業の問診票の確認やデータ処理を行い予防接種の安全かつ効果的な実施に向けて従事するために保健師・看護師・保育士・臨床心理士等の臨時職員を雇用するもの。	10人	10,786,000
2603 介護サービス相談事業に関する経費	高齢福祉課	介護保険に係る窓口相談業務を円滑に進めるため、介護支援専門員有資格者職員を配置する。	1人	3,342,000

1 商工費 4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費

[担当：産業振興課] P.175

2101 働く婦人の家・勤労青少年ホーム活動に要する経費 800,000円(861,000円)

[その他 444,000円 一財 356,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：講座参加個人負担金 444,000円]

○ 目的

働く婦人及び勤労青少年の福祉の促進と健全な育成を図る。

○ 内容

主催講座実施予定

講座名	開催回数	参加人数見込 (延べ人数)
簿記(2級)	40回	600人
簿記(3級)	18回	360人
しめ飾り	1回	30人

1 商工費 5 消費生活対策費

[担当：産業振興課] P.175

2001 消費生活対策に要する経費 7,528,000円(7,557,000円)

[国・県 1,043,000円 その他 27,000円 一財 6,458,000円]

* 特財積算根拠

[県補：消費者行政活性化基金事業費補助金 1,043,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 27,000円]

○ 目的

消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の推進を図り、消費生活に係る知識の普及と情報の提供に努め、市民の消費生活の安定と向上を確保することを目的とする。

○ 内容

(1) 消費生活展委託料 650,000 円

一般消費者を対象として、消費者問題を多面的かつ具体的に取り上げ、問題を提起し、その解決方法について参加者に対し啓発していくイベントである。

(2) 消費生活センター業務

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ、多重債務者からの相談を受け付け、相談に対する助言・斡旋・情報提供の処理解決を行い、消費者保護に努めるとともに消費者被害の未然防止を図る。

業 務 日	月曜日～金曜日
業務時間	午前 9 時～午後 4 時 30 分
相談員数	3 人

1 商工費 6 観光費

[担当：産業振興課] P.176

2001 観光事業に要する経費 30,458,000 円 (27,440,000 円)

[一財 30,458,000 円]

○ 目的

取手市を全国に発信し、観光事業の振興を図るため、市観光協会の各事業への助成等を行い、郷土愛の高揚に貢献する。

○ 内容

(1) 小堀古利根周辺の清掃管理委託料 360,000 円

(2) 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会負担金 540,000 円

(3) 市観光協会補助金 29,540,000 円

イベント名	実施予定期日	場 所	参加者見込み
第 36 回こども天国	平成 25 年 4 月 29 日	取手利根川 緑地運動公園	10,000 人
第 60 回とりで利根川大花火	平成 25 年 8 月中旬	取手利根川 緑地運動公園	100,000 人
第 47 回とりで利根川 たこあげ大会	平成 26 年 1 月	取手利根川 緑地運動公園	4,500 人
第 44 回とりで利根川 どんどまつり	平成 26 年 1 月	取手利根川 緑地運動公園	2,500 人
第 44 回たこあげ大会・どんど まつりフォトコンテスト	平成 26 年 2 月中旬	藤代図書館	—
第 10 回桜ライトアップ事業	平成 26 年 3 月下旬	老人福祉センター 「さくら荘」	—

7 土木費

1 土木管理費 1 土木総務費

[担当：管理課] P.179

2501 道路管理に要する経費 19,267,000 円 (18,816,000 円)

[その他 2,269,000 円 一財 16,998,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：道路使用料 130,000 円]

[使用料：法定外公共物使用料 2,116,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 23,000 円]

○ 目的

住民の利便性と道路行政の向上を図る。

○ 内容

道路の認定・廃止及び道路改良工事等により、市道に変更が生じた箇所について道路台帳の調書・図面を加除し、最新の状況で管理する。

委託料	道路台帳整備委託料	12,730,000 円
使用料及び賃借料	道路排水管敷地借上料	269,000 円
	公用車リース料	225,000 円
その他の経費	非常勤職員報酬・共済費等	5,375,000 円
	石杭・プレート等	668,000 円

2 道路橋りょう費 1 道路橋りょう総務費

[担当：管理課] P.180

2101 街路灯の維持管理に要する経費 49,639,000 円 (52,374,000 円)

[その他 21,900,000 円 一財 27,739,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：道路使用料 21,900,000 円]

○ 目的

道路の交通安全及び防犯のために、街路灯の設置及び維持管理をする。

○ 内容

市内全域の街路灯について維持管理を行う。老朽化したポールを取替を 50 本予定している。また新規要望分として 30 本を新たに設置する。

需用費	光熱水費	30,300,000 円
	修繕料	2,043,000 円
委託料	街路灯管理システム保守点検委託料	315,000 円

使用料及び賃借料	LED 防犯灯リース料	14,765,000 円
工事請負費	街路灯設置工事	1,271,000 円
備品購入費	街路灯用ポール	945,000 円

[担当：管理課] P.181

2201 小堀路線バス運行に要する経費 16,423,000 円 (16,399,000 円)

[一財 16,423,000 円]

○ 目的

小堀渡船に替わる交通手段として循環バスを運行する。

○ 内容

小堀地区住民の通勤通学の利便を図るため、午前 6 時より午後 9 時まで 1 時間間隔で運行する。朝夕については、増便し 30 分間隔で運行する。

委託料	小堀路線バス運行事業委託料	16,320,000 円
	草刈及び清掃委託料	103,000 円

2 道路橋りょう費 2 道路維持費

[担当：管理課] P.181

0501 道路維持補修事務に要する経費 10,880,000 円 (10,238,000 円)

[その他 2,423,000 円 一財 8,457,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：道路使用料 1,370,000 円]

[諸収入：自由通路広告灯占用料 851,000 円]

[諸収入：自由通路広告灯電気使用料 202,000 円]

○ 目的

道路の維持管理にかかる事務経費である。

○ 内容

需用費	消耗品費	629,000 円
	燃料費	1,178,000 円
	光熱水費	4,260,000 円
	修繕料	1,185,000 円
役務費	通信運搬費	32,000 円
	手数料	45,000 円
	自動車損害保険料	360,000 円
	賠償保険料	2,793,000 円
補償, 補填及び賠償金	道路災害賠償金	280,000 円
公課費	自動車重量税	118,000 円

[担当：管理課] P.182

2001 道路維持補修に要する経費 169,528,000円 (165,305,000円)

[その他 13,003,000円 一財 156,525,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：道路使用料 10,766,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 2,200,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 37,000円]

○ 目的

道路の維持管理にかかる補修及び清掃等の経費である。また、高度成長期に築造された橋梁の長寿命化修繕計画を策定する。

○ 内容

部分的な補修等については原材料を購入し職員で対応し、抜本的な補修及び緊急を要する箇所については専門業者に依頼する。なお、委託料は、街路樹の剪定、道路法面の草刈、道路構造物の処分費等の維持管理に要する経費及び道路の路面の清掃、取手・藤代各駅のエレベーター、エスカレーターの点検・清掃等に要する経費である。

需用費	修繕料	25,000,000円	
委託料	道路清掃委託料	27,600,000円	
	街路樹管理委託料	32,000,000円	
	街路樹消毒委託料	2,000,000円	
	道路草刈委託料	21,830,000円	
	樹木伐採委託料	1,000,000円	
	取手駅東西口駅前広場及び		
	ギャラリーロード清掃委託料	7,455,000円	
	一里塚ロードパーク及び戸頭駅前清掃委託料	315,000円	
	エレベーター及びエスカレーター点検委託料	9,311,000円	
	エレベーター及びエスカレーター設備清掃委託料	1,276,000円	
	藤代駅自由通路清掃委託料	751,000円	
	藤代駅自由通路電気工作物保安管理業務委託料	164,000円	
	道路排水用ポンプアップ施設点検委託料	973,000円	
	車両及び産業廃棄物処理委託料	1,500,000円	
	防鳥ネット設置及び撤去委託料	1,859,000円	
	橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料	1,000,000円	
	使用料及び賃借料	敷地借上料	1,967,000円
		公用車リース料	691,000円
		機械借上料	105,000円
	工事請負費	道路維持補修工事	2,502,000円

原材料費	道路舗装及び補修材料	18,000,000円
備品購入費	バックホウ	3,570,000円
その他の経費	非常勤職員報酬等	8,659,000円

2 道路橋りょう費 3 道路改良費

[担当：道路課] P.183

20 道路改良に要する経費 111,601,000円 (142,423,000円)

[国・県 22,000,000円 地方債 81,600,000円 一財 8,001,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 22,000,000円]

[市債：市道整備事業債 10,000,000円×75%=7,500,000円]

[市債：合併特例債 (100,262,000円-22,000,000円)×95%≒74,100,000円]

○ 目的

生活に密着した道路を拡幅整備し、緊急時の救急車両の通過や交通の利便性を図る。

○ 内容

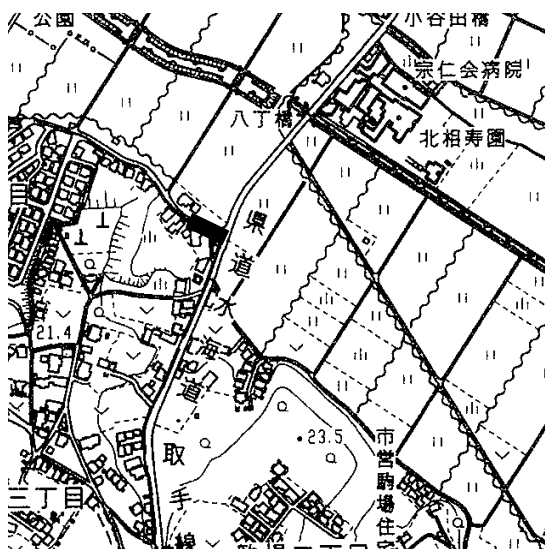
道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

(単位：円)

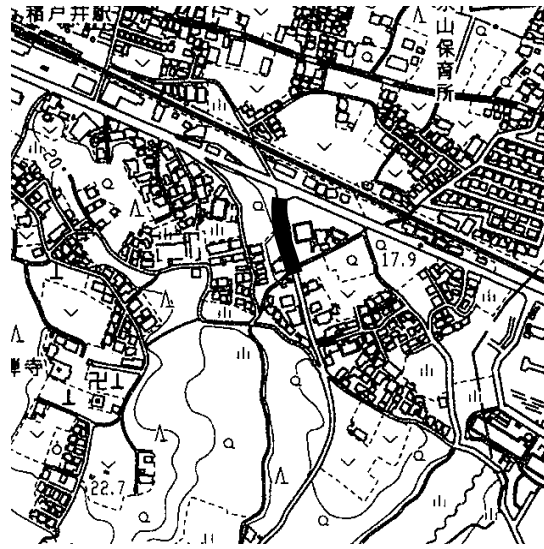
事業名	事業費	事業内容
2003 寺田後山 (市道 0109 号線)	16,778,000	改良工事 11,540,000 L=68m 負担金 3,738,000 補償費 1,500,000
2008 米ノ井東山 (市道 0203 号線)	3,000,000	改良工事 3,000,000 L=40m
2011 井野三丁目 (市道 4651 号線)	7,000,000	改良工事 7,000,000 L=65m
2039 井野台二丁目 (市道 4077 号線他)	31,717,000	用地費 1,103,000 A=14.64 m ² 補償費 14,507,000 改良工事 16,107,000 L=80m W=5.2m
2065 新川 (市道 0130 号線)	8,000,000	測量設計委託 8,000,000 L=240m
2069 稲後田 (市道 2759 号線)	1,339,000	工事損失事後調査 1,019,000 補償費 320,000

2097 小文間柳田 (市道 0124 号線)	43,767,000	改良工事 L=280m W=5.2m	42,767,000
		補償費	1,000,000

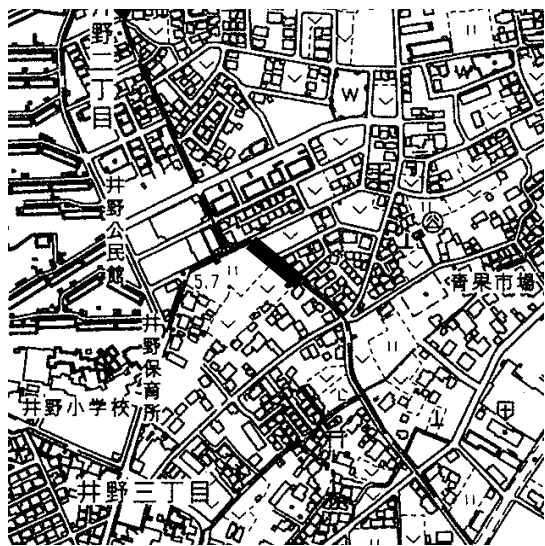
2003 寺田後山 (市道 0109 号線)



2008 米ノ井東山 (市道 0203 号線)



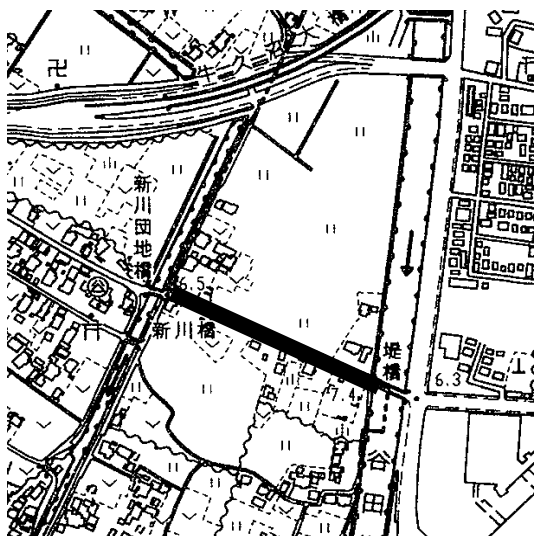
2011 井野三丁目 (市道 4651 号線)



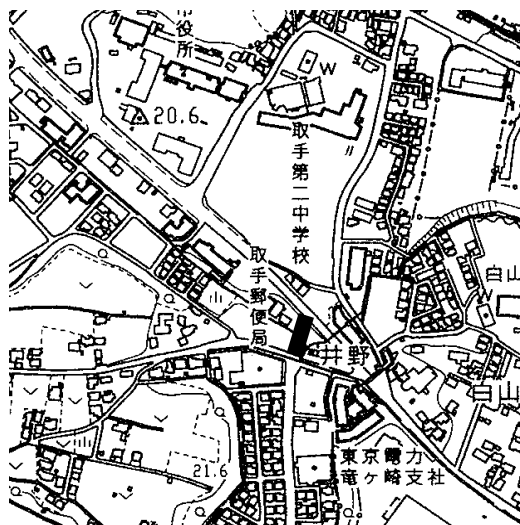
2039 井野台二丁目 (市道 4077 号線他)



2065 新川 (市道 0130 号線)



2069 稲後田 (市道 2759 号線)



2097 小文間柳田 (市道 0124 号線)



3 都市計画費 1 都市計画総務費

[担当：都市計画課] P. 186

0501 都市計画事務に要する経費 (うち都市計画見直し調査業務) 12,800,000 円 新規
[一財 12,800,000 円]

○ 目的

市の将来都市像を示し、その実現に向けた計画的なまちづくりの誘導を図るため、平成 22 年度に都市計画マスタープランを策定した。また平成 23 年度には概ね 5 年ごとに行う都市計画基礎調査を実施し、都市の現状、都市化の動向等について広範囲のデータを収集した。今年度は都市計画マスタープランを基に、都市計画基礎調査の結果を踏まえ、具体的な都市計画の見直しに向けた調査を実施する。

○ 内容

都市計画においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の区域に区分している。この区域区分の見直しにあたっては、人口・産業の動向、都市的土地利用の現況及び将来需要を勘案し、市街化区域の規模を設定する必要がある、都市計画の見直しに向けた調査を実施する。

都市計画見直し調査業務委託 12,800,000 円

[担当：都市計画課] P.188

2501 都市交通政策の推進に要する経費 77,463,000 円 (72,196,000 円)

[一財 77,463,000 円]

○ 目的

コミュニティバスは平成 18 年 10 月から運行を開始し、年間 20 万人以上、現在まで延べ 100 万人以上の方々にご利用頂いており、公共交通として市民にも定着してきた。平成 24 年 8 月には、より一層の利便性の向上を図るため、第 1 回事業計画変更後の利用実績を踏まえ、運行ルート・ダイヤ等の見直しを実施した。また、車両においては修繕費が年々増加しているため、バス車両 1 台を借用して入れ替えることにより、修繕費の削減及び、利用者に対する安全性を確保する。

路線バスにおいては、公共公益施設への交通アクセスを確保することを目的とした路線への補助金の支出及び、複数市町村間を運行する広域的・幹線的なバス路線の維持・存続を図るため、国・県・沿線市が協調してバス事業者に対し負担金を支出する。

○ 内容

コミュニティバスは市内の鉄道駅、市役所、福祉施設等の公共公益施設を 6 ルートで結び、概ね午前 8 時から午後 7 時まで運行する。また、車両においては 1 台を借用する。

路線バスにおいてはバス運行事業者に対し、取手駅西口からグリーンスポーツセンターを經由し戸頭駅を結ぶ路線の、運行経費の一部についての補助と、取手駅や藤代駅を発着として複数市町村間を運行する 3 路線について、補助対象経費に対して国 2 分の 1、県 4 分の 1、沿線市町村は 4 分の 1 の額に、営業キロ数の比率で案分した金額の負担を行う。

コミュニティバス運行経費補償金	65,489,000 円
コミュニティバス使用料	2,063,000 円
路線バス運行事業負担金	2,616,000 円
路線バス運行事業補助金	7,000,000 円
その他の経費	295,000 円

3 都市計画費 2 建築指導費

[担当：建築指導課] P. 189

1001 建築審査会に要する経費 258,000 円 (258,000 円)

[その他 258,000 円]

*特財積算根拠

[手数料：建築許可手数料 258,000 円]

○ 目的

建築基準法に基づく特定行政庁の諮問機関として、様々な基準法上の案件について審議を行い、その審議結果を特定行政庁に答申する。

○ 内容

建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

[担当：建築指導課] P. 190

1101 旅館等建築審査会に要する経費 47,000 円 (47,000 円)

[その他 47,000 円]

*特財積算根拠

[手数料：建築許可手数料 47,000 円]

○ 目的

取手市ラブホテル建築規制に関する条例に基づき設置された市長の諮問機関であり、条例に基づく案件を審議し、その審議結果を市長に答申する。

○ 内容

条例に基づき申請された建築計画が、ラブホテルの建築に該当するかどうかを審議し、市長に答申する。

[担当：建築指導課] P. 190

2001 狭あい道路拡幅事業に要する経費 2,300,000 円 (2,300,000 円)

[その他 2,300,000 円]

*特財積算根拠

[手数料：建築確認等手数料 19,000 円]

[手数料：建築完了検査手数料 935,000 円]

[手数料：工作物確認手数料 140,000 円]

[手数料：工作物完了検査手数料 138,000 円]

[手数料：建築許可手数料 211,000 円]

[手数料：建築認定手数料 681,000 円]

[手数料：証明等手数料 36,000 円]

[手数料：中間検査手数料 140,000 円]

(1) 狭あい道路拡幅整備促進補助金 900,000 円

○ 目的

狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存塀等を撤去し道路を拡幅する場合、既存塀等の撤去及び再築造費用を市が補助することにより、狭あい道路の拡幅を促進し同法の主旨徹底を図るとともに、快適な住環境の整備に寄与することを目的とする。

○ 内容

本年度の撤去及び再築造の補助予定件数は次のとおり。

補助金の名称	件数	金額
狭あい道路拡幅整備促進補助	解体 6件	300,000 円
	再築造 6件	600,000 円
計	12件	900,000 円

(2) 建築行為等に係る分筆測量補助金 1,400,000 円

○ 目的

狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存塀等を撤去し道路を拡幅する場合、後退部分を分筆して道路とするために市が補助することにより、狭あい道路の拡幅を促進し同法の主旨徹底を図るとともに、快適な住環境の整備に寄与することを目的とする。

○ 内容

本年度の地目替及び寄付の補助予定件数は次のとおり。

補助金の名称	件数	金額
建築行為等に係る分筆測量補助金	分筆地目替 1件	50,000 円
	分筆寄付 9件	1,350,000 円
計	10件	1,400,000 円

3 都市計画費 3 地籍調査費

[担当：管理課] P.190

2001 地籍調査事業に要する経費 2,086,000 円 (2,516,000 円)

[一財 2,086,000 円]

○ 目的

一筆地ごとの土地について、地番、地目、所有者、境界を調査・確認し面積を測定して地籍図と地籍簿を作成し、土地に関するあらゆる施策の基礎となる土地の実態を明らかにする。

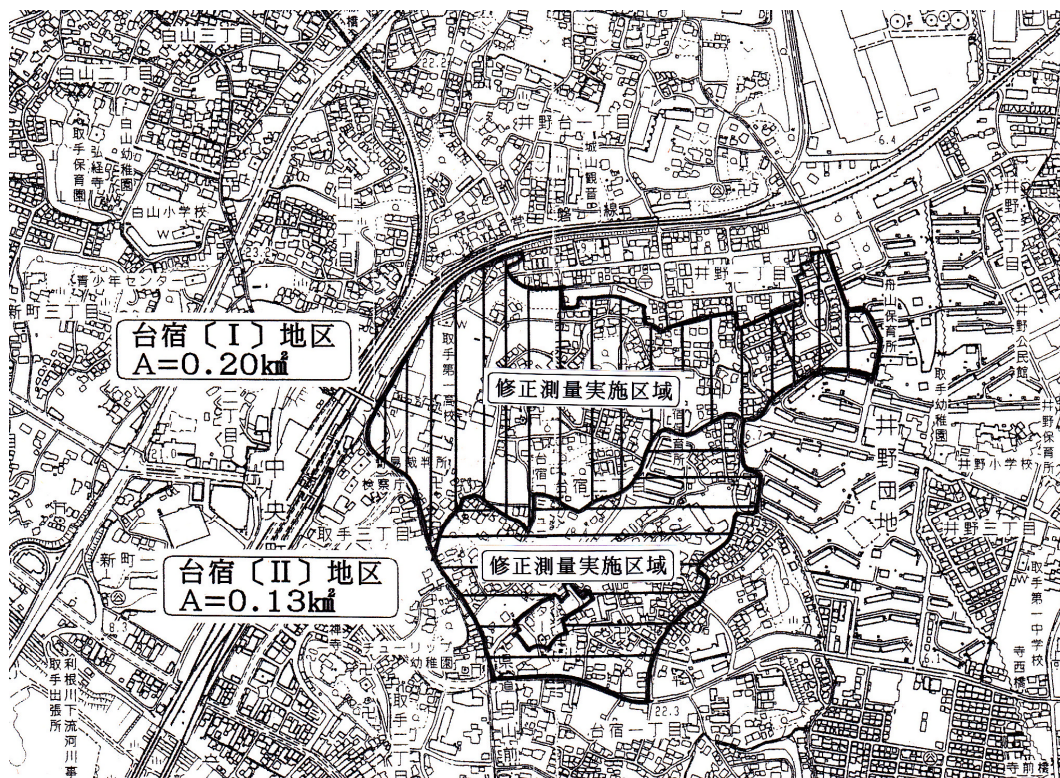
○ 内容

(1) 訂正申し出等に伴う修正測量業務委託

閲覧等に伴う誤り等訂正申し出があり、境界点の変更に伴う成果の修正が必要となった場合に、測量及び成果の修正作業を実施する。

訂正申し出等に伴う修正測量業務委託料 400,000 円

地籍調査実施区域



3 都市計画費 4 土地区画整理費

[担当：道路課] P.192

2101 都市計画道路 3・2・40 号下高井・野々井線に要する経費 13,365,000 円

(14,702,000 円)

[地方債 10,000,000 円 一財 3,365,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：住宅宅地関連公共施設整備促進事業債 13,365,000 円×75%≒10,000,000 円]

○ 目的

取手市の西部地区の東西軸 3 路線(都市計画道路 3・4・5 号新道みずき野線、国道 294 号、常総ふれあい道路)を結ぶ南北軸道路として整備されネットワークが形成できた。平成 22 年度にゆめみ野まち開きに合わせ一部供用がなされている。今年度は国道 294 号以北の土地開発公社先行取得地の買戻しをする。

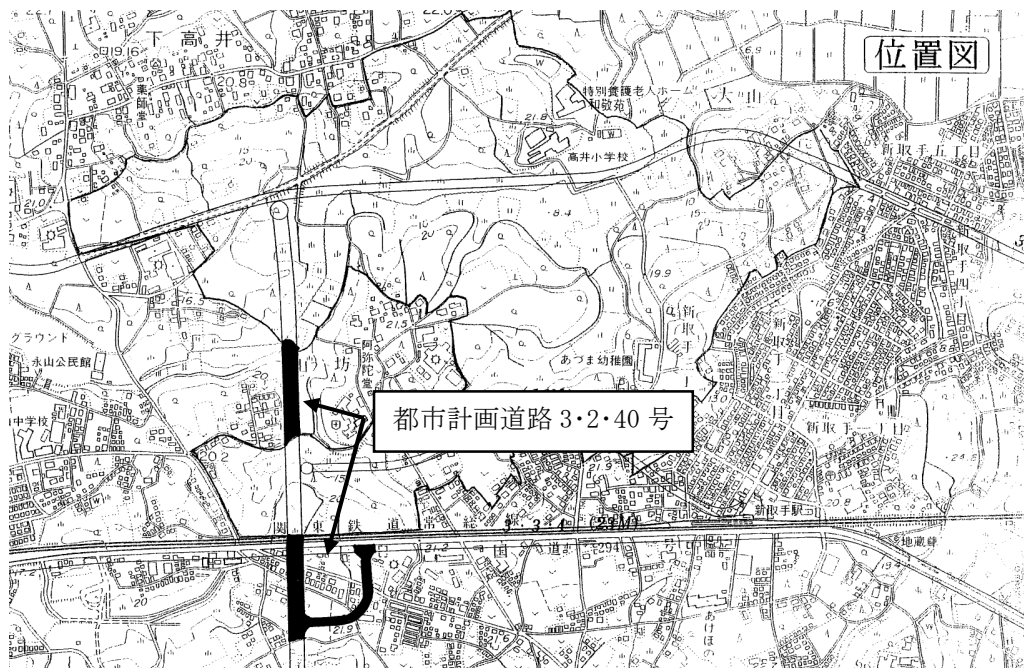
○ 内容

本年度の事業費、整備内容等は下記のとおり。

(1) 用地取得

- ・ 面積：655.10 m²
- ・ 金額：13,365,000 円

都市計画道路 3・2・40 号位置図



3 都市計画費 5 街路事業費

[担当：道路課] P.193

2004 都市計画道路 3・4・3 号上新町環状線に要する経費（井野工区）

170,600,000 円 (188,931,000 円)

[国・県 67,200,000 円 地方債 98,200,000 円 一財 5,200,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（まちづくり交付金分）

168,000,000 円×40%=67,200,000 円]

[市債：合併特例債（170,600,000 円－67,200,000 円）×95%≒98,200,000 円]

○ 目的

都市計画道路 3・4・3 号上新町環状線（井野工区）は寺田工区の延長路線であり、当路線を整備することにより環状線としての役割を果たし、国道 6 号、294 号の南北、東西の交通分散を図り中心市街地の混雑緩和とともに、市民生活の住環境の向上を図るものである。

○ 内容

本年度の事業費、整備内容等は下記のとおり。

(1) 役務費

・ 不動産鑑定料 200,000 円

(2) 委託料

・ 建物等積算業務委託（桑原） 340,000 円

(3) 工事

・ 道路改良工事 159,835,000 円

・ 道路付帯工事 2,600,000 円

(4) 用地取得

・ 面積：62.38 m²

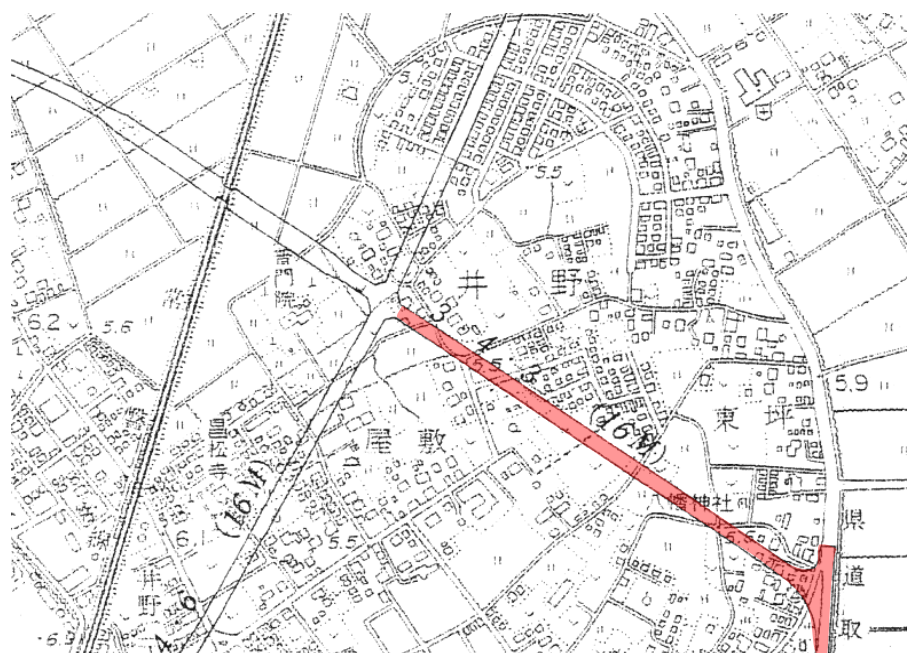
・ 金額：1,751,000 円

(5) 補償、補填及び賠償金

・ 物件(電柱)移転補償費 4,800,000 円

・ 物件(立竹木等)移転補償費 1,074,000 円

都市計画道路 3・4・3 号(井野工区)位置図



[担当：道路課] P.194

2101 都市計画道路 3・4・7 号取手東口・城根線に要する経費 15,414,000 円 新規

[地方債 14,600,000 円 一財 814,000 円]

＊ 特財積算根拠

[市債：合併特例債 15,414,000 円×95%≒14,600,000 円]

○ 目的

当該都市計画道路は取手駅東口土地区画整理事業及び都市計画道路 3・4・7 号台宿工区と整備を進め取手駅東口から県道白山前取手線との交差点までの区間は完成形で整備されているが、交差点から井野団地方面の事業認可区間が未整備の状況であるため、整備を推進するものである。

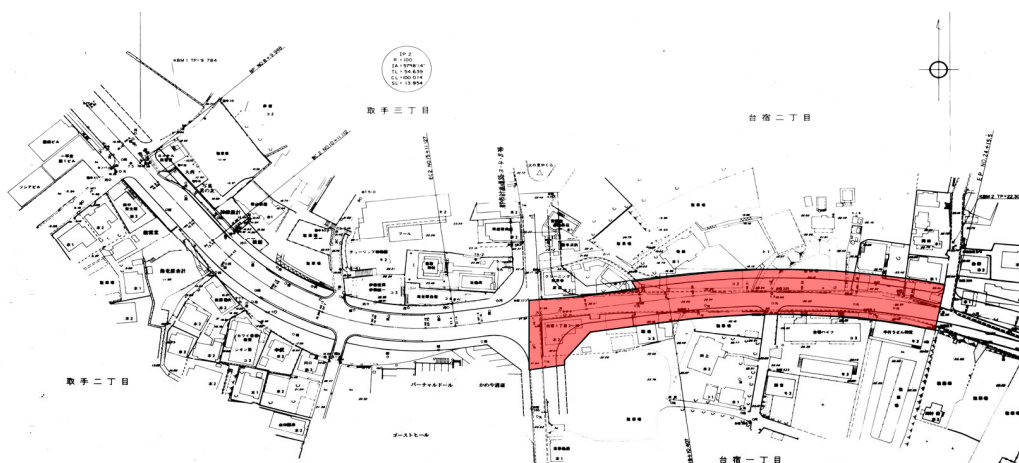
○ 内容

本年度の事業費、整備内容等は下記のとおり。

(1) 委託料

- | | |
|--------------|-------------|
| ・ 測量設計業務委託 | 6,363,000 円 |
| ・ 道路実施設計業務委託 | 9,051,000 円 |

都市計画道路 3・4・7 号位置図



3 都市計画費 6 都市排水費

[担当：排水対策課・管理課] P. 195

2001 排水路の維持管理に要する経費 39,831,000 円 (32,487,000 円)

[その他 23,000 円 一財 39,808,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険本人負担分 23,000 円]

○ 目的

市内の都市排水施設にかかる維持管理経費である。

○ 内容

市内の雨水排水ポンプ施設の点検及び調整池・排水路の維持管理を実施する。

需用費	消耗品費	10,000 円
	燃料費	4,000 円
	光熱水費	9,615,000 円
修繕料	緊急対応修繕	3,000,000 円
役務費	双葉ポンプ場緊急電話使用料	65,000 円
	双葉第1ポンプ場火災保険料	7,000 円
	水路災害保険料	209,000 円
委託料	水路草刈委託料	1,884,000 円
	雨水調整池清掃委託料	3,000,000 円
	双葉ポンプ場電気保安委託料	114,000 円
	排水路清掃委託料	9,125,000 円
	排水用ポンプアップ施設点検委託料	5,762,000 円
	一般廃棄物処理委託料	200,000 円
使用料及び賃借料	排水管敷地借上料	198,000 円
工事請負費	排水施設改修工事	1,163,000 円
原材料費	都市下水路補修材	100,000 円

[担当：排水対策課] P. 196

2101 樋管の維持管理に要する経費 16,221,000 円 (15,023,000 円)

[その他 3,271,000 円 一財 12,950,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,500,000 円]

[諸収入：樋管管理業務受託収入 1,771,000 円]

○ 目的

利根川、小貝川への都市排水放流口である樋管の維持管理費である。

○ 内容

樋管の操作は地元と密接している各消防団と民間に委託する。

需用費	消耗品費	2,000 円
	燃料費	36,000 円
	光熱水費	2,872,000 円
	修繕料	2,124,000 円
役務費	樋管操作員保険料	339,000 円
委託料	樋管管理委託料	3,647,000 円
	排水機場沈砂池浚渫委託料	2,000,000 円
	電気保安委託料	569,000 円
	排水機場施設点検委託料	3,998,000 円

使用料及び賃借料	古戸排水機場公共下水道使用料	13,000 円
工事請負費	排水施設改修工事	558,000 円
負担金, 補助及び交付金	我湖排水機場維持管理負担金	63,000 円

[担当：排水対策課] P. 197

27 都市排水整備に要する経費 198,639,000 円 (285,896,000 円)

[国・県 46,700,000 円 地方債 131,000,000 円 一財 20,939,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 27,000,000 円]

[国補：社会資本整備総合交付金 (まちづくり交付金分)

$$49,250,000 \text{ 円} \times 40\% = 19,700,000 \text{ 円}$$

[市債：都市排水路整備事業債 (4,138,000 円 - 1,500,000 円) $\times 75\% \approx 1,900,000$ 円]

[市債：合併特例債 (181,447,000 円 - 45,200,000 円) $\times 95\% \approx 129,100,000$ 円]

○ 目的

雨水幹線や排水路の整備を行い、雨水による浸水被害をなくし居住環境の向上と汚水施設整備の充実を図り、汚水供用開始区域の拡大を図る。

○ 内容

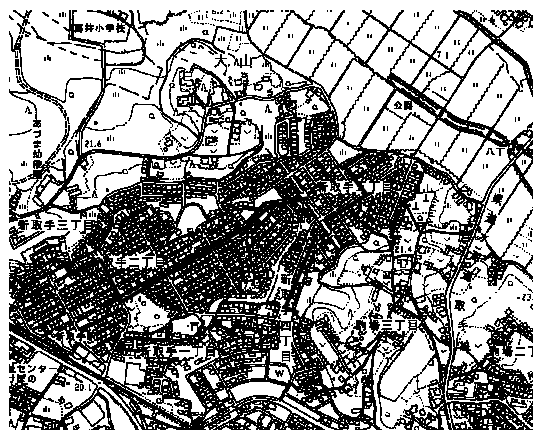
今年度は、青柳地区の雨水排水整備と、稲雨水幹線整備に伴う茨城県への整備負担金、野々井地区の雨水排水整備に伴う設計委託や、藤代地区の雨水排水整備工事に伴う用水路移設工事、また、稲地区及び白山地区における雨水排水整備工事後の舗装復旧や家屋調査を行い、敷地内雨水の流出を抑制するため雨水浸透の施設設置費用の一部を助成するものである。また、取手地方広域下水道組合による雨水及び汚水整備として下高井特定土地区画整理関連排水、雨水整備として下高井2号雨水幹線枝線及び新町雨水幹線の整備を行う。

都市排水整備事業一覧 (単位：円)

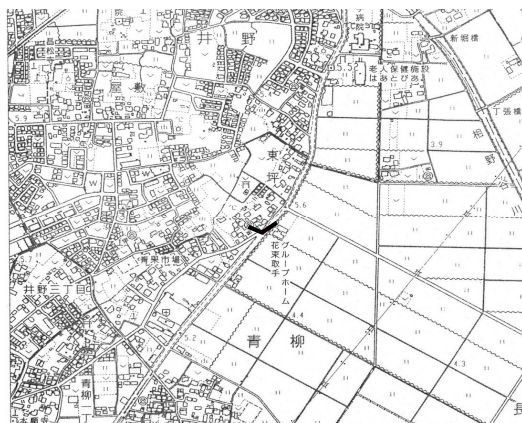
事業名	事業費	事業内容
2705 下高井2号雨水幹線	5,479,000	雨水排水整備負担金 5,479,000 (下水道組合) 下高井2号雨水幹線枝線設計委託 $\phi 900 \sim \square 1900 \times 1900$ L=1,229m
2715 青柳地区雨水排水	64,717,000	雨水排水整備工事 64,717,000 $\square 1500 \times 1500$ L=58.1m ポンプ($\phi 65$) $\times 2$ 台
2720 稲雨水幹線	51,040,000	雨水幹線整備負担金 51,040,000 (茨城県) $\square 2500 \times 1500 \sim \square 2500 \times 1800$ L=43.3m

2724 野々井地区雨水排水	12,065,000	実施設計委託料 φ1200 未満 L≒430m	12,065,000
2736 下高井特定土地地区画整理 関連排水整備	4,854,000	雨水排水整備負担金 (下水道組合) 雨水：φ250～1000 L=960m 污水：φ150～200 L=1,612m	4,854,000
2751 雨水排水流出抑制対策事業	345,000	浸透枿・浸透地下埋設管設置助成金 1～4号施設：7件	345,000
2757 藤代1号雨水排水	54,371,000	家屋事前調査委託料 雨水排水整備工事 φ800 L≒281m □1000×1000 L≒19m 支障物件移設補償	746,000 51,125,000 2,500,000
2760 白山六丁目雨水排水	789,000	家屋事後調査委託料 家屋補償	389,000 400,000
2761 稲雨水排水	2,195,000	舗装復旧工事 A≒370㎡	2,195,000
2762 新町雨水幹線	841,000	雨水排水整備負担金 (下水道組合) □1100×1100 L=164m 家屋調査	841,000
2764 白山八丁目雨水排水	1,943,000	舗装復旧工事 A≒320㎡	1,943,000

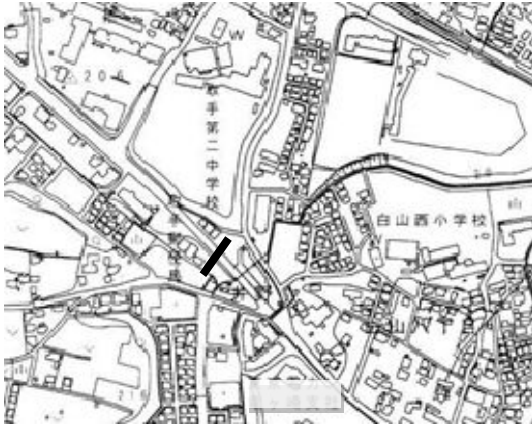
2705 下高井2号雨水幹線
(下水道組合)



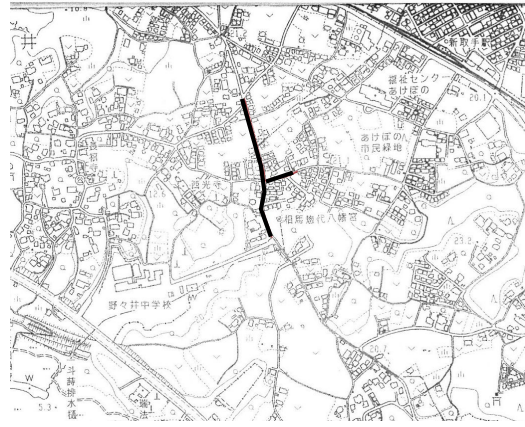
2715 青柳地区雨水排水



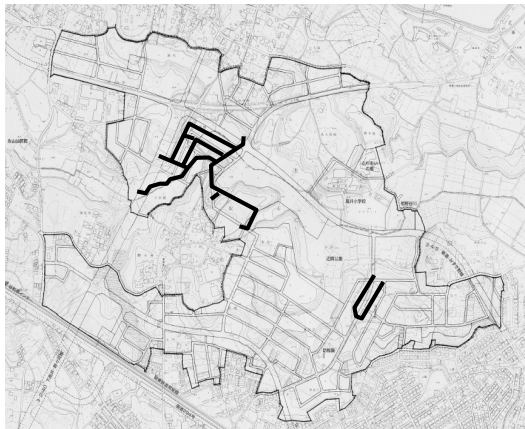
2720 稲雨水幹線



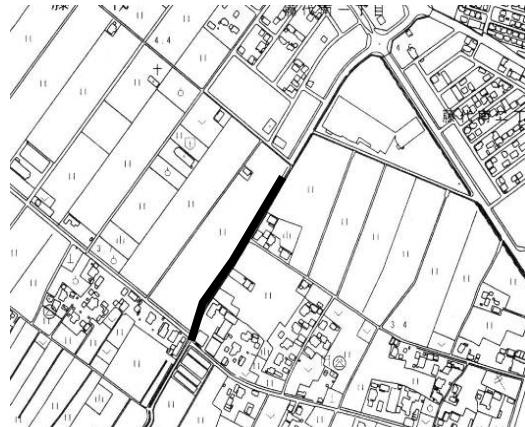
2724 野々井地区雨水排水



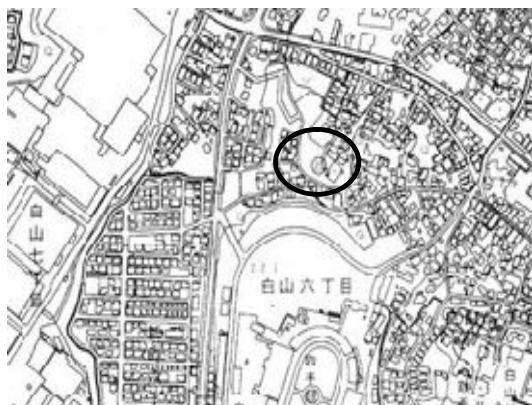
2736 下高井特定土地地区画整理
関連排水整備(下水道組合)



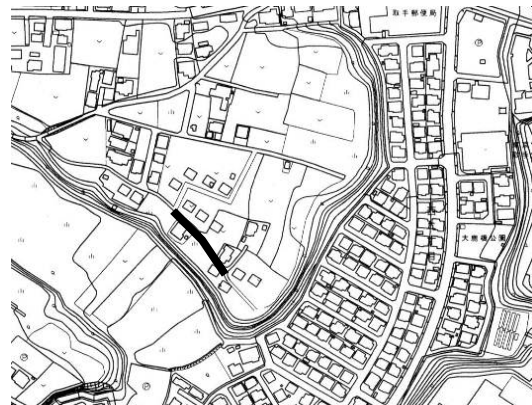
2757 藤代1号雨水排水



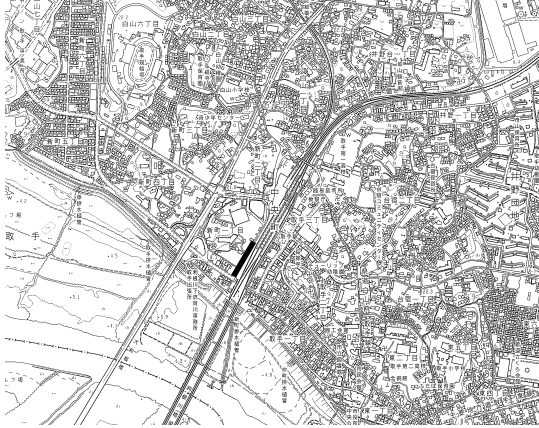
2760 白山六丁目雨水排水



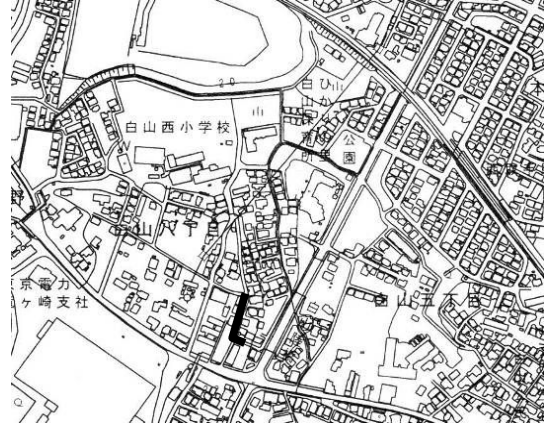
2761 稲雨水排水



2762 新町雨水幹線
(下水道組合)



2764 白山八丁目雨水排水



3 都市計画費 7 公共下水道事業費

[担当：排水対策課] P. 199

2001 取手地方広域下水道組合負担金 1,730,000,000円 (1,831,000,000円)

[一財 1,730,000,000円]

○ 目的

公共下水道施設整備の充実を図り、下水道（污水）供用開始区域の拡大を図る。

○ 内容

- ・汚泥処理施工監理委託
- ・汚泥処理施設機械・電気設備改築工事
- ・枝線管渠工事 面積 23.24ha

整備区域（戸頭・寺田・白山・中原・新町・井野台・新取手・米ノ井・小文間・上萱場・櫛木・藤代・宮和田）

[担当：排水対策課] P. 199

2101 日本下水道事業団負担金 121,000円 (232,000円)

[一財 121,000円]

○ 目的

下水道事業の根幹的施設の建設、設計、技術援助、研修、技術開発を主たる目的としたもの。

○ 内容

各種研修会、試験研究費、受託研究調査費、技術評価等調査費を主たる内容としている。

3 都市計画費 8 公園緑地費

[担当：水とみどりの課] P. 200

2201 保存緑地・保存樹木等に要する経費 1,229,000 円 (1,230,000 円)

[国・県 500,000 円 その他 729,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：身近なみどり整備推進事業補助金 500,000 円×100%=500,000 円]

[繰入金：みどりの基金繰入金 729,000 円]

○ 目的

貴重な緑地及び樹木等を条例に基づいて指定し、その所有者に管理費用として助成金を支給することにより、緑の保全を図る。

また、市指定の保存緑地である相馬惣代八幡宮の除間伐を実施し、適正な維持管理を図る。

○ 内容

報償費

巨木・名木めぐりツアー講師謝礼 15,000 円

委託料

緑地内樹木伐採委託料（身近なみどり整備推進事業） 500,000 円

保存緑地・保存樹木等標注作成業務委託料 258,000 円

負担金，補助及び交付金

保存緑地・保存樹木等助成金 456,000 円

（内訳）

・保存樹木 80 本(2,700 円/本) 216,000 円

・保存緑地 17 箇所 20 件(9 円/m²、上限 9,000 円) 164,000 円

・保存樹林 6 箇所(180 円/m、上限 18,000 円) 76,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 201

2301 取手駅西口緑地花壇管理に要する経費 587,000 円 (587,000 円)

[その他 525,000 円 一財 62,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：みどりの基金繰入金 525,000 円]

○ 目的

取手駅西口のデッキ及びロータリーの緑地と花壇を適正に管理することにより、緑化の推進と環境の美化を図る。

○ 内容

需用費 62,000 円

取手駅西口緑地花壇管理委託料 525,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 201

2401 市民緑地整備に要する経費 450,000円(450,000円)

[その他 21,000円 一財 429,000円]

* 特財積算根拠

[財産収入：みどりの基金利子 21,000円]

○ 目的

あけぼの市民緑地を適正に管理することにより、緑を保全し、市民の憩いの場としての機能を維持する。

○ 内容

あけぼの市民緑地管理委託料 450,000円

[担当：水とみどりの課] P. 201

2501 緑化推進に要する経費 800,000円(800,000円)

[その他 800,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：みどりの基金繰入金 800,000円]

○ 目的

緑化推進のための様々な事業を実施することにより、緑化の推進及び緑化に対する市民の意識高揚を図る。

○ 内容

例年同様、緑の募金、苗木や花鉢の配布、緑化ボランティアへの支援等を行う。

また、募金交付金による学校緑化事業を推進する。

取手市緑化推進委員会への緑化推進事業委託料 800,000円

[担当：水とみどりの課] P. 201

2701 公園維持管理に要する経費 113,932,000円(80,311,000円)

[国・県 8,000,000円 地方債 9,000,000円 その他 9,362,000円 一財 87,570,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 8,000,000円]

[市債：水と緑と祭りの広場整備事業債

(20,000,000円－8,000,000円)×75%=9,000,000円]

[使用料：公園施設使用料 5,254,000円]

[使用料：公園施設占用料 739,000円]

[使用料：公園敷地使用料 7,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 3,000,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 58,000円]

[諸収入：資源物売却代 19,000 円]

[諸収入：自動販売機売上配分金 172,000 円]

[諸収入：自動販売機電気料 113,000 円]

○ 目的

公園施設の維持管理を実施する。(公園数 225 ヶ所) また、藤代庁舎前にある水と緑と祭りの広場利用者の利便性向上を図る。

○ 内容

公園内の樹木の剪定、草刈り、公園施設の修繕を行う。また、水と緑と祭りの広場の一部に屋根を設置する。

報酬	11,229,000 円
共済費	1,816,000 円
旅費	390,000 円
需用費	18,994,000 円
役務費	7,000 円
委託料	54,754,000 円
使用料及び賃借料	6,923,000 円
工事請負費	18,456,000 円
原材料費	900,000 円
備品購入費	300,000 円
負担金、補助金及び交付金	163,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 203

2908 市民と協働による公園整備事業 1,700,000 円 (1,000,000 円)

[その他 1,500,000 円 一財 200,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,500,000 円]

○目的

地域住民の要望を考慮し、特徴を備えた公園の整備を目的とし、協働による地域に密着した公園を目指す。

○内容

紫水公園は平成 24 年度にブランコを設置したが、今年度は市民と協働によるシーソーと鉄棒の設置及び園路の一部を整備して公園の充実を図る。

[担当：水とみどりの課] P. 203

2909 (仮称) 下高井近隣公園整備事業 123,000,000 円 (342,000,000 円)

[国・県 39,500,000 円 地方債 27,300,000 円 その他 56,200,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（都市公園事業費分）

用地費補助金 108,000,000 円×1/3=36,000,000 円

施設整備費補助金 7,000,000 円×1/2=3,500,000 円]

[市債：合併特例債

(123,000,000 円－39,500,000 円－54,750,000 円) ×95%≒27,300,000 円]

[繰入金：みどりの基金繰入金 1,450,000 円]

[諸収入：(仮称) 下高井近隣公園整備促進費 54,750,000 円]

○ 目的

本公園は、取手都市計画事業下高井特定土地区画整理事業地内に計画されている公園であり、自然に配慮した、人々が安らぎを感じられるような公園空間の整備を行うものである。都市再生機構施行による土地区画整理事業と同様、平成 25 年度完成を目指している。

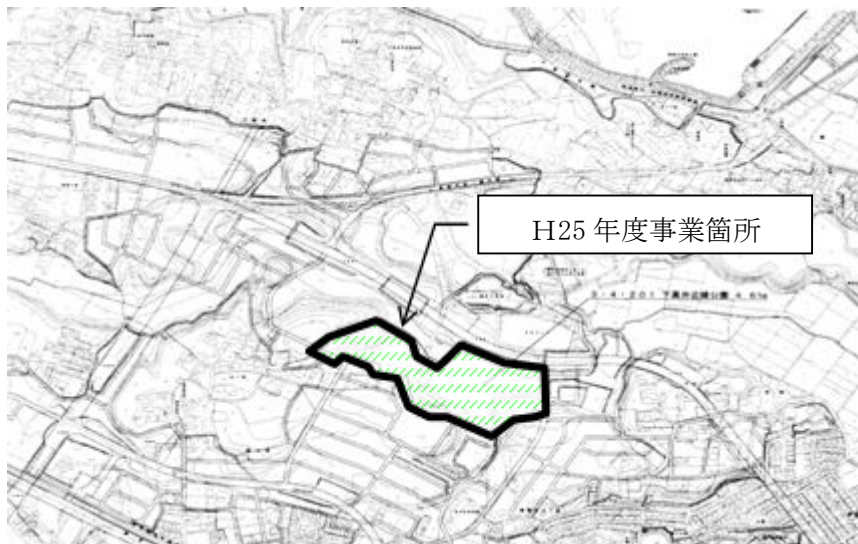
本公園の整備により、土地区画整理事業によって供給される住宅地及び近隣地域の住宅に対し、より良好な居住環境を提供するものである。

○ 内容

土地区画整理事業施行地区面積の 2%を超える下高井近隣公園部分について、公共施設管理者負担金及び施設整備委託料を計上する。

公共施設管理者負担金 108,000,000 円

施設整備委託料 15,000,000 円



[担当：水とみどりの課] P. 204

3301 水辺利用推進に要する経費 2,358,000 円 (1,957,000 円)

[一財 2,358,000 円]

○ 目的

利根川河川敷等の水辺を、広く市民が利用できるよう保全・整備するとともに、イベントの開催等により、河川についての市民意識の高揚を図る。

また、小貝川河川敷の水辺において活動を行っているボランティア団体への補助を行う。

○ 内容

需用費		60,000 円
役務費	賠償保険料	15,000 円
委託料	とりで利根川河川まつり	1,500,000 円
	レンタサイクル管理業務	433,000 円
負担金, 補助及び交付金		
	ハーブフロー事業補助金	150,000 円 (一般公募補助事業)
	鯉のぼりプロジェクト補助金	200,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 204

3401 小堀の渡し運航に要する経費 14,351,0000 円 (10,706,000 円)

[その他 145,000 円 一財 14,206,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：渡船使用料 145,000 円]

○ 目的

利根川の水辺利用、利根川の自然と歴史の学習及び観光の一環として、さらに親しみのある河川利用、水辺の充実を進めて行くため、単に河川敷の利用のみに終わるのではなく、川と兩岸を含めた一体的空間として活用を図ることを目的として運航する。

○ 内容

運航事業にかかる船(定員 12 名)の運行業務委託料及び修繕料等である。小堀の渡しは 3 点間の運航とし、レンタサイクル事業と合わせて利用者増を図る。

需用費	4,078,000 円
役務費	67,000 円
委託料	10,206,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 204

3501 舟運交流推進に要する経費 1,304,000 円 (9,852,000 円)

[一財 1,304,000 円]

○ 目的

利根川流域自治体が、利根川を軸として相互に連携、協力し合い、舟運の復活を目指し、水面・河川空間の利用促進及び沿川市町村の地域交流による地域活性化に向けた活動を推進する。

○ 内容

利根川下流域 18 市町村で構成された利根川舟運・地域づくり協議会への負担金及び地域連携交流事業に要する経費を計上する。

旅費	114,000 円	
委託料	1,080,000 円	
	舟運交流推進事業に係る船及びバス運行委託料	1,080,000 円
負担金	110,000 円	
	全国川サミット連絡協議会負担金	100,000 円
	利根川舟運・地域づくり協議会負担金	10,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 205

3601 緑の少年団に要する経費 144,000 円 (144,000 円)

[その他 45,000 円 一財 99,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：森林愛護運動推進事業補助金 45,000 円]

○ 目的

次代を担う子供たちが森林で土や木や動植物とふれあうことを通して森林環境を学習し、さらに、地域での社会奉仕活動や、野外でのレクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、社会を愛する心豊かな人間形成を図る。

○ 内容

「緑の少年団」に対する森林愛護運動推進のための補助金。

緑の少年団補助金 48,000 円 × 3 団体 = 144,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 205

3701 フラワーカナル事業に要する経費 1,489,000 円 (1,489,000 円)

[一財 1,489,000 円]

○ 目的

小貝川河川敷での花づくり（フラワーカナル：花の運河）を推進し、河川に対する市民の意識高揚を図るとともに、市民の集う親しみある河川空間を創出する。

○ 内容

花の栽培（春花・秋花の2回）、花まつりの開催（5月）等

フラワーカナル推進団体謝礼	120,000 円
消耗品費（種子、肥料代）	587,000 円
フラワーカナル刈取委託料	656,000 円
花祭り音響委託料	126,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 205

3801 北浦川緑地管理に要する経費 17,353,000円 (19,013,000円)

[国・県 8,709,000円 その他 707,000円 一財 7,937,000円]

* 特財積算根拠

[県委：北浦川緑地管理委託金 8,709,000円]

[財産収入：北浦川緑地敷地貸付料 1,000円]

[諸収入：北浦川緑地利用料 606,000円]

[諸収入：自動販売機売上配分金 72,000円]

[諸収入：自動販売機電気料 28,000円]

○ 目的

茨城県が一級河川北浦川脇に設置し、多くの人々の利用に供されている自然豊かな施設であり、公園利用者の利便性の向上を図るために、適正な維持管理を実施する。

○ 内容

公園内の樹木の剪定・草刈り・清掃を実施する。

需用費	667,000円
委託料	16,655,000円
使用料及び賃借料	1,000円
原材料費	30,000円

[担当：水とみどりの課] P. 206

3901 宮和田緑道整備に要する経費 3,896,000円 新規

[国・県 1,500,000円 その他 2,300,000円 一財 96,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 1,500,000円]

[繰入金：みどりの基金繰入金 2,300,000円]

○ 目的

本緑道は、藤代駅南口の市街地を分断していた裏郷用水路の暗渠化工事（県南農林事務所施工）に伴い、暗渠化した上面の用地を有効に活用し、緑道として整備をすることにより、近隣住民の住環境の向上に寄与する。なお、裏郷用水路の暗渠化工事は平成23年度末で市道0134号線の横断部分を含む約17mが未完了であり、暗渠化の完了している部分については既に緑道として整備が完了している。

○ 内容

裏郷用水路の暗渠化工事の未完了部分である市道0134号線の横断部分を含む約17mが完了したことに伴い、残部分の緑道の整備を行う。

延長 L=約17m 幅 W=約6.5m

4 住宅費 1 住宅管理費

[担当：管理課] P.207

2001 市営住宅管理に要する経費 47,745,000円 (51,011,000円)

[国・県 12,420,000円 地方債 12,400,000円 その他 22,845,000円 一財 80,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（地域住宅交付金分）

24,840,000円×50%=12,420,000円]

[市債：市営住宅整備事業債（24,840,000円-12,420,000円）×100%≒12,400,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,100,000円]

[使用料：住宅使用料 21,745,000円]

○ 目的

住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 内容

(1) 市営住宅管理

管理戸数	利用戸数	空家戸数	政策空家戸数
295戸	218戸	65戸	12戸

※政策空家とは、市営住宅の老朽化が著しいことから、政策的に入居募集を停止し、結果空家となっている住宅のこと。

(2) 市営住宅修繕

小破修繕	1,600,000円
退去時修繕	1,400,000円
床張替修繕	1,300,000円
浴槽・風呂釜修繕	2,400,000円

(3) 業務委託

市営住宅空地等草刈業務委託料	1,049,000円
高架水槽清掃委託料	72,000円
大利根住宅沈殿槽等清掃業務委託料	567,000円
汚水雨水管清掃委託料	126,000円
大利根住宅排水設備工事設計委託料	3,000,000円

(4) 市営住宅工事

大利根住宅排水設備工事	23,000,000円
-------------	-------------

(5) 市営住宅敷地借上料 面積 8,687.30㎡ 12,613,000円

(6) その他の経費 火災保険料等 618,000円

8 消防費

1 消防費 1 常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P. 209

0501 消防総務事務に要する経費 22,873,000 円 (22,506,000 円)

[その他 429,000 円 一財 22,444,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：危険物許認可手数料 429,000 円]

○ 目的

消防行政事務の適正化と消防活動全般の万全を図る。

○ 内容

消防行政の需要に的確に対応し、火災、救急及び救助活動等の効率的な展開を図る。

・平成 24 年出動件数(H24. 1. 1～H24. 12. 31) () は、平成 23 年の件数

火災 28 件 (26 件)

救急 4,501 件 (4,362 件)

救助 41 件 (27 件)

[担当：消防本部 総務課] P. 211

2001 職員研修に要する経費 5,262,000 円 (1,614,000 円)

[その他 113,000 円 一財 5,149,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：研修入校本人負担分 113,000 円]

○ 目的

複雑多様化する各種災害をはじめ、救急救助活動及び火災予防業務等の高度化に消防職員が適切に対応するため、専門的な知識及び技術の習得を図る。

○ 内容

消防大学校、茨城県立消防学校及びその他の機関で実施される各種研修会等に職員を派遣する。

消防大学校における研修

・幹部科 1 名

茨城県立消防学校における研修

・初任科 15 名

・救急科 3 名

・救助科 2 名

・特殊災害科 1 名

・火災調査科 2 名

- ・水難救助科 1名
- ・操法指導者研修会 2名

[担当：消防本部 総務課] P. 211

2201 消防庁舎の管理運営に要する経費 24,814,000円 (25,862,000円)

[一財 24,814,000円]

○ 目的

防災の拠点施設である消防庁舎の適正な維持管理を図る。

○ 内容

消防庁舎施設及び設備の点検、修繕等を実施し、職場環境の整備充実を図る。

- ・消防庁舎 取手市消防本部 取手消防署
戸頭消防署
吉田消防署
櫛木消防署
宮和田出張所

[担当：消防本部 警防課] P. 212

2301 消防自動車等の維持管理に要する経費 10,888,000円 (12,124,000円)

[一財 10,888,000円]

○ 目的

火災及び救助などの災害時に出勤する消防自動車等が、十分な能力を発揮できるよう適切な維持管理を行う。

○ 内容

- ・主な配備車両 指揮車 1台
- 指令車 4台
- はしご車 1台
- 救助工作車 1台
- 水槽付ポンプ車 5台(化学車2台含む)
- ポンプ車 4台

[担当：消防本部 警防課] P. 213

2501 救急救命士の養成に要する経費 3,113,000円 (2,800,000円)

[その他 74,000円 一財 3,039,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：研修入校本人負担分 74,000円]

○ 目的

救急救命士法に基づく高度な救命処置を行うため、救急救命士を養成し、救命効果のさらなる向上を図る。

○ 内容

各消防署所の救急隊に、常時 1 名の救急救命士の配置を可能にするため、今年度は 1 名の救急救命士を養成する。

- ・救急救命士資格取得者 24 名
- ・救急救命士の養成

(1) 期間 平成 25 年 9 月～平成 26 年 3 月 7 カ月間

(2) 場所 東京都八王子市南大沢 4-5 救急救命東京研修所

(3) 経費	入校負担金	2,010,000 円
	旅費	70,000 円
	テキスト及び受験料等	90,000 円
	計	2,170,000 円

また、救急救命士に対する薬剤投与追加講習のため、茨城県立消防学校へ 3 名が入校する。

- ・入校期間 消防学校 平成 25 年 6 月中旬～平成 25 年 7 月中旬

1 消防費 2 救急業務費

[担当：消防本部 警防課] P. 214

0501 救急業務に要する経費 10,563,000 円 (10,391,000 円)

[一財 10,563,000 円]

○ 目的

救急資機材の適正な管理と、的確な救急業務の遂行を図る。

○ 内容

救急活動に必須のガーゼ類や感染防止衣などの消耗品及び医薬材料等の充実を図る。

また、救急活動中における隊員の感染防止対策や住民への応急手当の普及啓発活動の推進を図る。

- ・救急自動車配備状況 高規格救急自動車 6 台(予備車 1 台含む)

1 消防費 3 非常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P. 215

2001 消防団員に要する経費 48,442,000 円 (49,172,000 円)

[その他 12,000,000 円 一財 36,442,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：消防団員退職報償金受入金 12,000,000 円]

○ 目的

消防団員の処遇及び福利厚生の実を図る。

○ 内容

消防団員の報酬や手当等をはじめ、消防団員退職報償金及び消防団員等公務災害補償共済負担金などの各種負担金等である。

・消防団員の定数 649 人

[担当：消防本部 総務課] P. 215

2101 消防団の運営に要する経費 39,035,000 円 (30,954,000 円)

[国・県 6,500,000 円 地方債 9,500,000 円 一財 23,035,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 6,500,000 円]

[市債：消防防災設備整備事業債

(16,590,000 円－6,500,000 円) × 1/2 × 100% ≒ 5,000,000 円]

[市債：消防防災設備整備事業債

(16,590,000 円－6,500,000 円－5,000,000 円) × 90% ≒ 4,500,000 円]

○ 目的

消防団組織の実した運営の維持と活性化を図る。

○ 内容

消防団活動に必要な施設等の維持管理を行う。

- ・消防団組織 1 本部 35 分団 (女性消防分団含む)
- ・消防団配備車両 ポンプ車 19 台 (うち 1 台更新)
小型ポンプ積載車 15 台

1 消防費 5 消防施設費

[担当：消防本部 警防課] P. 217

2201 消防施設の整備に要する経費 61,770,000 円 (35,000,000 円)

[国・県 15,262,000 円 地方債 41,800,000 円 一財 4,708,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：緊急消防援助隊設備整備費補助金 基準額 30,525,000 円 × 1/2 ≒ 15,262,000 円]

[市債：消防防災設備整備事業債 (61,770,000 円－15,262,000 円) × 90% ≒ 41,800,000 円]

○ 目的

化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)を更新し、消防体制の実強化を図る。

○ 内容

平成 4 年度に取手消防署に配備された化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)を更新する。

9 教育費

1 教育総務費 2 事務局費

[担当：学務給食課] P. 220

2201 通学送迎に要する経費 682,000 円 (1,000,000 円)

[一財 682,000 円]

○ 目的

旧高須小学校が桜が丘小学校に統合されたことに伴い、遠距離通学となる大留第1地区（小貝川左岸）の児童の安全な通学手段を確保する。

○ 内容

児童を桜が丘小学校へタクシーで送迎する。

対象者 大留第1地区の児童 6年生：1人

[担当：学務給食課] P. 221

2301 教育情報機器整備に要する経費 34,325,000 円 (31,546,000 円)

[一財 34,325,000 円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した校務処理を行うために、教育情報ネットワークを構築し、教育委員会と小中学校の事務の効率化を図る。

○ 内容

・小中学校全校の校務事務の情報を教育委員会と学校が共有する事で、教職員の事務の効率化と個人情報の保護を図る。

・学校ホームページ等の教育情報に関する基幹システムに要する経費である。

・幼稚園・小中学校緊急メール連絡システムにより情報を保護者の携帯電話に発信する事業である。

・児童情報管理システムを利用し、帳票の電子化を行うことで、児童の個人情報の保護と教職員の事務の効率化を図る。

1 教育総務費 3 育英事業費

[担当：教育総務課] P. 222

2101 奨学生貸付金 6,240,000 円 (6,740,000 円)

[その他 6,240,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：奨学金貸付金元利収入 6,240,000 円 償還者数:33名]

○ 目的

経済的に修学が困難な大学生・短大生に奨学金を貸し付けし、有為な人材を育成する。

○ 内容

新規分・・・9人(40,000円/月)

私立大・・・4人(40,000円/月)

合計・・・13人

1 教育総務費 4 教育研究指導費

[担当：指導課] P.222

0501 教育振興に要する経費 50,131,000 円 (55,519,000 円)

[一財 50,131,000 円]

○ 目的

国際化、情報化、科学技術の飛躍的な発展の中で、変化の激しい社会に対応できる児童生徒の育成が必要である。基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことをねらいとして、教育の充実を図る。

そこで、デジタル教科書を活用しての授業、英語指導助手との連携による授業、学習ボランティアや心の先生を活用しての授業などの実践を行う。

○ 内容

- | | |
|--|--------------|
| ・英語指導助手業務委託料 | 44,730,000 円 |
| 英語指導助手 12 名(中学校各校に 1 人配置、小学校は 3 校に 1 人配置)を民間専門業者に委託する。ALT の活用により、外国語(英語)教育・国際理解教育の充実を図る。 | |
| ・学習ボランティア謝礼 | 257,000 円 |
| ・「心の授業」「心の先生」講師謝礼 | 257,000 円 |
| ・学校問題解決サポートチーム員謝礼 | 26,000 円 |
| ・指導者用デジタル教科書使用に係る経費 | 2,646,000 円 |
| ・社会科地図(児童生徒用) | 545,000 円 |
| ・研究委嘱校補助金 6 校 | 300,000 円 |
| ・その他(需用費・負担金等) | 1,370,000 円 |

[担当：指導課] P.223

1001 特別支援教育に要する経費 2,791,000 円 (2,830,000 円)

[一財 2,791,000 円]

○ 目的

障害のある幼児児童生徒を支援したり、保護者や教員からの相談に応じたり、さらには、市内の小中学校の特別支援教育の体制づくりの支援をする。

○ 内容

専門的な知識や経験を有する特別支援教育相談員を配置、適切な就学のための就学指導委員会の実施、市内保幼小中の教職員対象の研修会の実施などに取り組んでいる。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ・障害児就学指導委員会委員報酬(4 人) | 77,000 円 |
| ・特別支援教育相談員報酬(2 人) | 2,448,000 円 |
| ・検査用紙、研修会用図書等 | 266,000 円 |

[担当：指導課] P.223

2301 適応指導事業に要する経費 25,284,000 円 (25,660,000 円)

[一財 25,284,000 円]

○ 目的

不登校児童生徒等に対応するため学校や関係機関との連携のもとに、適切な援助・指導を行う。状況に応じた指導支援が必要であり、適応指導教室を開設することにより、学習

面、人間関係の面での指導支援を継続的に行う。

○ 内容

教育相談員(指導員)と指導主事が、適応指導教室において、教科の指導、集団での活動、個別の相談業務等を行う。これらを通して、児童生徒が自立しコミュニケーション力をつけ、学校生活に復帰できるよう継続的に支援する。併せて保護者との面談も行い、家庭との連携を図る。さらに、定期的な学校訪問を通して、学校と連携した指導を図る。また、電話、電子メール、来訪による学校生活上の様々な問題の相談に応じる。

- ・教育相談員報酬 (7人) 8,568,000円
- ・子どもと親の相談員謝礼 (10人) 4,350,000円
- ・その他(施設維持管理費・負担金等) 12,366,000円

[担当：指導課] P.225

4201 日本語指導員に要する経費 1,015,000円 (1,015,000円)

[一財 1,015,000円]

○ 目的

日本語指導を必要とする帰国児童生徒及び外国人児童生徒への日本語の指導を行い、学校生活を援助する。

○ 内容

臨時職員賃金 4人 1,015,000円

- (1) 学校での日本語指導への協力
- (2) 教科書・指導資料等の翻訳
- (3) 学校での保護者との通訳等

[担当：指導課] P.225

4501 学力向上推進事業に要する経費 4,226,000円 (3,669,000円)

[国・県 900,000円 一財 3,326,000円]

* 特財積算根拠

[県委：学びの広場サポートプラン委託金 900,000円]

○ 目的

児童生徒に基礎的・基本的な内容の定着を図り、確かな学力を育成するため、指導体制や指導方法の確立など「授業力の向上」を目指した取組を中心に事業を進め、教員の資質向上を図る。

○ 内容

小学校国語・算数、中学校英語・理科における効果的な指導者用デジタル教科書活用の研修を行う。また、全教員がICTを効果的に活用した授業を実践できるよう研修を行うとともに、市教職員情報ネットワークを活用して研修会や授業の様子を動画配信するなど市内教職員全体の情報の共有化を図る。

国語や算数・数学については、指導方法や指導体制の改善に関する研修会や講演会を通して、「授業力向上」など教職員の資質の向上を図る。また、理科では小学校に理科特別講師を派遣し、興味関心を高めるとともに小学校理科教育の一層の活性化及び充実を図る。

さらに、小学校4年生以上を対象に長期休業期間中、特に算数における不得意分野の学

習を支援することで、児童の学ぶ意欲の向上を図り確かな学力を育成する。

・学力向上に関する特色ある取組経費	2,400,000円
・講師謝礼	154,000円
・夏休み算数スクール支援員謝礼	630,000円
・学びの広場サポーター謝礼	900,000円
・消耗品（教材作成材料代）等	142,000円

[担当：指導課] P.225

4801 小中連携（一貫）教育推進事業に要する経費 1,263,000円（1,279,000円）

[一財 1,263,000円]

○ 目的

中学校生活への適応や学力の向上などをねらった小中連携・一貫の取組を、モデル学区の研究成果を踏まえて、市内の各中学校区において推進する。

○ 内容

小中連携（一貫）教育を推進するための視点を明らかにし、それを踏まえた具体的施策を市内の各中学校区において実践する。

※小中連携（一貫）教育推進のための視点

- ① これまでの取組の整理
- ② 小中一貫教育の啓発
- ③ 教科担任制への適応
- ④ 小中教師それぞれの特長を生かした教師間交流
- ⑤ 児童生徒間の交流
- ⑥ 生徒指導の一貫性や学校生活への適応
- ⑦ 教育課程の連続性や教育内容の一貫性
- ⑧ 学力向上

事業の取組を充実させるため、9年間を貫くキャリア教育を支援する地域人材等の活用や、児童生徒の交流活動に係る移動用バスの運行などの環境整備を行う。

・キャリア教育に係る地域人材等への謝礼	630,000円
・児童生徒の交流活動移動用バス代	278,000円
・交流活動用楽器運搬費	284,000円
・消耗品	71,000円

[担当：指導課] P.225

5001 公共プールを活用した中学校水泳学習推進事業に要する経費 1,080,000円 新規

[一財 1,080,000円]

○ 目的

中学校の水泳学習を公共のプールを活用することで、夏季以外でも水泳学習を行うなど、計画的・効率的に学習を進めることができ、授業の質の向上を図る。

○ 内容

取手グリーンスポーツセンターのプールにおいて、水泳学習を行う。生徒の移動は安全面を配慮し市有バスと借上げバスを利用する。

- ・永山中学校水泳学習業務委託料 928,000 円
(1 学年 3 回 × 3 学年 = 9 回)
- ・バス借上げ料 152,000 円

1 教育総務費 5 青少年育成費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 226

1001 青少年健全育成に要する経費 10,759,000 円 (10,884,000 円)

[国・県 47,000 円 一財 10,712,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：青少年相談員店舗訪問業務補助金 47,000 円]

○ 目的

青少年センターを核とした特別青少年相談員、青少年相談員による相談活動及び街頭指導を通じ、青少年及び保護者の悩みの解消・軽減に寄与するとともに、青少年の非行や犯罪被害の未然防止に努める。

青少年健全育成関係団体に対し助成を行い、団体が行う青少年向けの事業の活性化に寄与するとともに、団体への加入促進を図り、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む市民意識の向上を目指す。

○ 内容

・報酬

青少年相談員報酬 @9,400 円×56 人×12 月=6,316,800 円

特別青少年相談員報酬 @113,000 円×2 人×12 月=2,712,000 円

・負担金、補助及び交付金

負担金 茨城県青少年育成協会外 2 団体 148,000 円

補助金 青少年育成市民会議外 2 団体 1,150,000 円

2 小学校費 1 学校管理費

[担当：学務給食課] P. 227

2001 小学校管理に要する経費 232,774,000 円 (218,733,000 円)

[その他 994,000 円 一財 231,780,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：学校開放小学校体育館使用料 800,000 円]

[諸収入：取手小太陽光発電による売電料 45,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 149,000 円]

○ 目的

学校運営全般にかかる経費であり、学校環境の維持及び充実に努める。

○ 内容

主な経費は、学校の需用費である。

- ・学校活性化 TT 特別配置事業により、少人数指導加配のない小学校に非常勤講師を配置し、課題別学習や多様な学習、個々に応じた学習を行い、児童の基礎力の定着を図る。 9,931,250 円

- ・ 障害のある児童が在籍する小学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。
53,099,840 円
- ・ 学校図書司書助手を全小学校に配置する。 13,479,210 円
- ・ 用務員を全小学校に配置する。 14,981,250 円

[担当：教育総務課] P. 229

2101 小学校施設管理に要する経費 42,951,000 円 (42,887,000 円)

[その他 29,000 円 一財 42,922,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：電気設備管理補償金 29,000 円]

○ 目的

適切な維持管理により、小学校施設を良好な状態に保つ。

○ 内容

施設管理の徹底を図るための、学校施設の管理修繕、火災保険料、学校警備委託料、浄化槽維持管理及び清掃委託料、消防設備保守点検委託料、電気管理技術者代行委託料、プールの過装置保守点検委託料、高架水槽及び受水槽清掃委託料、草刈清掃委託料、樹木剪定委託料、エレベーター保守点検委託料等の経費である。

[担当：学務給食課] P. 230

2201 小学校保健衛生に要する経費 30,511,000 円 (30,814,000 円)

[その他 2,085,000 円 一財 28,426,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 @460 円×4,533 人=2,085,180 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づき、児童及び教職員の定期健康診断を実施することにより、健康管理と健康保持を図る。

○ 内容

児童及び教職員の定期健康診断を実施するための学校嘱託医・歯科医等の報酬及び検診委託料（心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等）である。

2 小学校費 2 教育振興費

[担当：学務給食課] P. 231

2001 小学校教育振興に要する経費 13,933,000 円 (13,810,000 円)

[一財 13,933,000 円]

○ 目的

学習指導及び学校行事等を充実させ、教育環境の向上を図る。

○ 内容

学習指導用教材等に要する経費である。

[担当：学務給食課] P. 231

2101 小学校教育設備及び教材費に要する経費 30,747,000 円 (30,029,000 円)

[国・県 900,000 円 一財 29,847,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：理科教育設備整備費等補助金 1,800,000 円×1/2=900,000 円]

○ 目的

児童用教材教具及び学校図書を整備を図る。

○ 内容

一般教材教具及び図書、理科備品を整備するとともに、老朽化した備品の更新に要する経費である。

[担当：学務給食課] P. 232

2201 小学校コンピュータ整備に要する経費 29,054,000 円 (43,731,000 円)

[一財 29,054,000 円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した学習活動を行うために、教育情報ネットワークを利用した教育環境の充実を図る。

○ 内容

- ・主に、パソコン教室のパソコン使用料(全18校各校21台)等に要する経費である。
- ・学校 ICT 環境整備事業にて全小学校の教職員に整備した校務用パソコンウイルス対策の更新費用である。

[担当：学務給食課] P. 232

2301 要保護・準要保護児童就学奨励費 31,843,000 円 (29,324,000 円)

[国・県 2,638,000 円 一財 29,205,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：要保護児童就学援助費補助金 153,600 円×1/2=76,800 円]

[国補：特別支援教育就学奨励費補助金 3,332,890 円×1/2=1,666,445 円]

[県補：県被災児童就学支援等事業補助金 896,120 円×10/10=896,120 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上を図る。

○ 内容

給食費、学用品費、新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。

要保護児童数 21 人

準要保護児童数 409 人

※準要保護児童数には、東日本大震災の被災児童 13 人を含む。

[担当：指導課] P. 232

2901 小学校特別活動助成に要する経費 2,340,000円 (2,340,000円)

[一財 2,340,000円]

○ 目的

音楽発表会、体育大会、その他の諸発表大会等を通して児童の各種活動への参加意欲を高める。

○ 内容

- ・音楽発表会・コンクール派遣自動車借上げ料 920,000円
- ・楽器運搬費 100,000円
- ・体育事業補助金 1,230,000円
- ・その他(賞状印刷代) 90,000円

2 小学校費 3 学校建設費

[担当：教育総務課] P. 233

2101 小学校施設整備に要する経費 22,665,000円 (13,950,000円)

[その他 7,900,000円 一財 14,765,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 7,900,000円]

○ 目的

学校施設の営繕工事を実施し、安全かつ快適な教育環境の充実に努める。また、宮和田小学校体育館の屋根外装材において、経年による錆が著しく発生していることから、大規模な漏水等を未然に防ぐため、屋根の錆を落とし再塗装する。

○ 内容

- | | | |
|--------|---------------|-------------|
| ・工事請負費 | 施設管理営繕工事 | 13,500,000円 |
| | 宮和田小体育館屋根改修工事 | 8,715,000円 |

[担当：教育総務課] P. 233

2210 小学校建設事業に要する経費(吉田小学校) 14,100,000円 (0円)

[国・県 5,500,000円 地方債 8,100,000円 その他 500,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 5,500,000円]

[市債：合併特例債 (14,100,000円-5,500,000円)×95%≒8,100,000円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 500,000円]

○ 目的

平成27年4月に予定されている学校統廃合により、吉田小学校の児童数増加に伴う教室不足を解消するため、校舎棟増築工事実施設計を行う。また、既存校舎の老朽化が著しいトイレにおいて、学校統廃合までに改修工事が必須であることから、改修工事実施設計を行う。

○ 内容

- | | | |
|------|-----------------------|-------------|
| ・委託料 | 吉田小校舎棟増築工事実施設計業務委託料 | 12,100,000円 |
| | 吉田小校舎トイレ改修工事実施設計業務委託料 | 2,000,000円 |

[担当：教育総務課] P. 233

2211 小学校建設事業に要する経費（戸頭東小学校） 2,000,000円（0円）

[国・県 800,000円 その他 1,200,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 800,000円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 1,200,000円]

○ 目的

戸頭東小学校舎の老朽化が著しいトイレにおいて、平成27年4月に予定されている学校統廃合までに改修工事が必須であることから、改修工事実施設計を行う。

○ 内容

・委託料 戸頭東小校舎トイレ改修工事実施設計業務委託料 2,000,000円

2 小学校費 4 学校給食費

[担当：学務給食課] P. 234

2001 給食運営に要する経費 297,325,000円（295,870,000円）

[国・県 241,000円 その他 176,451,000円 一財 120,633,000円]

* 特財積算根拠

[県補：米飯給食推進事業補助金 1年目 @19×3,633人×5回×1/2≒172,000円

2年目 @19×3,633人×3回×1/3≒69,000円]

[諸収入：小学校給食代(自校分) 176,451,000円 ※児童月額 4,250円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、体力の増進と望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

・賄材料費 176,692,000円

・学校給食調理業務委託料 93,102,000円

9校分(取手小、白山小、寺原小、永山小、井野小、白山西小、吉田小、戸頭東小、
稲小)

[担当：学務給食課] P. 235

2101 給食施設整備に要する経費 2,248,000円（2,336,000円）

[一財 2,248,000円]

○ 目的

給食施設、設備の整備を図ることで、給食室内の衛生管理を強化する。

○ 内容

・施設修理・調理器具の修繕を実施する。

・給食用配膳台を購入する。

3 中学校費 1 学校管理費

[担当：学務給食課] P. 236

2001 中学校管理に要する経費 74,375,000円（69,729,000円）

[その他 2,576,000 円 一財 71,799,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：学校開放中学校体育館使用料 300,000 円]

[使用料：学校開放中学校武道場使用料 65,000 円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 2,200,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000 円]

○ 目的

学校運営全般にかかる経費であり、学校環境の維持及び充実を図る。

○ 内容

主な経費は、学校の需用費である。

- ・ 障害のある生徒が在籍する中学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。

5,466,160 円

- ・ 学校図書司書助手を中学校に 3 名配置する。

2,246,535 円

- ・ 学校更新分諸備品(暗幕等)を購入する。

3,080,000 円

[担当：教育総務課] P. 238

2101 中学校施設管理に要する経費 20,474,000 円 (20,607,000 円)

[一財 20,474,000 円]

○ 目的

適切な維持管理により、中学校施設を良好な状態に保つ。

○ 内容

施設管理の徹底を図るための、学校施設の管理修繕、火災保険料、学校警備委託料、浄化槽維持管理及び清掃委託料、消防設備保守点検委託料、電気管理技術者代行委託料、プールろ過装置保守点検委託料、高架水槽及び受水槽清掃委託料、草刈清掃委託料、樹木剪定委託料、エレベーター保守点検委託料等の経費である。

[担当：学務給食課] P. 238

2201 中学校保健衛生に要する経費 15,548,000 円 (16,563,000 円)

[その他 1,031,000 円 一財 14,517,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 @460 円×2,243 人≒1,031,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づき、生徒及び教職員の定期健康診断を実施することにより、健康管理と健康保持を図る。

○ 内容

生徒及び教職員の定期健康診断を実施するための、学校嘱託医・歯科医等の報酬及び検診委託料（心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等）である。

3 中学校費 2 教育振興費

[担当：学務給食課] P. 239

2001 中学校教育振興に要する経費 6,820,000 円 (7,103,000 円)

[一財 6,820,000 円]

○ 目的

学習指導及び学校行事等を充実させ、教育環境の向上を図る。

○ 内容

学習指導用教材等に要する経費である。

[担当：学務給食課] P. 239

2101 中学校教育設備及び教材費に要する経費 15,539,000 円 (17,088,000 円)

[国・県 600,000 円 一財 14,939,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：理科教育設備整備費等補助金 1,200,000 円×1/2=600,000 円]

○ 目的

生徒用教材教具及び学校図書を整備を図る。

○ 内容

一般教材教具及び図書、理科備品を整備するとともに、老朽化した備品の更新に要する経費である。

[担当：学務給食課] P. 240

2201 中学校コンピュータ整備に要する経費 23,821,000 円 (18,475,000 円)

[一財 23,821,000 円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した学習活動を行うために、教育情報ネットワークを利用した教育環境の充実を図る。

○ 内容

- ・主にパソコン教室のパソコン使用料等に要する経費である。
- ・学校 ICT 環境整備事業にて全中学校の教職員に整備した校務用パソコンウイルス対策の更新費用である。

[担当：学務給食課] P. 240

2301 要保護・準要保護生徒就学奨励費 34,563,000 円 (31,003,000 円)

[国・県 1,507,000 円 一財 33,056,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：要保護生徒就学奨励費補助金 477,200 円×1/2≒238,000 円]

[国補：特別支援教育就学奨励費補助金 1,318,530 円×1/2≒659,000 円]

[県補：県被災生徒就学支援等事業補助金 610,230 円×10/10≒610,000 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上を図る。

○ 内容

給食費、学用品費、新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。

要保護生徒数 16 人

準要保護生徒数 302 人

※準要保護生徒数には、東日本大震災の被災生徒 5 人を含む。

[担当：指導課] P. 240

2901 中学校特別活動助成に要する経費 12,758,000 円 (12,735,000 円)

[一財 12,758,000 円]

○ 目的

音楽発表会、体育大会、その他の諸発表大会等を通して生徒の各種活動への参加意欲を高める。

○ 内容

・楽器運搬料	755,000 円
・音楽等発表・コンクール・体育大会派遣自動車借上げ料	7,125,000 円
・各種大会参加負担金	800,000 円
・取手市中学校体育連盟・市内大会補助金	3,950,000 円
・運動部活動外部指導者損害保険料	23,000 円
・その他(賞状印刷代等)	105,000 円

3 中学校費 3 学校建設費

[担当：教育総務課] P. 241

2001 中学校施設整備に要する経費 27,170,000 円 (8,240,000 円)

[国・県 7,500,000 円 地方債 8,500,000 円 その他 2,900,000 円 一財 8,270,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 7,500,000 円]

[市債：取手第一中学校テニスコート整備事業債

(18,930,000 円 - 7,500,000 円) × 75% = 8,500,000 円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 2,900,000 円]

○ 目的

学校施設を整備し、安全かつ快適な教育環境の充実を図る。また、取手第一中学校テニスコート 2 面の改修（クレイ舗装化）工事を行う。

○ 内容

・工事請負費	施設管理営繕工事	8,000,000 円
	取手一中テニスコート改修工事	18,930,000 円

[担当：教育総務課] P. 241

2102 中学校建設事業に要する経費（取手第一中学校） 4,000,000円（0円）

[国・県 1,500,000円 その他 2,500,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 1,500,000円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 2,500,000円]

○ 目的

平成26年度以降に耐震補強工事の対象となるIs値0.7未満の取手第一中学校武道場耐震補強工事实施設業務委託を行い、当該建物の耐震補強工事がすみやかに着手できるようにする。

○ 内容

・委託料 取手一中武道場耐震補強工事实施設業務委託料 4,000,000円

3 中学校費 4 学校給食費

[担当：学務給食課] P. 241

2001 給食運営に要する経費 151,844,000円（156,824,000円）

[国・県 123,000円 その他 98,226,000円 一財 53,495,000円]

* 特財積算根拠

[県補：米飯給食推進事業補助金 1年目 @19×1,854人×5回×1/2≒88,000円

2年目 @19×1,854人×3回×1/3≒35,000円]

[諸収入：中学校給食代(自校分) 98,181,000円 ※生徒月額 4,750円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 45,000円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、体力の増進と望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

・賄材料費 98,304,000円

・学校給食調理業務民間委託料 42,304,000円
4校分（取手一中、取手二中、永山中、戸頭中）

[担当：学務給食課] P. 242

2101 給食施設整備に要する経費 1,124,000円（1,124,000円）

[一財 1,124,000円]

○ 目的

給食施設、設備の整備を図ることで、給食室内の衛生管理を強化する。

○ 内容

・施設修理・調理器具の修繕を実施する。
・給食用配膳台を購入する。

4 幼稚園費 1 幼稚園管理費

[担当：学務給食課] P. 243

2001 幼稚園管理に要する経費 13,436,000 円 (9,537,000 円)

[その他 3,589,000 円 一財 9,847,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：市立幼稚園入園料 @4,000 円×25 人=100,000 円]

[使用料：市立幼稚園保育料 @5,500 円×52 人×12 月=3,432,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 57,000 円]

○ 目的

幼稚園運営に必要な経費であり、幼稚園環境の充実を図る。

○ 内容

市立幼稚園の運営に要する経費である。

[担当：学務給食課] P. 245

2101 幼稚園保健衛生に要する経費 671,000 円 (669,000 円)

[その他 7,000 円 一財 664,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 @135 円×52 人=7,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づき、園児の定期健康診断を実施することで、園児の健康管理と健康保持を図る。

○ 内容

園児の定期健康診断を実施するための園嘱託医・歯科医等の報酬及び検診委託料である。

4 幼稚園費 2 幼稚園振興費

[担当：学務給食課] P. 246

2001 幼稚園就園奨励費補助関係経費 127,793,000 円 (122,822,000 円)

[国・県 29,398,000 円 一財 98,395,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：幼稚園就園奨励費補助金 123,193,000 円×1/3×70%≒28,745,000 円]

[県補：県被災児童就学支援等事業補助金 653,200 円]

○ 目的

取手市幼稚園就園奨励費補助要綱に基づき、園児の保護者に対し補助金を交付することにより、幼児の就園を奨励し幼児教育の振興を図る。

○ 内容

補助対象範囲及び保育料等の減免単価（補助金の年額）

区 分		小学校 1, 2, 3 年生の兄姉が				
		いない場合			いる場合	
		1 人就園の場合又は同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者（第 1 子）	同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年長者（第 2 子）	同一世帯から 3 人以上就園している場合の左以外の園児（第 3 子以降）	1 人就園の場合又は同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者（第 2 子）	同一世帯から 2 人以上就園している場合の左以外の園児（第 3 子以降）
公立	生活保護世帯 市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	20,000 円	50,000 円	79,000 円	35,000 円	79,000 円
	上記区分以外の世帯	—	—	79,000 円	—	—
	生活保護世帯	229,200 円	268,000 円	308,000 円	249,000 円	308,000 円
私立	生活保護世帯	229,200 円	268,000 円	308,000 円	249,000 円	308,000 円
	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	199,200 円	253,000 円	308,000 円	226,000 円	308,000 円
	所得割課税額 77,100 円以下の世帯	115,200 円	211,000 円	308,000 円	163,000 円	308,000 円
	所得割課税額 211,200 円以下の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円	114,000 円	308,000 円
	上記区分以外の世帯	—	—	308,000 円	—	—

[担当：学務給食課] P. 246

2002 幼稚園児保育料補助関係経費 42,824,000 円 (43,874,000 円)

[一財 42,824,000 円]

○ 目的

私立幼稚園の園児の保護者に対し保育料を補助し、幼児教育に係る経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

市内に在住し私立幼稚園に在園する満 3 歳・3 歳・4 歳・5 歳児の保育料の一部を保護者に対して補助する。

園児 1 人当たり 月額 2,500 円×在園月数×1,450 人

[担当：学務給食課] P. 246

2003 幼稚園施設運営費補助関係経費 2,970,000 円 (2,970,000 円)

[一財 2,970,000 円]

○ 目的

幼児教育環境の充実と、幼稚園設置者及び保護者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

私立幼稚園の設置者に対し、幼稚園の運営及び施設整備の一部を補助する。

1園当たり $270,000 \text{円} \times 11 \text{園} = 2,970,000 \text{円}$

[担当：学務給食課] P. 246

2004 幼稚園障害児保育補助関係経費 1,320,000円 (1,320,000円)

[一財 1,320,000円]

○ 目的

幼稚園の障害児保育の振興を図る。

○ 内容

障害児を在園させている私立幼稚園の設置者に補助金を交付する。

障害児1人当たり 年額 $110,000 \text{円} \times 12 \text{人分} = 1,320,000 \text{円}$

[担当：学務給食課] P. 246

2006 幼稚園預かり保育助成事業関係経費 795,000円 (726,000円)

[一財 795,000円]

○ 目的

夏季休業日における幼児教育の振興を図る。

○ 内容

夏季休業日に預かり保育事業を実施している幼稚園の設置者に対し補助金を交付する。

1園当たり $774 \text{円} \times \text{実施時間} \times \text{日数} \times 1/2$

[担当：学務給食課] P. 247

2007 幼稚園共済掛金補助関係経費 169,000円 (181,000円)

[一財 169,000円]

○ 目的

私立幼稚園の災害共済掛金を補助し、幼児の福祉増進を図る。

○ 内容

日本スポーツ振興センター災害共済掛金を納付している私立幼稚園の設置者に対して、掛金の1/2の額を補助する。 私立幼稚園@135円×1,250人

5 社会教育費 1 社会教育総務費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 249

2001 成人式に要する経費 2,155,000円 (2,155,000円)

[一財 2,155,000円]

○ 目的

成人に達した若者の新たな門出を祝す。

○ 内容

当該年度成人に達した市内中学校の卒業生からなる実行委員会を結成し、企画・立案・実施について事業を委託し、心に残る成人式を開催する。

・報償費 成人式記念品 @1,000円×1,100人×1.05=1,155,000円

- ・委託料 成人式実行委員会委託料 1,000,000 円

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 249

2201 生涯学習推進に要する経費 3,141,000 円 (2,694,000 円)

[その他 450,000 円 一財 2,691,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：市民大学講座受講料 450,000 円]

○ 目的

市民一人一人が充実した心豊かな生活を送れるよう、市民の学習ニーズに応えた幅広い学習環境づくりと生涯学習情報の提供を図る。

○ 内容

(1) 市民大学講座

市民大学講座は、市民の学びたいという多様なニーズに応えるため、専門的な知識を持っている講師を招き、社会・文化・歴史など幅広い分野において中・長期的な学習機会を提供し、生涯学習の推進を図る。

また、参加者が学習成果をそれぞれのコミュニティの場に生かすことなどを通して、地域に役立てることを目的とする。

- ・市民大学講座講師謝礼 @20,000×5回×4講座=400,000 円
@100,000×5回×1講座=500,000 円

(2) 出前講座

市民が「知りたい・聞きたい・学びたい」内容をメニューから選択、人材登録されているリーダーバンク登録指導者及び行政職員が地域へ出向き講座を実施することで市民の学習意欲の充足を図る。

- ・出前講座講師謝礼 @6,000×20回=120,000 円

(3) 米づくりふれあい体験事業

市内小学校児童（18校）及び台東区小学校児童を対象に、親子で田植えから稲刈り、収穫までの一連の米づくり体験学習を通じて交流を図る。

- ・米づくりふれあい体験事業委託料 198,000 円

(4) 生涯学習フェスティバル

市内の生涯学習団体による工夫を凝らした体験コーナーを展示し、多くの市民に生涯学習の楽しさを経験してもらうことで、生涯学習の一層の振興を図る。

- ・生涯学習フェスティバル出展謝礼 @6,000×6団体=36,000 円

(5) 子育て学習講座

就学時の健康診断時の機会を活用した子育て講座や思春期の親を対象とした子育て講座、家庭教育学級の全体研修会を開催し、子育て、家庭教育について考える機会を提供し、家庭での教育力の向上を図る。

- ・子育て学習講座講師謝礼 252,000 円
- ・家庭教育学級全体研修会保育謝礼 32,000 円
- ・家庭教育学級委託料 @30,000 円×25 学級=750,000 円

(6) 子どもサポーター事業

小学生を対象に週末、地域の大人との関わりを通して、スポーツ活動、文化活動

など様々な体験活動を6地区で実施する。

・取手市子どもふれあいひろば講師謝礼 @1,000×60講座=60,000円

[担当：文化芸術課] P. 250

2801 市民芸術活動の推進に要する経費 3,805,000円 (3,620,000円)

[その他 2,140,000円 一財 1,665,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：オータムジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 2,140,000円]

○ 目的

市民の文化芸術活動を支援し、また市主催の文化芸術に関する事業を推進し、市民文化の発展に寄与する。

○ 内容

(1) 市主催事業の開催

事業名	開催月	内容
取手市美術展	11・12月	洋画、日本画、彫刻、工芸、書、写真及びデザイン部門による一般公募作品展
取手美術作家展	6月	身近な地元作家の作品展 委託料 640,000円 (取手美術作家展) 小中学生送迎用ギャラリーツアーバス借上料 201,600円
取手市文化祭 取手市藤代文化祭	10・11月	市民が日頃行っている文化的活動を集約し、技芸と展示に分け発表 委託料 ・取手市文化祭 1,000,000円 (取手市文化連盟) ・取手市藤代文化祭 500,000円 (取手市藤代文化協会)

(2) 補助金の交付

補助金交付先団体	予算額 (円)	内容
取手市文化連盟	288,000	運営活動費の助成
取手市藤代文化協会	210,000	運営活動費の助成
取手少年少女合唱団	80,000	運営活動費の助成
国際音楽の日コンサート 実行委員会	150,000	一般公募補助金 運営活動費の助成
取手蛍輪実行委員会	200,000	一般公募補助金 運営活動費の助成

[担当：文化芸術課] P. 251

2901 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 82,324,000円 (84,934,000円)

[その他 120,000円 一財 82,204,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 120,000円]

○ 目的

行政の枠を越えた特色ある運営と円滑な市民会館・福祉会館の管理を行い、市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与する。

○ 内容

指定管理制度により(財)取手市文化事業団が市民会館・福祉会館の管理運営を行う。

また、市民会館・福祉会館に緊急の修繕等が発生したときに対応し利用者の安全を確保する。

主な内訳	予算額 (円)	内容
消耗品費	756,000	展示用パネル
修繕料	800,000	施設修繕料
市民会館・福祉会館指定管理料	80,560,000	両施設の管理運営に係る指定管理料
電話交換機使用料	139,000	福祉会館の電話交換設備のリース料

[担当：文化芸術課] P. 251

3001 東京芸術大学との交流に要する経費 4,186,000円 (4,186,000円)

[その他 1,407,000円 一財 2,779,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：オータムジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 1,407,000円]

○ 目的

市内に東京芸術大学取手校地があるという地域性を活かし、市民と東京芸術大学との交流を深め、芸術的感性や知識を培い、文化芸術の振興を推進する。

○ 内容

事業名	内容
小中学校と芸大との文化交流	市内の希望する小学校と中学校が、東京芸術大学生による音楽・美術の指導を受ける。 ・指導者謝礼 2,736,000円
東京芸術大学卒業制作展 取手市長賞	東京芸術大学卒業制作展における優秀作品2点に取手市長賞を授与する。 ・賞賜金 1,000,000円
ミニコンサート	東京芸術大学音楽学部によるミニコンサートを年2回開催する。(井野公民館、福祉交流センターを予定) ・出演謝礼 160,000円 ・著作権演奏使用料 5,000円

[担当：文化芸術課] P. 252

3301 アートのあるまちづくり推進に要する経費 18,146,000円 (18,524,000円)

[国・県 3,000,000円 その他 10,189,000円 一財 4,957,000円]

* 特財積算根拠

[国補：文化芸術振興費補助金 3,000,000円]

[諸収入：井野アーティストヴィレッジ利用料 4,749,000円]

[諸収入：オータムジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 5,440,000 円]

○ 目的

新たな視点に立った文化事業を実施し、取手市から全国へ文化の発信を行うとともに、東京芸術大学のキャンパスが取手市内にあるという地理的環境を活かし、他市町村にはないアートのあるまちづくりの推進を図る。

○ 内容

東京芸術大学やアート関連団体と連携し、その知識・技術・手法などを活用して、市民を交えた創作事業を実施する。

(1) 取手の芸術活動連携サポート事業委託料 700,000 円

市内で実施される文化芸術に関する企画及び団体の活動について、連携を促進し企画を磨きあげ、発信力の強化を図る。

(2) 取手音楽の日事業委託料 6,000,000 円

ジャズという音楽を中心にプロ・アマを問わず愛好家を一同に集め、市内で音楽イベントを開催する。音楽からのアプローチにより「アートのあるまちづくり」を全国に発信する。

(3) 井野アーティストヴィレッジ施設賃借料 5,542,000 円

7戸分施設賃借料

(4) 取手アートプロジェクト事業運営補助金 3,240,000 円

(5) 壁画によるまちづくり委託料 2,500,000 円

市民が芸術を身近に鑑賞でき、環境美化にもつながる壁画の作成を委託する。

[担当：文化芸術課] P. 253

3401 市民会館改修事業に要する経費 22,659,000 円 (2,310,000 円)

[一財 22,659,000 円]

○ 目的

取手市市民会館の舞台設備が老朽化しており、改修することにより市民の安全と文化の振興に寄与する。

○ 内容

舞台吊物設備の改修、舞台吊物昇降制御装置の改修および固定吊ロープ等の交換を行う。

・工事請負費 市民会館舞台設備改修工事 22,659,000 円

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 253

3501 IT基礎技術講習会に要する経費 1,871,000 円 (1,510,000 円)

[一財 1,871,000 円]

○ 目的

公民館で実施している IT 講習会用のパソコンは、約 10 年前に購入したもので老朽化に伴い、作動不良を起こすものもあり、昨年度に引き続きパソコンの入れ替えを行い、IT 講習会の内容の充実を図り、市民の情報収集・発信能力の向上に努める。

○ 内容

5 年間のリースで平成 23 年度導入した寺原公民館、藤代公民館分、昨年度導入した永山公民館、井野公民館分のほか、今回新たに戸頭公民館、白山公民館分 38 台のパソコンの入

れ替えを実施するものである。

- ・パソコン使用料 @56,800×9ヶ月×1.05=536,760円(新規分)
@44,200×12ヶ月×1.05=556,920円(継続分)
@56,900×12ヶ月×1.05=716,940円(継続分)
- ・修繕料 @60,000×1=60,000円

[担当：文化芸術課] P. 253

3701 アートギャラリーの管理運営に要する経費 7,012,000円(6,953,000円)

[その他 469,000円 一財 6,543,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：アートギャラリー使用料 350,000円]

[使用料：市民ギャラリー使用料 119,000円]

○ 目的

美術に関する作品等の発表及びその鑑賞並びに文化の交流の場を市民に提供し、芸術及び文化の振興に寄与する。

○ 内容

取手駅と藤代駅の通路に設置された市民ギャラリーの貸し出しを行い、市民の作品展示の場を提供する。また、取手駅西口の民間ビル2階フロアに設置しているアートギャラリーの貸し出しを行なうとともに、小中学校児童生徒作品展を始めとした様々な企画展を開催する。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 254

3801 放課後児童対策事業に要する経費 129,136,000円(126,837,000円)

[国・県 34,993,000円 その他 35,267,000円 一財 58,876,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：放課後児童対策事業保護者負担金 33,200,000円]

[国補：地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 900,000円]

[県補：放課後児童対策事業補助金]

- ・放課後児童健全育成事業費 30,608,000円×2/3=20,405,333円
- ・放課後子ども教室推進事業費 19,276,404円×2/3=12,850,936円
- ・運営協議会謝礼 60,000円×2/3=40,000円
- ・コーディネーター経費 1,195,200円×2/3=796,800円

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,500,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 @113,577,000×0.5%=567,000円]

○ 目的

放課後等に子ども達が安全で健やかに過ごせる活動拠点として、学校施設等を利用し、様々な体験活動や交流活動等を通して、子ども達の健全育成と子育て支援の充実を図る。

○ 内容

主な経費は、指導員臨時職員賃金、コーディネーター謝金、学習アドバイザー謝金及びクラブ室修繕費である。また今年度は、寺原小学校の放課後子どもクラブ室改築予定と戸頭東小学校と吉田小学校の新築予定に伴い実施設計委託料を計上した。

・指導員臨時職員賃金	113,577,000 円
・コーディネーター謝礼 @1,440×5h×100 日×2 人	1,440,000 円
・学習アドバイザー謝礼 @1,080×2h×12 日×6 人×18 校	
@7,500×2h×3 校×7 ヶ月	3,115,000 円
・クラブ室修繕 @20,000×18 校	360,000 円
・クラブ室改築及び新築実施設計委託料@819,000×3 校	2,457,000 円

平成 20 年度より市内 18 小学校全校で子どもの居場所づくり事業として「放課後子どもクラブ」を開設している。親の就労や学年の区別なく、平日の放課後や土曜日及び長期休業日等に、小学 1～6 年生まですべての子どもたちの居場所を確保し、異学年間の交流を図るとともに、教育的な視点を考慮した活動内容の充実に努める。

直接児童の指導や安全管理を行う指導員のほかに、学校との調整や企画運営に携わるコーディネーターや児童に学習を指導する学習アドバイザー等、広く地域の方々の参画を得て事業の展開を図る。

5 社会教育費 2 公民館費

[担当：公民館] P. 255

0501 公民館事務に要する経費 57,231,000 円 (62,481,000 円)

[その他 14,341,000 円 一財 42,890,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：公民館使用料 5,150,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 8,700,000 円]

[諸収入：コピー使用料 480,000 円]

[諸収入：電話通話料 1,000 円]

[諸収入：電気使用状況モニター 10,000 円]

○ 目的

地域に即した特色ある公民館の運営と維持管理を行い、市民の文化教養の向上、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

市内の公民館施設の適切な維持管理を行う。主な経費は公民館の需用費、委託料、工事請負費等であり、工事請負費では永山公民館空調機更新工事、小文間公民館屋根改修工事を行う。

・光熱水費	20,416,000 円 (各公民館施設の光熱水費)
・修繕料	2,708,000 円 (各公民館施設の修繕)
・委託料	17,546,000 円 (各公民館施設の清掃管理委託、夜間管理委託、消防設備保守点検委託、冷暖房機保守点検委託、他)
・工事請負費	1,402,000 円 (永山公民館空調機更新工事)
	6,678,000 円 (小文間公民館屋根改修工事)

[担当：公民館] P. 257

2001 公民館管理運営に要する経費 35,324,000 円 (35,295,000 円)

[その他 62,000 円 一財 35,262,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 62,000 円]

○ 目的

公民館運営を円滑に行い、市民の利便性の向上を図る。

○ 内容

公民館長の報酬及び各公民館に配置の一般職非常勤報酬が主な経費である。

今年度も、昨年度同様、利用者の多い井野、戸頭、藤代の3館でハッピーマンデーの開館を実施する。平成25年度は、7月15日（海の日）、9月16日（敬老の日）、10月14日（体育の日）、平成26年1月13日（成人の日）の4日間である。

- ・ 公民館長報酬 1,068,000 円（山王・六郷・相馬・相馬南・高須・久賀の6館分）
- ・ 一般職非常勤報酬 32,688,000 円（ハッピーマンデー開館分144,000円含む）

[担当：公民館] P.257

2101 公民館活動に要する経費 2,285,000 円（2,395,000 円）

[一財 2,285,000 円]

○ 目的

市内には、学習活動や地域づくりの中心的役割を担う公民館が14館あり、地域に即した生涯学習施設として活用されている。それぞれの地域ニーズに合わせた魅力ある事業を展開し、地域の生涯学習の拠点として、より一層の充実を図る。

○ 内容

市内各地域の公民館において、青少年や一般成人を対象にした講座や講演会等を開催し、地域の人たちが身近に参加でき、学べる機会を提供する。

- ・ 報償費 1,704,000 円（各公民館講師謝礼等）

5 社会教育費 3 図書館費

[担当：図書館] P.258

2001 図書館管理運営に要する経費 22,370,000 円（23,884,000 円）

[一財 22,370,000 円]

○ 目的

市民の図書館として、安全で快適な環境を提供し、適切な施設の維持管理を図る。

○ 内容

施設の管理運営上、必要な維持管理を行う。

[担当：図書館] P.259

2101 図書館活動に要する経費 46,199,000 円（47,032,000 円）

[その他 249,000 円 一財 45,950,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：コピー使用料 180,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 69,000 円]

○ 目的

市民の多様化するニーズに応えるよう、読書環境の整備と奉仕活動の強化に努める。

○ 内容

市内の図書館・公民館図書室で、迅速かつ身近な場所での図書館資料の閲覧・貸出返却、リクエストサービス、レファレンスサービス、その他館内での事業や文化活動を図書館ボランティアや団体の協力を得ながら積極的に進める。平成 24 年より実施している子ども読書活動推進計画を推進し、ブックスタート事業や、学校図書館との連携強化などを重点的に行う。

[担当：図書館] P. 260

2201 図書館資料購入に要する経費 32,070,000 円 (31,814,000 円)

[その他 132,000 円 一財 31,938,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：図書弁償金 102,000 円]

[諸収入：広告掲載料 30,000 円]

○ 目的

市民の幅広いニーズに即した図書館資料・情報の提供を図るとともに、市民の文化教養の向上に資する。

○ 内容

市民が必要とし、有意義に活用できるような図書館資料を整備する。

- ・ 図書、AV 資料購入費 25,898,000 円
- ・ 定期刊行物等資料購入費 3,493,000 円

5 社会教育費 4 文化財保護費

[担当：教育総務課] P. 261

2001 文化財保護に要する経費 542,000 円 (2,095,000 円)

[その他 5,000 円 一財 537,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：市史・郷土史郵送料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

市内の指定文化財の維持管理等に対して助成を行うことにより、指定文化財の保護と積極的な活用を図る。

○ 内容

「取手市文化財等補助金交付要綱」に基づく、指定文化財の維持管理に対しての補助金の交付等を行う。

- ・ 指定文化財管理補助金 19 件 409,000 円
- ・ 龍禅寺三仏堂防災設備修繕補助金 43,000 円
- ・ 文化財記録、第 60 回文化財防火デーに伴う消防訓練経費等 90,000 円

[担当：教育総務課] P. 261

2101 旧取手宿本陣管理運営に要する経費 8,376,000円(7,399,000円)

[その他 240,000円 一財 8,136,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：本陣駐車場使用料 240,000円]

○ 目的

県・市指定文化財である「旧取手宿本陣」の保護・活用により、文化財への愛着や関心を高める。

○ 内容

「旧取手宿本陣」の保存・管理に努め、一般公開を行う。

- ・管理委託料(防災設備保守点検、庭園維持管理等) 1,523,000円
- ・公開日受付業務委託料 1,509,000円
- ・土地賃借料(史跡、駐車場) 4,792,274円

※平成22年度から24年度まで、政策費の緊急雇用対策事業として取手市シルバー人材センターに委託していた公開日受付業務が、事業の終了により一財に移行。

[担当：教育総務課] P. 262

2401 埋蔵文化財調査・整理に要する経費 1,352,000円(1,352,000円)

[その他 345,000円 一財 1,007,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：発掘調査原因者負担金 285,000円]

[諸収入：郷土史売却代 60,000円]

○ 目的

文化財保護法に基づく埋蔵文化財の保護のため、調査・研究を進めると同時に、埋蔵文化財保護行政の理解と協力が得られるよう、土地の所有者等に対する保護思想の普及啓発に努める。

○ 内容

「取手市埋蔵文化財取扱い要領」によって、埋蔵文化財保護の体制を整備・強化し、土木工事や宅地開発などに伴う埋蔵文化財の確認や発掘調査に迅速に対応するとともに、出土品の整理を実施する。

(1) 市内遺跡確認緊急調査 総事業費 1,067,000円

【内訳】 賃金(119,500円×2件)	239,000円
需用費(一式)	142,000円
発掘作業委託料(243,000円×2件)	486,000円
使用料(100,000円×2件)	200,000円

(2) 原因者負担発掘調査 285,000円

開発行為等の要因により、緊急の原因者負担発掘調査に迅速に対応するため、最低限の発掘作業が行える経費を計上し、緊急調査に備える。

【内訳】 賃金	92,000円	発掘作業委託料	124,000円
需用費(一式)	21,000円	使用料	48,000円

[担当：教育総務課] P. 263

2501 埋蔵文化財センター活動に要する経費 715,000円 (715,000円)

[一財 715,000円]

○ 目的

埋蔵文化財センターを様々な文化財に関する情報発信・収集の拠点施設として活用を図り、市民の郷土史に対する理解と親しみを深め、文化的向上に資する。

○ 内容

市内の埋蔵文化財や歴史資料をテーマとして、年2回企画展を実施する。

講演会講師謝礼 30,000円×2回=60,000円

ポスター・パンフレット印刷代 300,000円×2回=600,000円

6 保健体育費 1 保健体育総務費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 265

1001 スポーツ推進委員に要する経費 1,270,000円 (1,273,000円)

[一財 1,270,000円]

○ 目的

市民の体力づくりと地域スポーツ活動の振興を図る。

○ 内容

市民のスポーツ活動促進のための組織の育成や各種大会への指導助言を実施する。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 266

2001 スポーツ団体育成推進関係経費 9,397,000円 (9,397,000円)

[一財 9,397,000円]

○ 目的

スポーツ団体を育成・支援することで、市民の体力向上とスポーツの普及振興を図る。

○ 内容

今年度は、下表の体育協会・スポーツ少年団の育成支援育成を図る。

団体名	団体数	会員数	活動内容
体育協会	32部 222団体	7,475人	・各種講習会の開催 ・視察研修 ・機関紙の発行 ・交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・競技別大会の企画運営 ・指導者の育成
スポーツ少年団	9連盟 37単位団	1,368人	・青少年のスポーツ指導 ・競技別大会、教室の企画運営 ・認定員養成講習会 ・取手ブロック近隣市町交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・県各講習、研修会への参加

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 266

2002 社会体育振興関係経費 935,000 円 (935,000 円)

[一財 935,000 円]

○ 目的

市民の健康・体力づくりとスポーツの振興を図る。

○ 内容

生涯スポーツを通じて、心身の健康を保持・増進できるよう、誰もが参加できる各種の大会を実施する。

「ドッジボール大会・ソフトボール大会・ふれあいウォーキング・ソフトバレーボール大会・新春健康マラソン大会・グラウンドゴルフ大会・ペタンク大会」

また、交流自治体（南相馬市、杉並区）との少年野球大会を通じて、相互のスポーツ交流を図る。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 267

2003 スポーツ振興奨励関係経費 900,000 円 (900,000 円)

[一財 900,000 円]

○ 目的

市におけるスポーツの振興及び生涯スポーツの振興普及を図る。また、身近なスポーツ・レクリエーション活動の支援をする。

○ 内容

出場大会当日に市内に住所を有する個人又は団体が、予選会・選考会などの選抜手続きを経て、関東大会以上の全国大会・国際大会・オリンピック等の大会に出場する際に、奨励金を支給することにより、出場選手の負担の軽減と優秀選手の育成を図る。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 267

2101 学校施設開放に要する経費 544,000 円 (544,000 円)

[一財 544,000 円]

○ 目的

市立小中学校の学校体育施設を開放することにより、スポーツ振興と健康増進を図る。

○ 内容

市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、市内小学校 18 校の体育館及び校庭並びに中学校 6 校の体育館・武道場及び校庭を、登録した市民のスポーツ・文化団体に、学校教育に支障のない範囲で開放する。

6 保健体育費 2 体育施設費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 267

2001 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 143,768,000 円

(144,977,000 円)

[その他 18,000,000 円 一財 125,768,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 18,000,000 円]

○ 目的

生涯スポーツの拠点となる取手グリーンスポーツセンターの維持・管理を行うことで、市民の健康増進とスポーツ団体相互の交流を深める。

○ 内容

指定管理者による充実した施設管理を行い、更なる利用者の拡大を目指し、市民の健康、体力づくりの拠点としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

指定管理料	120,661,000円	(人件費、施設管理費等含む)
火災保険料	133,000円	
敷地賃借料	2,154,000円	
自動券売機リース料	321,000円	
工事請負費	20,000,000円	

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 268

2201 藤代スポーツセンター管理運営に要する経費 35,372,000円 (34,653,000円)

[その他 6,837,000円 一財 28,535,000円]

*特財積算根拠

[使用料：テニスコート使用料 1,286,000円]

[使用料：野球場使用料 1,262,000円]

[使用料：多目的グラウンド使用料 392,000円]

[使用料：総合体育館使用料 3,250,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 600,000円]

[諸収入：コピー使用料 46,000円]

[諸収入：ファクシミリ使用料 1,000円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの拠点施設として、また憩いの場としての公園施設の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

施設の環境美化保全に努めながら、円滑な管理運営を図る。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 269

2301 藤代武道場管理運営に要する経費 5,297,000円 (5,178,000円)

[その他 1,627,000円 一財 3,670,000円]

*特財積算根拠

[使用料：藤代武道場使用料 1,627,000円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの拠点として、武道場（柔道場・剣道場・弓道場）の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

施設の環境美化保全に努めながら、円滑な管理運営を図る。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 270

2401 社会体育施設に要する経費 2,011,000円 (1,734,000円)

[その他 86,000円 一財 1,925,000円]

*特財積算根拠

[使用料：高須体育館使用料 86,000円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの拠点として、施設の維持管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

施設の環境美化保全に努めながら、円滑な管理運営を図る。

6 保健体育費 3 学校給食センター費

[担当：学務給食課] P. 271

2001 給食センター運営に要する経費 131,424,000円 (132,400,000円)

[国・県 189,000円 その他 121,482,000円 一財 9,753,000円]

*特財積算根拠

[県補：米飯給食推進事業補助金 小学校 @19×1,711人×8回×1/2≒130,000円]

[県補：米飯給食推進事業補助金 中学校 @19×784人×8回×1/2≒59,000円]

[諸収入：幼稚園給食代 2,786,000円 ※月額4,050円]

[諸収入：小学校給食代（センター分）78,373,000円 ※月額4,120円]

[諸収入：中学校給食代（センター分）40,323,000円 ※月額4,620円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、体力の増進と望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

賄材料費 121,671,000円

[担当：学務給食課] P. 272

2101 給食センター施設整備に要する経費 31,625,000円 (31,846,000円)

[その他 800,000円 一財 30,825,000円]

*特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 800,000円]

○ 目的

適正な維持管理と設備の充実により、給食施設を良好な状態に保つ。

○ 内容

・光熱水費	7,726,000円
・施設修理、調理器具等の修繕料	2,000,000円
・給食運搬業務の委託料	12,267,000円
・ボイラー運転管理委託料	5,015,000円

11 公債費

1 公債費 1 元金 2 利子

[担当：財政課] P. 278

9701 地方債元金償還金 利子償還金 4,057,207,000円 (3,769,574,000円)

[国・県 25,750,000円 一財 4,031,457,000円]

* 特財積算根拠

[県補：新市町村づくり支援事業費補助金 16,562,000円]

[県補：合併市町村幹線道路緊急整備支援事業補助金 9,188,000円]

(単位：千円)

区 分	平成23年度末	平成24年度償還額			平成24年度中	平成24年度末
	残高見込額A	元 金 B	利 子 C	計	起債見込額D	残高見込額A-B+D
1. 普通債	17,863,415	2,194,431	285,097	2,479,528	923,000	16,591,984
(1)議会債	6,720	840	85	925		5,880
(2)総務債	391,586	89,925	8,608	98,533		301,661
(3)衛生債	15,300		366	366		15,300
(4)民生債	502,691	76,622	10,309	86,931		426,069
(5)農林水産業債	384,186	27,777	5,785	33,562	42,400	398,809
(6)土木債	7,126,054	1,168,342	115,908	1,284,250	195,600	6,153,312
(7)消防債	74,923	13,898	849	14,747	27,800	88,825
(8)教育債	2,397,695	247,940	35,521	283,461		2,149,755
(9)臨時経済対策事業債	89,874	17,324	853	18,177		72,550
(10)地域再生事業債	221,150	24,510	3,801	28,311		196,640
(11)合併特例債	5,878,412	521,194	98,830	620,024	657,200	6,014,418
(12)行政改革等推進債(地域再生分)	85,000	5,780	1,503	7,283		79,220
(13)災害復旧債	28,924	279	2,679	2,958		28,645
(14)緊急防災・減災事業債	660,900					660,900
2. 減税補てん債	2,843,382	495,091	36,609	531,700		2,348,291
3. 臨時税収補てん債	236,590	38,141	4,785	42,926		198,449
4. 臨時財政対策債	14,619,847	564,901	191,429	756,330	2,310,000	16,364,946
5. 減収補てん債	3,517,611	176,234	63,417	239,651		3,341,377
6. 退職手当債	407,300		7,072	7,072		407,300
7. 災害援護資金貸付債	19,300				11,900	31,200
合 計	39,507,445	3,468,798	588,409	4,057,207	3,244,900	39,283,547

地方債の利率別現在高の状況

(単位：千円)

平成23年度末 現在高見込額	2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.5%以下	4.5%超
39,507,445	35,605,412	2,531,367	460,812	235,833	222,486	385,982	65,553

11 公債費

1 公債費 1 元金 2 利子

[担当：財政課] P. 277

9701 地方債元金償還金 利子償還金 4,277,549,000円 (4,057,207,000円)

[国・県 45,008,000円 一財 4,232,541,000円]

* 特財積算根拠

[県補：新市町村づくり支援事業費補助金 33,649,000円]

[県補：合併市町村幹線道路緊急整備支援事業補助金 11,359,000円]

(単位：千円)

区 分	平成24年度末	平成25年度償還額			平成25年度中	平成25年度末
	残高見込額A	元金B	利子C	計	起債見込額D	残高見込額A-B+D
1. 普通債	16,754,587	2,187,213	255,316	2,442,529	698,400	15,265,774
(1)議会債	5,880	840	74	914		5,040
(2)総務債	301,661	90,451	6,650	97,101	14,900	226,110
(3)民生債	426,070	77,219	8,517	85,736		348,851
(4)衛生債	15,300		108	108		15,300
(5)農林水産業債	381,509	27,886	6,591	34,477	31,500	385,123
(6)土木債	6,144,413	1,074,905	93,417	1,168,322	40,800	5,110,308
(7)消防債	102,725	14,118	1,064	15,182	51,300	139,907
(8)教育債	2,219,556	233,090	32,157	265,247	8,500	1,994,966
(9)臨時経済対策事業債	72,550	17,324	681	18,005		55,226
(10)地域再生事業債	196,640	24,510	3,399	27,909		172,130
(11)合併特例債	6,172,218	552,078	94,158	646,236	551,400	6,171,540
(12)行政改革等推進債(地域再生分)	79,220	7,066	1,395	8,461		72,154
(13)災害復旧債	28,645	2,523	496	3,019		26,122
(14)緊急防災・減災事業債	608,200	65,203	6,609	71,812		542,997
2. 減税補てん債	2,348,292	501,624	30,148	531,772		1,846,668
3. 臨時税収補てん債	198,449	38,949	3,976	42,925		159,500
4. 臨時財政対策債	16,563,347	652,411	209,507	861,918	2,580,000	18,490,936
5. 減収補てん債	3,341,377	297,428	60,112	357,540		3,043,949
6. 退職手当債	407,300	33,940	6,925	40,865		373,360
7. 災害援護資金貸付債	26,300				9,400	35,700
合 計	39,639,652	3,711,565	565,984	4,277,549	3,287,800	39,215,887

地方債の利率別現在高の状況

(単位：千円)

平成24年度末 現在高見込額	2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.5%以下	4.5%超
39,639,652	36,555,652	2,206,532	293,588	178,632	150,032	228,931	26,285

12 諸支出金

2 開発公社費 1 開発公社費

[担当：政策調整課] P. 280

2001 取手市土地開発公社貸付金 675,000,000 円 (690,000,000 円)

[その他 675,000,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：土地開発公社貸付金元利収入 675,000,000 円]

○ 目的

取手市土地開発公社の事業運営に要する資金の利子負担を軽減するための貸付。

○ 内容

取手市土地開発公社が市の委託に基づいて取得した事業用地資金及び事業用地取得時に金融機関から借入した資金の償還金

(単位：円)

事業名	貸付内訳	備考
(仮称) 新取手公民館建設用地取得事業	320,000,000	過年度分
都市計画道路 3・2・40 号線用地取得事業 (その 1)	80,000,000	過年度分
都市計画道路 3・2・40 号線用地取得事業 (その 3)	60,000,000	過年度分
市営住宅建設事業用地取得事業	215,000,000	過年度分
貸付金合計	675,000,000	

取手駅西口都市整備事業
特 別 会 計

1. 概要

取手駅北地区開発は、土地区画整理事業による都市基盤の整備にあわせて、建築整備事業を一体的に施行することによって、潤いと活気に満ちた中心市街地の形成を図ることを目的としている。

当地区に関しては、平成 23 年 7 月に「取手駅北土地利用構想」を策定し、「一市民の健康を増進し、活力を創出する中心市街地— ウェルネス・タウン取手の創造」をまちづくりの目標とし、健康・医療・福祉機能の充実に主眼を置くまちづくり施策を展開していく方針とした。

これを受け、取手駅北土地区画整理事業において都市基盤の整備を進めつつ、健康・医療・福祉機能の充実を目指したまちづくりを進め、事業効果の早期発現と魅力ある中心市街地の形成を図る。

2. 歳入の状況

(単位：千円)

款	項	目	予算額
1. 使用料及び手数料	1. 使用料	1. 土木使用料	9
2. 国庫支出金	1. 国庫補助金	1. 国庫補助金	700,536
3. 繰入金	1. 他会計繰入金	1. 一般会計繰入金	449,719
4. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	1,100
5. 諸収入	1. 市預金利子	1. 市預金利子	10
	2. 雑入	1. 雑入	17,600
6. 市債	1. 市債	1. 土木債	393,700
		2. 合併特例債	405,900
合 計			1,968,574

3. 歳出の状況

(単位：千円)

款	項	目	歳出予算
1. 事業費	1. 審議会費	1. 審議会費	66
	2. 総務費	1. 総務費	115,725
	3. 事業費	1. 事業費	1,625,770
2. 公債費	1. 公債費	1. 元金	180,972
		2. 利子	45,541
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	500
合 計			1,968,574

1 事業費

3 事業費 1 事業費

[担当：区画整理課] P. 18

7501 取手駅北土地区画整理事業に要する経費 890,787,000 円 (252,783,000 円)

[国・県 412,736,000 円 地方債 393,700,000 円 その他 84,342,000 円 一財 9,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：取手駅北土地区画整理事業補助金 $55,472,000 \times 1/2 = 27,736,000$ 円]

[国補：社会資本整備総合交付金（活力創出基盤分） $700,000,000 \times 55\% = 385,000,000$ 円]

[市債：取手駅北土地区画整理事業債 $55,472,000 \times 1/2 \times 90\% \div 2 = 24,900,000$ 円]

[市債：取手駅北土地区画整理事業債 $700,000,000 \times 45\% \times 90\% = 283,500,000$ 円]

[市債：地方特定道路整備事業債 $56,676,000 \times 90\% \div 2 = 51,000,000$ 円]

[市債：街路整備事業債 $55,472,000 \times 1/2 \times 10\% \div 2 = 2,800,000$ 円]

[市債：街路整備事業債 $700,000,000 \times 45\% \times 10\% = 31,500,000$ 円]

[繰入金：一般会計繰入金 84,342,000 円]

○ 目的

取手駅北地区は、多様な都市機能の集積と土地の高度利用の促進を図るために土地区画整理事業に基づき都市基盤の整備を目的として建物移転補償及び駅前広場雨水管敷設工事、交差点改良付帯工事を実施する。

○ 内容

事業年度 平成 5 年 8 月～平成 26 年 3 月

施行面積 6.5ha

[委託業務]

委託件数 6 件

委託金額 55,379,000 円

[工事請負]

工事内容 駅前広場雨水管敷設工事

工事金額 49,970,000 円

工事内容 交差点改良付帯工事

工事金額 11,980,000 円

[建物移転補償]

建物移転補償件数 1 件

補償金額 700,500,000 円

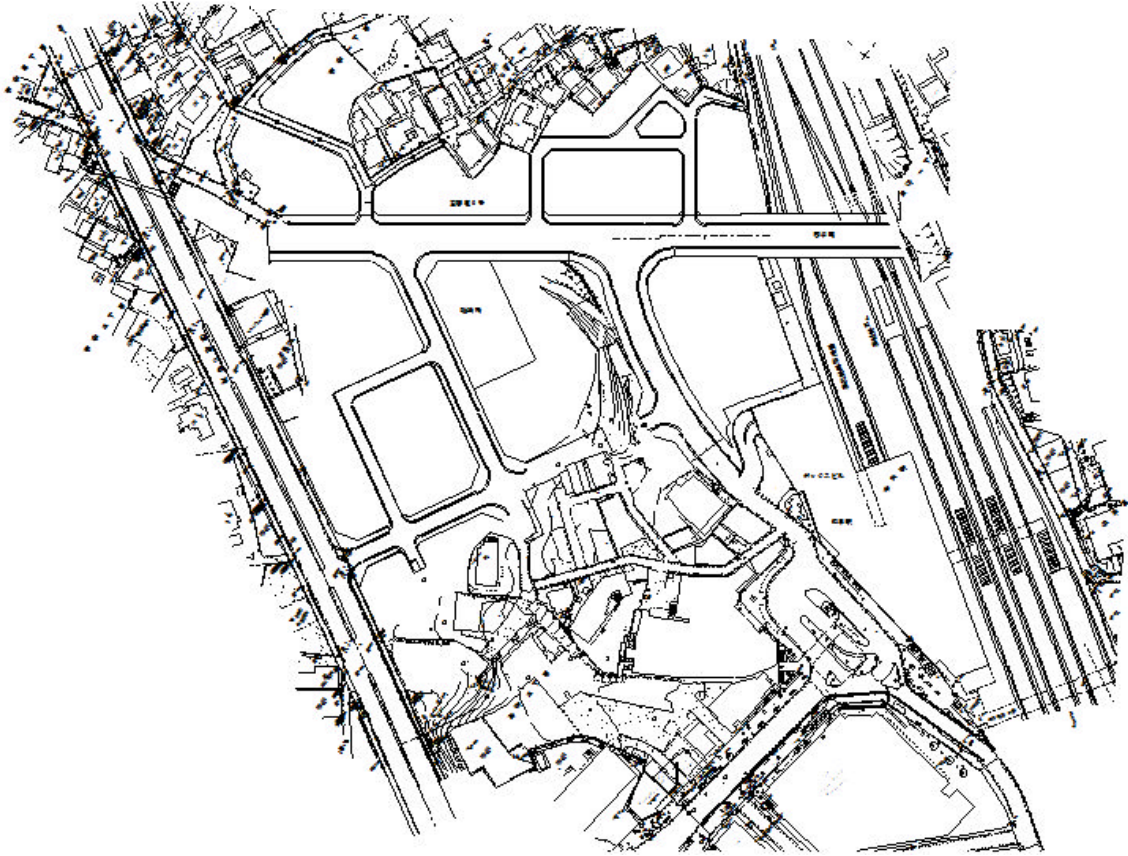
中断移転補償件数 24 件

補償金額 68,210,000 円

工事に伴う補償件数 1 件

補償金額 3,000,000 円

取手駅北土地区画整理事業区域



[担当：中心市街地整備課] P. 19

8101 取手駅北地区歩行者デッキ整備事業に要する経費 501,285,000円(0円)

[国・県 214,800,000円 地方債 255,400,000円 その他 31,085,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(まちづくり交付金分) 214,800,000円]

[市債：合債特例債 (501,200,000-214,800,000-17,600,000) ×95%≒255,400,000円]

[諸収入：歩行者デッキ整備工事負担金 17,600,000円]

[繰入金：一般会計繰入金 13,485,000円]

○ 目的

都市計画道路3・4・37号線(治助坂)の歩車分離を行い、歩行環境のバリアフリー化を図り、安心して、安全に、そして快適に街なかを歩くことができるよう、取手駅西口の既設ペDESTリアンデッキからC街区方面(四谷橋方面)へ歩行者デッキの延伸整備を行う。

○ 内容

- ・構造 連続鋼床版桁橋(1径間)・連続鋼床版桁橋(3径間)
- ・延長 118.7m(44.7m+74.0m)
- ・幅員 有効幅員4m(全幅員4.9m)

[委託業務]

工事監理業務

委託金額 16,000,000円

[工事請負]

工事内容 歩行者デッキ整備工事

工事金額 470,000,000円

[補償業務]

工事に伴う補償

補償金額 15,200,000円

[担当：中心市街地整備課] P. 19

8201 自転車駐車場整備事業に要する経費 231,916,000円(0円)

[国・県 73,000,000円 地方債 150,500,000円 その他 8,416,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(まちづくり交付金分) 73,000,000円]

[市債：合債特例債 (231,500,000-73,000,000) ×95%≒150,500,000円]

[繰入金：一般会計繰入金 8,416,000円]

○ 目的

取手駅周辺地区を自転車で訪れる通勤通学者・買い物客など、多くの自転車利用者の駐車需要や放置自転車対策に対応するため、取手駅西口地区に機械式駐輪場と自走式駐輪場を併設した自転車駐車場の整備を行い、交通結節拠点として駅利用者や中心市街地への来街者などの利便性を高める。

○ 内容

- ・構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造(地下1階・地上3階)
- ・建築面積 335.880㎡

- ・延床面積 1,457.436 m²
- ・施設概要 自転車駐車場及び第一種原動機付自転車駐車場
機械式450台、自走式417台、機械式駐輪施設2基
昇降機2基、トイレ3基、太陽光パネル7.74kw

[委託業務]

工事監理業務

委託金額 5,500,000円

[工事請負]

工事内容 自転車駐車場整備工事

工事金額 226,000,000円

[担当：中心市街地整備課] P.20

8601 (仮称) ウェルネスプラザ整備事業に要する経費 1,750,000円 (100,832,000円)

[その他 1,750,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：一般会計繰入金 1,750,000円]

○ 目的

平成23年7月に策定した「取手駅北土地利用構想」を受け、取手駅北地区B街区においては、健康や育児等に関する相談機能や、健診機能、運動・リハビリ機能などに加え、多世代の人々が交流可能な多目的ホールなどを備えた(仮称)ウェルネスプラザの整備を行う。

また、B街区内には、多様な市民が憩い、集い、活動するためのスペースとして、屋外ステージなどを備えた多目的広場公園の整備も併せて行う。

○ 内容

[役務費]

不動産鑑定 1件

鑑定料 1,100,000円

[委託業務]

電波障害事前調査

委託金額 600,000円

用地先行取得事業
特 別 会 計

1. 概要

当特別会計は、公共用地の円滑かつ効率的な先行取得を目的としているものであり、文化芸術施設整備事業用地並びに取手駅東口多目的広場用地に係る元金及び利子の償還金である。

2. 歳入の状況

歳入の予算額は177,530千円であり、一般会計繰入金である。

3. 歳出の状況

歳出の予算額は177,530千円であり、内容は公債費（元金・利子）である。

(単位：円)

区 分	平成24年度末 現 在 高	平成25年度償還額			平成25年度末 現 在 高
		元 金	利 子	計	
文化芸術施設 整備事業用地	168,180,000	56,060,000	3,064,000	59,124,000	112,120,000
取手駅東口多 目的広場用地	659,160,000	109,860,000	8,546,000	118,406,000	549,300,000
計	827,340,000	165,920,000	11,610,000	177,530,000	661,420,000

国民健康保険事業
特 別 会 計

1 概要

国民健康保険（以下「国保」という。）は、制度創設以来、市民の医療の確保と健康維持に貢献し、医療保険制度の中核として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や医療技術の高度化及び疾病構造の変化等に伴い医療費が増大する一方で、国保はその制度上、他の医療保険と比較して、年齢構成が高いことに加え、加入者に低所得者層や無職者層が多く、必然的に財政運営が厳しくなるという構造的問題を従来から抱えてきたが、昨今の長引く景気低迷により、更なる保険税収の低下で財政運営は極めて厳しい状況にある。

このような状況の中、国においては「国民健康保険法の一部改正」により、市町村国保の財政基盤強化を恒久化し、財政運営の都道府県単位化を推進することで、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するとしている。

今年度は、国等の動向を注視しながら、国保事業の適正かつ安定的な運営を図るため、保険税負担の公平性と医療費の抑制を重点項目とし、予算編成を行った。

(1) 被保険者資格の適用適正化

被保険者資格の適用適正化については、事業運営の基本であり、被保険者の医療の確保及び国保運営の健全化のために極めて重要である。特に、国保に加入すべき対象者でありながら加入の手続きがなされていない無保険状態の者、逆に社会保険等の他の健康保険に加入しているのに、国保喪失の届出がされていないため、重複して健康保険に加入してしまっている者、退職者医療制度に該当するのに、未届けである者などについて、早期に適正な適用を図るための対策を講じる。

(2) 国保税収入の確保

適正な課税及び収納対策により、被保険者間の負担の公平性を確保する。国保税算定の基礎となる所得については、正確な把握が必要であるので、申告のない世帯については、関係機関との連携を図りながら、申告の勧奨などにより所得の把握に努める。

また、保険税収納率の向上のための取り組みに努める。

(3) 医療費の適正化

平成 24 年度は、診療（調剤）報酬明細書の二次点検業務について茨城県国民健康保険団体連合会に委託することによる点検強化及び事務の迅速化と経費の節減を図った。

今後、更なる医療費の適正化を進めるため、レセプトの内容点検・資格点検の充実を図ると共に、重複・頻繁受診者への訪問指導や医療費通知の発送に加え後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書を定期的に発送することにより、ジェネリック医薬品の普及率を高め医療費抑制を図る。

(4) 保健事業の推進

特定健康診査においては、今年より 2 期計画（平成 25 年～平成 29 年度）の実施期間となる。取手市の地域特性や健康実態を踏まえながら、市民の健康管理に取り組み、生活習慣病の一次予防を図ることにより医療費の抑制につなげる。

(5) その他

国民健康保険の現状や医療情報等を積極的に市民に発信することにより、市民の医療費に対する意識の向上を図り、医療費抑制と適正化を進める。

○取手市国保の現況

(1) 歳入歳出の状況

歳入歳出予算額は、12,085,419千円で、前年度に比較して2.5%の増となった。

歳入

(単位：千円)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	増減率(%)
国民健康保険税	3,168,470	3,175,482	△0.2
使用料及び手数料	1,100	1,100	0.0
国庫支出金	2,360,767	2,390,678	△1.3
療養給付費等交付金	679,737	637,375	6.6
前期高齢者交付金	3,162,920	2,899,118	9.1
県支出金	692,535	673,165	2.9
共同事業交付金	1,227,000	1,227,000	0.0
財産収入	3	3	0.0
繰入金	769,760	763,343	0.8
繰越金	2	2	0.0
諸収入	23,125	22,898	1.0
歳入合計	12,085,419	11,790,164	2.5

歳出

(単位：千円)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	増減率(%)
総務費	275,334	277,677	△0.8
保険給付費	7,882,347	7,766,163	1.5
後期高齢者支援金等	1,815,599	1,685,991	7.7
前期高齢者納付金等	2,260	2,258	0.1
老人保健拠出金	101	101	0.0
介護納付金	719,813	661,075	8.9
共同事業拠出金	1,227,010	1,227,010	0.0
保健事業費	127,448	134,622	△5.3
基金積立金	1	1	0.0
公債費	1,083	1,083	0.0
諸支出金	14,423	14,183	1.7
予備費	20,000	20,000	0.0
歳出合計	12,085,419	11,790,164	2.5

(2) 国保加入者の状況

(年間平均)

区 分	年 度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	増減率(%)	
		(見込)	(見込)	(実績)	25/24	24/23
加入世帯数		20,103 世帯	19,924 世帯	19,803 世帯	0.9	0.6
被保険者数	一般	32,150 人	32,214 人	32,355 人	△0.2	△0.4
	退職	2,530 人	2,505 人	2,534 人	1.0	△1.1
	合計	34,650 人	34,719 人	34,889 人	△0.2	△0.5

(3) 保険給付費等の状況

(単位：千円)

年 度		療養給付費	療養費	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費
平成25年度(予算)	一般	6,235,824	96,960	723,600	54,600	10,000
	退職	633,600	5,904	96,000		
平成24年度(見込)	一般	6,578,955	92,849	728,264	40,000	9,000
	退職	661,072	6,119	94,373		
平成23年度(実績)	一般	6,318,931	90,833	676,740	52,968	9,900
	退職	592,892	5,700	84,399		

(4) 1人当たりの医療費

(単位：円)

年 度	一 般	退 職
平成25年度(見込)	289,633	346,171
平成24年度(見込)	279,407	344,278
平成23年度(実績)	269,540	342,379

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P. 62

7001 国保事務に要する経費 57,026,000円(62,657,000円)

[その他 57,026,000円]

*特財積算根拠

[繰入金：職員給与費等繰入金 57,026,000円]

○ 目的

国民健康保険制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

国民健康保険事務に係る経費であるが、主なものとしては保険証・納税通知書の郵送料及び電算処理業務の手数料・委託料である。

主な経費	一斉・随時保険証郵送料	6,909,200円
	納税通知書・特別徴収通知書郵送料	1,932,000円
	国保・介護納付済額通知郵送料	1,050,000円
	第三者行為求償事務手数料	1,080,000円
	連合会レセプト管理システム手数料	1,623,600円
	保険者事務共同電算処理業務委託料	10,627,920円
	国保事務電算処理委託料	30,213,000円

[担当：国保年金課] P. 63

7501 医療費適正化特別対策に要する経費 10,748,000円(11,521,000円)

[その他 10,748,000円]

*特財積算根拠

[繰入金：職員給与費等繰入金 10,737,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000 円]

○ 目的

国民健康保険に係る医療費の適正化を図り、国保財政の安定化を目的とする。

○ 内容

平成 24 年度より診療報酬明細書（レセプト）二次点検業務を非常勤特別職員から、茨城県国民健康保険団体連合会に委託することによるレセプト点検の充実強化と経費節減を図るとともに、医療費の過誤請求の防止や国民健康保険被保険者資格の適用適正化に努め、医療費の削減を図る。

主な経費	国保被保険者資格点検事務報酬 1 人	1,170,540 円
	国保適用適正化事務報酬 1 人	1,170,540 円
	医療費通知及びジェネリック差額通知	3,707,034 円
	保険者レセプト二次点検業務手数料	3,936,000 円

2 徴税費 1 徴税総務費

[担当：納税課] P. 64

7601 国保税徴収に要する経費 19,494,000 円(19,042,000 円)

[その他 19,494,000 円]

*特財積算根拠

[手数料：督促手数料 1,100,000 円]

[繰入金：職員給与等繰入金 18,361,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 33,000 円]

○ 目的

国保税収納率向上のため、職員及び嘱託徴収員による徴収を行なうとともに、納税者からの照会等に対する回答の迅速化及び収納管理事務の効率化を図る。

○ 内容

(1) 国保税の収納状況(現年度) (単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収納率(%)
平成 24 年度(見込)	3,235,976	2,899,581	89.6
平成 23 年度(実績)	3,297,314	2,957,039	89.7
平成 22 年度(実績)	3,389,628	3,007,354	88.7

(2) 徴収状況 (単位：円)

年 度	徴 収 額	嘱託徴収員数	1 人当り徴収額
平成 24 年度(見込)	6,341,000	5 名	1,268,200
平成 23 年度(実績)	7,550,000	5 名	1,510,000
平成 22 年度(実績)	8,501,500	5 名	1,700,300

(3) コンビニ収納取扱手数料 1,701,000 円

国保税をコンビニエンスストアの店舗（一部を除く）から納付できる。

また、納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。
 (4) 公金収納情報データ処理手数料 1,680,000 円

国保税の収納処理について、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書（紙ベース）を、OCR 読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

8 保健事業費

1 特定健康診査等事業費 1 特定健康診査等事業費

[担当：国保年金課] P. 80

7701 特定健康診査等事業に要する経費 91,559,000 円(99,396,000 円)

[国・県 31,570,000 円 その他 5,499,000 円 一財 54,490,000 円]

* 特財算出根拠

[国負：特定健康診査等負担金 15,785,000 円]

[県負：特定健康診査等県負担金 15,785,000 円]

[繰入金：その他一般会計繰入金 5,499,000 円]

○ 目的

国保加入者の 40 歳から 75 歳未満を対象に内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を実施する。健診結果に基づき保健指導の該当と判定された者に対し、その要因となっている生活習慣を改善するための指導を行うことにより、糖尿病等の有病者・予備群を減少させ、国保加入者の健康増進及び中長期的な医療費の抑制を図る。

○ 内容

・ 特定健康診査

糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする方を的確に抽出するための健診を実施する。

〈健診項目〉

質問項目、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、身体診察、血圧測定、血液検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン、尿酸

区 分	平成 25 年度(予算)	平成 24 年度(見込)	平成 23 年度(実績)
対象者	25,000 人	23,970 人	23,770 人
受診者	11,460 人	9,600 人	9,403 人
受診率	45.8%	40.1%	39.6%

・ 特定保健指導

健診結果から「情報提供」・「動機付け支援」・「積極的支援」の 3 つにグループ分けをし、「動機付け支援」及び「積極的支援」の対象者に対して、保健師や管理栄養士等が食習慣や効果的な運動など生活習慣の改善に必要な支援を行う。

2 保健事業費 1 保健衛生普及費

[担当：国保年金課] P. 81

7601 健康優良世帯表彰に要する経費 1,802,000 円(1,149,000 円)

[その他 382,000 円 一財 1,420,000 円]

*特財積算根拠

[繰入金：その他一般会計繰入金 382,000 円]

○ 目的

健康に対する住民意識の向上を図り、合わせて国保医療費節減に関する啓発を行う。

○ 内容

1 年間以上無受診の健康優良世帯に対し、感謝状及び記念品を贈呈する。

区 分	平成 24 年度(実績)	平成 23 年度(実績)	平成 22 年度(実績)
1 年間無受診世帯	437 世帯	398 世帯	465 世帯
2 年間無受診世帯	353 世帯	327 世帯	258 世帯
合 計	790 世帯	725 世帯	723 世帯

2 保健事業費 2 疾病予防費

[担当：国保年金課] P. 81

7501 疾病の予防に要する経費 33,436,000 円(33,436,000 円)

[一財 33,436,000 円]

○ 目的

国保加入者が、人間ドック・脳ドック及び肺ドックを受診する際に助成を行うことにより、生活習慣病予防対策事業に寄与するとともに、疾病の早期発見及び成人病予防等健康の保持増進に資する。

○ 内容

市が実施する特定健康診査を受診しない満 40 歳以上 75 歳未満で、国保税完納世帯の国保加入者に対し、下記いずれかのドック検診について、年度内に一度助成する。

(1) 日帰り人間ドック 助成額 24,500 円

(2) 脳ドック 助成額 35,000 円

(3) 肺ドック 助成額 24,500 円

(*ただし、特定健康診査を含む人間ドック検診を受けた対象者に係る助成金の額は、当該助成金の額から特定健康診査に係る部分に要した費用@4,750 円を減じた額とする。)

ドック名	平成 25 年度(予算)	平成 24 年度(見込)	平成 23 年度(実績)
日帰り人間ドック	1,300 人	1,215 人	1,273 人
脳ドック	250 人	239 人	192 人
肺ドック	10 人	11 人	6 人
合 計	1,560 人	1,465 人	1,471 人

後期高齢者医療
特別会計

1. 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳以上の後期高齢者について新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始された。

今後の高齢社会において持続可能な医療保険制度体系の確立を図るためには、後期高齢者医療制度の円滑な運営が不可欠であり、市町村がそれぞれ単独で取り組むよりも、他の市町村と協力して、広域的に事務処理を行う方がより効率的であることから、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が平成19年1月24日付で設立された。

広域連合は、地方自治法に規定される特別地方公共団体であり独自の首長や議会を持ち、後期高齢者医療の運営主体として、保険料の賦課・医療の給付・医療費の通知や保健事業等を行い、各種届出の受付・保険料の徴収や被保険者証の引渡し等の窓口受付は市町村が行っている。

現在、社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、今後の後期高齢者医療制度のあり方についても協議が行われている。

2. 歳入・歳出の状況

歳入歳出予算額は、1,832,564千円で昨年と比較して7.3%の増となる。

歳入

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減率 (%)
後期高齢者医療保険料	824,936	746,772	10.5
使用料及び手数料	120	120	0.0
繰 入 金	1,005,303	959,327	4.8
繰 越 金	200	100	100.0
諸 収 入	2,005	2,005	0.0
歳 入 合 計	1,832,564	1,708,324	7.3

歳出

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減率 (%)
総 務 費	130,444	130,905	△0.4
納 付 金	1,699,919	1,575,218	7.9
諸 支 出 金	2,101	2,101	0.0
予 備 費	100	100	0.0
歳 出 合 計	1,832,564	1,708,324	7.3

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P. 110

7001 後期高齢者医療事務に要する経費 77,258,000円(79,350,000円)

[その他 77,257,000円 一財 1,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費繰入金 42,155,000円]

[繰入金：後期高齢者健診事業繰入金 26,162,000円]

[繰入金：後期高齢者人間ドック検診事業繰入金 8,939,000円]

[諸収入：雑入 1,000円]

○ 目的

後期高齢者医療制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

後期高齢者医療事務に係る経費であるが、主なものとして保険証の郵送料・茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて行う健康診査のための経費・広域連合への共通経費の負担金や人間ドック検診の助成金である。

また、日常の健康づくり・疾病予防への関心を高めるため、無受診者を対象とした健康優良表彰と記念品の贈呈を行う。

報償費	健康優良者記念品	473,000円
役務費	郵送料などの通信運搬費、健診データ管理手数料	6,008,000円
委託料	健康診査、電算処理経費	30,948,000円
負・補・交	広域連合共通経費負担金、人間ドック助成金	39,212,000円

2 徴収費 1 徴収費

[担当：国保年金課] P. 111

7501 保険料徴収に要する経費 2,445,000円(1,991,000円)

[その他 2,445,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費繰入金 2,325,000円]

[手数料：督促手数料 120,000円]

○ 目的

後期高齢者医療保険料を徴収し、後期高齢者医療の適正な運営を図る。

○ 内容

茨城県後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料を徴収するための経費であり、納付書を郵送するための経費等が主である。

役務費	郵送料などの通信運搬費	1,723,000 円
	窓口徴収分収納処理手数料	355,000 円

2 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金

[担当：国保年金課] P.113

7501 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 1,699,919,000 円(1,575,218,000 円)

[その他 1,699,919,000 円]

* 特財積算根拠

[保険料：特別徴収分 577,420,000 円]

[保険料：普通徴収分 242,516,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 5,000,000 円]

[繰入金：医療給付費負担分繰入金 735,468,000 円]

[繰入金：低所得者軽減分繰入金 127,644,000 円]

[繰入金：被扶養者軽減分繰入金 11,869,000 円]

[諸収入：延滞金 1,000 円 過料 1,000 円]

○ 目的

医療給付費に対する取手市の負担分や取手市が徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

○ 内容

保険料徴収分	824,936,000 円
低所得者軽減分	127,644,000 円
被扶養者軽減分	11,869,000 円
医療給付費負担分	735,468,000 円
延滞金・過料	2,000 円

介護保険特別会計

1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度としてスタートした介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っており、平成25年度は、第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)の2年目にあたる年である。

取手市の平成25年1月1日現在の65歳以上の人口は29,933人で、高齢化率は27.2%を示し、要介護認定者が3,699人、認定率は12.36%である。益々加速する高齢化に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が拡大するとともに介護給付費も増大している。こうしたことから、地域支援事業及び地域包括支援センターの各種事業を実施し、住みなれた地域で生き生きとした暮らしを続けるために、介護予防事業をはじめ包括的ケアマネジメント、総合相談事業などに取り組んでいる。

要介護(支援)認定者の推移

年 度	65歳以上の人口 (4月1日現在)	高齢化率 (4月1日現在)	65歳以上の認定者数 (4月1日現在)
平成25年度	29,933人	27.2%	3,699人
平成24年度	28,664人	26.2%	3,504人
平成23年度	27,435人	24.8%	3,367人
平成22年度	26,595人	24.0%	3,180人
平成21年度	25,408人	22.9%	3,029人

平成25年度は、平成25年1月1日現在

受給者の推移

(4月1日現在)

年 度	居宅介護(予防) サービス受給者	地域密着型(介護予 防)サービス受給者	施設サービス受給者
平成25年度	2,167人	131人	655人
平成24年度	2,006人	133人	632人
平成23年度	1,910人	134人	591人
平成22年度	1,782人	123人	562人
平成21年度	1,679人	130人	589人

平成25年度は、平成25年1月1日現在

介護(予防)給付費の推移

年 度	居宅介護(予防) サービス給付費	地域密着型(介護予 防)サービス給付費	施設サービス給付費
平成25年度	2,560,896,000円	392,226,000円	2,472,000,000円
平成24年度	2,464,111,000円	383,234,000円	2,094,000,000円
平成23年度	2,249,200,838円	358,681,469円	1,862,868,777円
平成22年度	2,092,221,408円	358,868,591円	1,730,908,265円
平成21年度	1,901,804,585円	321,081,580円	1,559,560,302円

平成24年度は決算見込額

2. 歳入の状況

(単位：千円)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	増 減 率
介 護 保 険 料	1,501,435	1,249,583	20.2%
使用料及び手数料	101	85	18.8%
国 庫 支 出 金	1,130,617	1,030,763	9.7%
支 払 基 金 交 付 金	1,798,730	1,676,051	7.3%
県 支 出 金	925,143	827,870	11.7%
財 産 収 入	112	117	△4.3%
繰 入 金	1,064,196	1,016,844	4.7%
繰 越 金	25,000	25,000	0.0%
諸 収 入	461	74	523.0%
歳 入 合 計	6,445,795	5,826,387	10.6%

3. 歳出の状況

(単位：千円)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	増 減 率
総 務 費	147,222	141,098	4.3%
保 険 給 付 費	6,167,400	5,554,398	11.0%
地 域 支 援 事 業 費	104,172	101,257	2.9%
諸 支 出 金	7,001	9,634	△27.3%
予 備 費	20,000	20,000	0.0%
歳 出 合 計	6,445,795	5,826,387	10.6%

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：高齢福祉課] P.137

7001 介護保険事務に要する経費 6,634,000 円 (7,418,000 円)

[その他 6,633,000 円 一財 1,000 円]

* 特財積算根拠

[財産収入：介護給付費準備基金利子 111,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 6,522,000 円]

○ 目的

介護保険制度の適正かつ効率的な実施、被保険者に対する行政サービスの向上を図る。

○ 内容

介護保険制度を適正に実施する。

主な経費	介護保険事務処理システム使用料	3,578,400 円
	ハードウェア経費	1,025,724 円
	通信運搬費（被保険者証・決定通知郵送等）	1,397,100 円

2 徴税費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 8,300,000円(7,770,000円)

[その他 8,300,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：証明手数料 1,000円 保険料督促手数料 100,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 8,199,000円]

○ 目的

介護サービスなどに充てる財源を確保するために、市内に住所を有する65歳以上の被保険者(第1号被保険者)に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第1号被保険者に保険料内容の周知を図ると共に、保険料に係る賦課及び徴収を行い保険料納入者の管理を行う。

平成25年度(7月)より介護保険料の収納窓口としてコンビニエンスストアでの受付を開始する。

主な経費	介護保険パンフレット作成	458,850円
	特別徴収額決定通知書郵送料	1,435,000円
	普通徴収納入通知書郵送料	210,000円
	公金収納情報データ処理手数料	472,857円
	介護保険料本算定処理委託料	2,409,708円
	普通徴収消込処理・口座処理委託料	347,592円

3 介護認定審査会費 1 介護認定審査会費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 介護認定審査会に要する経費 13,308,000円(13,137,000円)

[その他 13,308,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 13,308,000円]

○ 目的

介護保険認定申請者の要介護・要支援の審査判定を行い、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査結果をコンピュータ処理し、一次判定を行う。一次判定結果・主治医意見書・認定調査特記事項をもとに介護認定審査会を開催し、二次判定を行う。

主な経費	介護認定審査会委員報酬	9,620,000円
	介護認定支援業務システム使用料	1,871,100円

3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P. 140

7501 認定調査等に要する経費 33,332,000円(34,155,000円)

[その他 33,332,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 33,275,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 57,000 円]

○ 目的

要介護・要支援認定を行うために、訪問調査及び主治医意見書の作成依頼を行い、介護認定業務を推進する。

○ 内容

- ・介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を行う。
- ・医師に主治医意見書の作成を依頼する。

主な経費	介護認定調査員報酬	11,520,000 円
	認定調査票・主治医意見書郵送料	605,800 円
	主治医意見書作成手数料	16,462,500 円
	居宅介護支援事業者介護認定調査委託料	1,713,600 円

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.142

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 2,464,800,000 円 (2,368,704,000 円)

[国・県 801,060,000 円 その他 1,663,740,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 492,960,000 円]

[県負：介護給付費負担金 308,100,000 円]

[保険料：特別徴収分 548,649,000 円]

[保険料：普通徴収分 60,046,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 597,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 714,792,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 308,100,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 31,556,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費 @104,000×1,975人×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.142

7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 391,896,000 円 (368,820,000 円)

[国・県 127,366,000 円 その他 264,530,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 78,379,000 円]

[県負：介護給付費負担金 48,987,000 円]

[保険料：特別徴収分 82,298,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 113,650,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 48,987,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 19,595,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着したサービスを受けた時に、地域密着型介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護サービス給付費	グループホーム	@230,000×122人×12ヶ月
	小規模多機能型	@209,000×22人×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 3 施設介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.142

7501 施設介護サービス給付費に要する経費 2,472,000,000 円 (2,094,000,000 円)

[国・県 803,401,000 円 その他 1,668,599,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 370,800,000 円]

[県負：介護給付費負担金 432,600,000 円]

[県補：財政安定化基金貸付金 1,000 円]

[保険料：特別徴収分 610,804,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 716,880,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 309,000,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 31,915,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定施設である指定介護福祉施設サービス、指定介護老人保健施設サービス、指定介護療養型医療施設サービスを受けた時に、食費、居住費、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

施設介護サービス給付費 @250,000×824人×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 4 居宅介護福祉用具購入給付費

[担当：高齢福祉課] P.143

7501 居宅介護福祉用具購入給付費に要する経費 10,500,000 円 (10,500,000 円)

[国・県 3,413,000 円 その他 7,087,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 2,100,000 円]

[県負：介護給付費負担金 1,313,000 円]

[保険料：特別徴収分 2,204,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 3,045,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,313,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 525,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、居宅介護福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

100,000 円を上限とし、福祉用具購入金額の 9 割を支給する。

居宅介護福祉用具購入給付費 @35,000×25 件×12 ヶ月

1 介護サービス等諸費 5 居宅介護住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P. 143

7501 居宅介護住宅改修給付費に要する経費 25,920,000 円 (25,920,000 円)

[国・県 8,424,000 円 その他 17,496,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 5,184,000 円]

[県負：介護給付費負担金 3,240,000 円]

[保険料：普通徴収分 5,443,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 7,517,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 3,240,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,296,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時、居宅介護住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

200,000 円を上限とし、住宅改修費の 9 割を支給する。

居宅介護住宅改修給付費 @120,000×18 件×12 ヶ月

1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 296,100,000 円 (261,240,000 円)

[国・県 96,232,000 円 その他 199,868,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 59,220,000 円]

[県負：介護給付費負担金 37,012,000 円]

[保険料：特別徴収分 50,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 12,181,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 85,869,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 37,012,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 14,806,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費 (要介護 1・2) @10,000×1,330人×12ヶ月
(要介護 3・4・5) @13,000×875人×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 96,096,000円 (81,984,000円)

[国・県 31,231,000円 その他 64,865,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 19,219,000円]

[県負：介護給付費負担金 12,012,000円]

[保険料：特別徴収分 20,000,000円]

[保険料：普通徴収分 180,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 27,868,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 12,012,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 4,805,000円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費 @28,000×286人×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 2 地域密着型介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 330,000円 (330,000円)

[国・県 107,000円 その他 223,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 66,000円]

[県負：介護給付費負担金 41,000円]

[保険料：特別徴収分 69,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 96,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 41,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 17,000円]

○ 目的

要支援認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着したサービスを受けた時に、地域密着型介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護予防サービス給付費 @110,000×1人×3ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 3 介護予防福祉用具購入給付費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費 1,279,000 円 (1,001,000 円)

[国・県 416,000 円 その他 863,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 256,000 円]

[県負：介護給付費負担金 160,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 269,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 370,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 160,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 64,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、介護予防福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

100,000 円を上限とし、福祉用具購入金額の9割を支給する。

介護予防福祉用具購入給付費 @28,800×3.7 件×12 ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 4 介護予防住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 介護予防住宅改修給付費に要する経費 7,056,000 円 (5,040,000 円)

[国・県 2,293,000 円 その他 4,763,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,411,000 円]

[県負：介護給付費負担金 882,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,482,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 2,046,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 882,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 353,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時、介護予防住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

200,000 円を上限とし、住宅改修費の9割を支給する。

介護予防住宅改修給付費 @147,000×4 件×12 ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 5 介護予防サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 146

7501 介護予防サービス計画給付費に要する経費 14,078,000 円 (12,028,000 円)

[国・県 4,575,000 円 その他 9,503,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 2,815,000 円]

[県負：介護給付費負担金 1,760,000 円]

[保険料：普通徴収分 2,956,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 4,083,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,760,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 704,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、介護予防サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス計画給付費 (継続) @4,206×253人×12ヶ月

(新規) @7,269×15人×12ヶ月

3 その他の諸費 1 審査支払手数料

[担当：高齢福祉課] P.146

7501 審査支払手数料に要する経費 7,344,000 円 (7,023,000 円)

[国・県 2,387,000 円 その他 4,957,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,469,000 円]

[県負：介護給付費負担金 918,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,542,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 2,130,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 918,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 367,000 円]

○ 目的

介護保険の適正な給付をするため、茨城県国民健康保険団体連合会にレセプト審査を依頼する。

○ 内容

茨城県国民健康保険団体連合会に審査支払手数料を支払う。

審査支払手数料 県内 @80×7,110件×12ヶ月

県外 @80×539件×12ヶ月

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.147

7501 高額介護サービス費に要する経費 100,005,000 円 (82,452,000 円)

[国・県 32,502,000 円 その他 67,503,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 20,001,000 円]

[県負：介護給付費負担金 12,501,000 円]

[保険料：特別徴収分 10,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 11,001,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 29,001,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 12,501,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 4,596,000 円]

[財産収入：高額介護サービス費貸付基金利子 1,000 円]

[諸収入：第1号被保険者延滞金 400,000 円 第三者納付金 1,000 円 返納金 2,000 円]

○ 目的

要介護認定者が受けた居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたとき、高額介護サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。

公費分 @694,700×12ヶ月 償還分 @7,639,000×12ヶ月

区 分	個人の上限額
市民税課税世帯	37,200 円
世帯全員が市民税非課税（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方等）	24,600 円
世帯全員が市民税非課税（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等）（老齢福祉年金受給者の方）	15,000 円
生活保護受給者	15,000 円

4 高額介護サービス等費 2 高額介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 147

7501 高額介護予防サービス費に要する経費 24,000 円 (24,000 円)

[国・県 8,000 円 その他 16,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 5,000 円]

[県負：介護給付費負担金 3,000 円]

[保険料：特別徴収分 5,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 7,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 3,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,000 円]

○ 目的

要支援認定者が受けた介護予防サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたとき、高額介護予防サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護予

防サービス費として支給する。

高額介護予防サービス費 @2,000×12ヶ月

5 高額医療合算介護サービス等費 1 高額医療合算介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 148

7501 高額医療合算介護サービス費に要する経費 9,600,000円 (13,920,000円)

[国・県 3,120,000円 その他 6,480,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,920,000円]

[県負：介護給付費負担金 1,200,000円]

[保険料：普通徴収分 890,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,126,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 2,784,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,200,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 480,000円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、一年間（毎年8月1日～翌7月31日）の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、申請に基づき一定の自己負担限度額を超えた部分を要介護認定者に高額医療合算介護サービス費として支給する。

高額医療合算介護サービス費 @800,000×12ヶ月

5 高額医療合算介護サービス等費 2 高額医療合算介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 148

7501 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費 240,000円 (240,000円)

[国・県 78,000円 その他 162,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 48,000円]

[県負：介護給付費負担金 30,000円]

[保険料：普通徴収分 50,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 70,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 30,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 12,000円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、一年間（毎年8月1日～翌7月31日）の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、申請に基づき一定の自己負担限度額を超えた部分を要支援認定者に高

額医療合算介護予防サービス費として支給する。

高額医療合算介護予防サービス費 @20,000×12ヶ月

6 特定入所者介護サービス等費 1 特定入所者介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 269,988,000円 (221,040,000円)

[国・県 87,745,000円 その他 182,243,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 40,498,000円]

[県負：介護給付費負担金 47,247,000円]

[保険料：特別徴収分 40,001,000円]

[保険料：普通徴収分 16,697,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 78,296,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 33,748,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 13,501,000円]

○ 目的

要介護認定者の居宅サービスと施設サービスの給付と負担が公平となるよう、平成17年10月から居住費と食費が保険給付の対象外に制度改正された。所得の低い方の施設利用が困難にならないよう所得段階に応じた自己負担限度額を設定し、基準費用額との差額を保険給付で補う補足給付を設け負担軽減を図る。

○ 内容

基準費用額 - 利用者負担段階に応じた負担限度額 = 補足給付額

特定入所者介護サービス費

施設・食事 @28,000×513人×12ヶ月 施設・居住 @24,000×254人×12ヶ月

短期・食事 @7,000×177人×12ヶ月 短期・居住 @8,000×100人×12ヶ月

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担 限度額
	ユニット型		従来型個室	多床室	
	個室	準個室			
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
基準費用額	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円

※ () 内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合

6 特定入所者介護サービス等費 2 特定入所者介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 特定入所者介護予防サービス費に要する経費 144,000円 (132,000円)

[国・県 47,000円 その他 97,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 29,000円]

[県負：介護給付費負担金 18,000 円]
[保険料：普通徴収分 30,000 円]
[支払基金：第2号被保険者保険料 42,000 円]
[繰入金：介護給付費繰入金 18,000 円]
[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 7,000 円]

○ 目的

要支援認定者の居宅サービスと施設サービスの給付と負担が公平となるよう、平成 17 年 10 月から滞在費と食費が保険給付の対象外に制度改正された。所得の低い方の短期入所生活介護が困難にならないよう所得段階に応じた自己負担限度額を設定し、基準費用額との差額を保険給付で補う補足給付を設け負担軽減を図る。

○ 内容

基準費用額 - 利用者負担段階に応じた負担限度額 = 補足給付額
特定入所者介護予防サービス費 @12,000×12 ヶ月

3 地域支援事業費

1 介護予防事業費 1 介護予防二次予防高齢者施策事業費

[担当：高齢福祉課] P. 150

8501 二次予防高齢者把握事業に要する経費 2,685,000 円 (3,462,000 円)

[国・県 1,007,000 円 その他 1,678,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 671,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 336,000 円]

[保険料：特別徴収分 563,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 779,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 336,000 円]

○ 目的

65 歳以上で要介護状態になる可能性が高い二次予防事業対象者を把握する。

○ 内容

第5圏域の65歳以上で介護認定を受けていない方に基本チェックリストを送付し、返送された結果を基に二次予防事業対象者を把握する。

委託料 2,349,480 円 (通信運搬費 756,000 円含む)

[担当：高齢福祉課] P. 150

8601 二次予防高齢者介護予防教室に関する経費 8,208,000 円 (6,941,000 円)

[国・県 3,078,000 円 その他 5,130,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 2,052,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 1,026,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,724,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 2,380,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 1,026,000 円]

○ 目的

運動機能の維持向上を図る「元気ハツラツ教室」及び引きこもり防止を図る「外にでいサービス」を、二次予防事業対象者に実施することにより、要介護状態にならないように予防する。

○ 内容

元気ハツラツ教室：げんきサロン藤代・福祉交流センターの2つを会場とし、運動機能の維持向上を目的とした運動を行う。

@2,700 円×25 人×4 回×12 月=3,240,000 円

外にでいサービス：委託事業所を会場とし、口腔ケアや体操などレクリエーションを行う。会場⇄自宅の送迎も行う。

@4,500 円×23 人×4 回×12 月=4,968,000 円

1 介護予防事業費 2 介護予防一般高齢者施策事業費

[担当：高齢福祉課] P. 151

7902 一般高齢者訪問指導に関する経費 3,123,000 円 (3,117,000 円)

[国・県 1,171,000 円 その他 1,952,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 781,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 390,000 円]

[保険料：特別徴収分 656,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 906,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 390,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし等の高齢者宅を訪問し、相談に応じて適切なサービス導入をすることで、高齢者の不安を解消する。

○ 内容

訪問指導員(保健師等)が要介護認定を受けていないひとり暮らし高齢者宅に訪問。日常生活で困っていることがないか相談に応じ、情報提供等をして適切なサービス導入などの対応をする。

[担当：高齢福祉課] P. 151

7903 取手プラン生命の樹に関する経費 10,744,000 円 (9,847,000 円)

[国・県 4,029,000 円 その他 6,715,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 2,686,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 1,343,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,001,000 円]

[保険料：普通徴収分 1,255,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 3,116,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 1,343,000 円]

○ 目的

元気で自立した高齢者（一次予防事業対象者）の健康状態を保持増進し、要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者（二次予防事業対象者）への移行を防止する。

○ 内容

高齢者の健康状態を、体力測定・問診・血液検査の結果から総合的に分析し、それぞれの状態に応じた健康づくりの方法を指導（カウンセリング）する。その後、年間を通じて、健康体操・チューブ体操・シルバーリハビリ体操・太極拳・水泳・水中ウォーキング・栄養指導など、さまざまなプログラムを提供して、継続的な健康づくりの機会を提供する。平成 22 年度より毎年参加者を募集。2 か年事業。

事業委託料 10,744,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 151

7904 一般高齢者介護予防教室に関する経費 4,346,000 円（2,560,000 円）

[国・県 1,629,000 円 その他 2,717,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 1,086,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 543,000 円]

[保険料：特別徴収分 914,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 1,260,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 543,000 円]

○ 目的

高齢者を対象にきらり笑顔教室や老いに負けない健康づくり教室等の介護予防教室を開くことで、高齢者の健康の保持増進を図る。

○ 内容

高齢者を対象にきらり笑顔教室を開催。市内にある 4 事業所に委託し、運動機能向上・口腔機能向上・認知症予防等について公民館等で行う。

きらり笑顔教室委託料 @32,000 円×67 回=2,144,000 円

高齢者を対象にウォーキング教室を開催。継続的な健康づくりの場を提供する。

老いに負けない健康づくり教室委託料 2,000,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 151

8401 介護予防サポーター養成に関する経費 351,000 円（191,000 円）

[国・県 132,000 円 その他 219,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 88,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 44,000 円]

[保険料：特別徴収分 74,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 101,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 44,000 円]

○ 目的

介護予防サポーターを養成し、各種介護予防事業に協力してもらうことで、高齢者に対する理解を深めてもらうとともに地域で高齢者を支えていく体制づくりを図る。

○ 内容

高齢者や介護予防に関する各専門分野の講師を招いて、介護予防サポーターの養成講座を開催する。講座を修了した方に、介護予防教室などに協力参加をしてもらう。

介護予防サポーター養成講座 募集：30名 講義：全6回

介護予防サポーター養成講座講師謝礼 106,400円

[担当：高齢福祉課] P.152

8402 介護予防拠点施設運営に関する経費 5,161,000円 (5,112,000円)

[国・県 1,935,000円 その他 3,226,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 1,290,000円]

[県補：介護予防事業交付金 645,000円]

[保険料：普通徴収分 1,084,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 1,497,000円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 645,000円]

○ 目的

地域の高齢者が気軽に集い、ふれあえる場を提供し、さらに健康づくりや趣味のサークルを企画することにより健康増進と生きがいを図り、介護予防の拠点とする。

○ 内容

市内在住60歳以上の方を対象に、健康相談、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施する。指定管理者は取手市社会福祉協議会。いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代)指定管理料 6,993,000円のうちの運営費分。

[担当：高齢福祉課] P.152

8403 介護支援ボランティア事業に関する経費 500,000円 新規

[国・県 187,000円 その他 313,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 125,000円]

[県補：介護予防事業交付金 62,000円]

[保険料：普通徴収分 106,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 145,000円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 62,000円]

○ 目的

高齢者のボランティア活動を奨励支援することにより、自身の介護予防と社会参加・地域貢献を促進する。

○ 内容

65歳以上の要介護認定未取得の高齢者が市内の介護保険施設でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与(1時間単位=1ポイント)。累積した

ポイントに対し、年度末に交付金を交付する（10ポイント単位＝1000円）。

介護支援ボランティア事業委託料 250,000円

介護支援ボランティア交付金 @100円×100名×2.5時間×10か月＝250,000円

2 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P. 153

7601 地域包括支援センターに要する経費 1,277,000円（1,306,000円）

[国・県 756,000円 その他 521,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 504,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 252,000円]

[保険料：特別徴収分 269,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 252,000円]

○ 目的

高齢者がいつまでも自分らしく、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けられるように、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士の専門職員が互いに連携をとりながら継続的・包括的に支援していくことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

臨時職員賃金 809,000円

公用車リース代 195,000円

職員研修負担金 36,000円

2 包括的支援事業費・任意事業費 2 介護予防ケアマネジメント事業費

[担当：高齢福祉課] P. 154

7501 介護予防ケアマネジメント事業に要する経費 324,000円（405,000円）

[国・県 192,000円 その他 132,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 128,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 64,000円]

[保険料：特別徴収分 68,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 64,000円]

○ 目的

要介護状態となる恐れのある者や配食サービス利用者を対象に、アセスメントを実施し適切な介護予防事業やサービス利用を推進することにより、できる限り自立した生活を送れるよう支援する。

○ 内容

訪問指導員等がサービスを必要とすると判断した高齢者や配食サービス利用者に対して、委託事業所の職員がアセスメントを実施することで適切なサービス導入につなげる。

特定高齢者等アセスメント委託料 @2,700円×120件＝324,000円

2 包括的支援事業費・任意事業費 3 総合相談事業費

[担当：高齢福祉課] P. 154

7501 総合相談事業に要する経費 1,680,000 円 (1,680,000 円)

[国・県 995,000 円 その他 685,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 663,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 332,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 353,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 332,000 円]

○ 目的

高齢者に対する 24 時間体制の相談窓口を開設し、要援護高齢者の相談に応じ、福祉サービスの紹介・申請代行を行うことにより福祉の向上を図る。

○ 内容

地域包括支援センター直通電話を 2 事業所に休日・夜間転送。その他 4 事業所は営業時間内の相談に応じてもらう。

24 時間対応総合相談委託料	1,680,000 円
内訳：電話転送事業所 (2 ヶ所)	月額 50,000 円
営業時間内委託事業所 (4 ヶ所)	月額 10,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 4 権利擁護事業費

[担当：高齢福祉課] P. 154

7501 権利擁護事業に要する経費 199,000 円 (513,000 円)

[国・県 118,000 円 その他 81,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 79,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 39,000 円]

[保険料：普通徴収分 42,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 39,000 円]

○ 目的

成年後見制度の利用が有効であるが、申立てにあたり援助が必要と認められる者に対し、市長が申立て人となり制度の利用を促進する。また、市民後見センター開設に向け、先進地への視察を行う。

○ 内容

身寄りのない重度の認知症高齢者や知的障害者であって、契約による介護保険サービスや障害者福祉サービスの利用が困難な方のうち、介護保険サービス等の利用にあたって成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がいない場合などに、市長が後見などの審判の申立てをする。

事業費内訳	申立てに要する各種手数料	177,000 円
	市民後見先進地視察旅費	22,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 5 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P. 155

8001 介護給付費等適正化事業に要する経費 317,000円(257,000円)

[国・県 188,000円 その他 129,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 125,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 63,000円]

[保険料：特別徴収分 66,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 63,000円]

○ 目的

受給者に介護サービスの利用実績を通知することにより、利用したサービスの種類や回数・費用額などが事実と相違ないかの確認を促し、架空請求などの不正発見と防止を図る。

○ 内容

介護サービス利用実績通知用紙	18,900円
〃	封筒印刷 34,913円
〃	郵送料 262,500円

[担当：高齢福祉課] P. 155

8202 紙おむつ支給に関する経費 13,956,000円(13,554,000円)

[国・県 8,268,000円 その他 5,688,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 5,512,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 2,756,000円]

[保険料：特別徴収分 1,001,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,931,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 2,756,000円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護高齢者紙おむつ支給（本人が市民税非課税の方を対象とする）

@3,465×3個×335人×4回=13,929,300円

[担当：高齢福祉課] P. 156

8203 在宅高齢者家族介護慰労金支給に関する経費 300,000円(300,000円)

[国・県 178,000円 その他 122,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 119,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 59,000円]

[保険料：普通徴収分 63,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 59,000円]

○ 目的

市民税非課税世帯で、要介護4または5に相当する高齢者を在宅で介護し、過去1年間介護保険サービスを受けなかった介護者を慰労する。

○ 内容

家族介護慰労金 @100,000×3人=300,000円

[担当：高齢福祉課] P. 156

8204 徘徊高齢者家族支援サービス事業に関する経費 46,000円 (46,000円)

[国・県 27,000円 その他 19,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 18,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 9,000円]

[保険料：普通徴収分 10,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 9,000円]

○ 目的

徘徊のある認知症高齢者の行方がわからなくなった際に、早期発見できる民間のシステムを活用し事故防止を図る。

○ 内容

徘徊のある認知症高齢者に携帯用発信機を持たせ、民間の検索システムによって現在地を特定する。リース料、情報取得料、現場急行料などの実費部分は原則として利用者負担とするが、低所得世帯に対しては実費部分についての扶助を行う。

設備費部分（役務費）加入料 @5,000×3台×1.05= 15,750円

（需用費）付属品 @2,000×3台×1.05= 6,300円

交換用バッテリー @3,600×1件×1.05= 3,780円

低所得者世帯扶助（扶助費）基本料 @500×12月×2台×1.05=12,600円

情報取得料 @300×20回×1台×1.05= 6,300円

[担当：高齢福祉課] P. 156

8301 配食サービスに関する経費 10,123,000円 (10,703,000円)

[国・県 3,272,000円 その他 6,851,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 2,181,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 1,091,000円]

[保険料：普通徴収分 1,159,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 5,692,000円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、ひとり暮らしの障害者等で、身体的に買い物や調理が困難な人を対象に、夕飯の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

月～金までの週5回のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は400円。

委託料金 @550×18,404食=10,122,200円

4 諸支出金

1 償還金及び還付加算金 1 第1号被保険者保険料還付金

[担当：高齢福祉課] P.157

7501 第1号被保険者保険料還付金 2,000,000円 (2,000,000円)

[その他 2,000,000円]

* 特財積算根拠

[保険料：普通徴収分 2,000,000円]

○ 目的

前年度における過誤納付保険料の還付をする。

○ 内容

過誤納還付金 2,000,000円

介護サービス特別会計

1. 概要

地域包括支援センターでは、介護予防支援業務として、軽度な介護保険認定者（要支援1・2）が、できる限り自立した日常生活を送るためのケアプランを作成し、支援している。

平成25年1月1日現在、要支援の認定者は695人（要支援1：410人 要支援2：285人）であり、サービス利用者は278人で、40%の利用率となっている。内ケアプラン作成にあたっては直営51件、委託227件で委託率は81.7%である。

2. 歳入の状況

（単位：千円）

区 分	平成25年度	平成24年度	増減率
サービス収入	15,694	12,198	28.7%
一般会計繰入金	0	764	皆減
繰越金	1,330	1,300	△2.3%
諸収入	14	17	△17.6%
歳入合計	17,038	14,279	19.3%

3. 歳出の状況

（単位：千円）

区 分	平成25年度	平成24年度	増減率
サービス事業費	16,938	13,779	22.9%
予備費	100	500	△80%
歳出合計	17,038	14,279	19.3%

1 サービス事業費

1 介護予防サービス費 1 介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P.177

2001 介護予防サービス事業に要する経費 16,938,000円（13,779,000円）

[その他 15,707,000円 一財 1,231,000円]

* 特財積算根拠

[サービス収入：介護予防サービス計画費収入 15,694,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 13,000円]

○ 目的

介護保険の認定は受けているが、生活機能が改善される可能性が高い要支援1・2の方を対象として、目標指向型の介護予防ケアプランを作成して要介護状態にならないように支援していく。

○ 内容

介護支援専門員報酬 2,688,000円

ケアプラン作成委託料（初回7,269円 継続4,206円） 12,353,000円

地域包括支援センターシステム使用料
システム保守点検委託料

1,105,000 円
226,000 円

ケアプラン作成件数

	直営			委託			総計
	初回	継続	合計	初回	継続	合計	
平成 19 年度実績	61	217	278	184	871	1,055	1,333
平成 20 年度実績	35	664	699	78	1,815	1,893	2,592
平成 21 年度実績	28	711	739	96	1,948	2,044	2,783
平成 22 年度実績	30	729	759	88	1,835	1,923	2,682
平成 23 年度実績	11	635	646	130	1,987	2,117	2,763
平成 24 年度見込み	9	621	630	169	2,486	2,655	3,285
平成 25 年度見込み	36	732	768	144	2,688	2,832	3,600

競輪事業特別会計

1 競輪事業費

1 総務費 1 総務費

[担当:産業振興課] P.191

7001 競輪事務に要する経費 11,815,000円(11,815,000円)

○ 内容

今年度の取手市競輪事業基金積立金は10,033,000円とする。

2 事業費 1 競輪開催費

[担当:産業振興課] P.192

7501 通常競輪事業に要する経費 1,504,035,000円(1,503,401,000円)

○ 内容

今年度は、通常競輪を1回6日間開催実施する。

競 輪 名		日数	入場者見込	売上見込
通常競輪	前 節	3	8,000人	500,000千円
	後 節	3	11,000人	1,000,000千円

※通常競輪の前節3日間はサテライトしおさい鹿島、サテライト水戸を利用し、後節3日間は、サテライトしおさい鹿島、サテライト水戸、ラピスタ新橋、サテライト中越、サテライト六郷を利用予定。

テレビ放映(スピードチャンネル)については6日間放映を予定。

[担当:産業振興課] P.194

7701 場外車券発売競輪事業に要する経費 19,312,000円(19,312,000円)

○ 内容

競 輪 名		日数	入場者見込	売上見込
	共同通信社杯	4	6,800人	110,000千円
	記 念 競 輪	4	6,800人	110,000千円
	記 念 競 輪	4	6,800人	110,000千円
	記 念 競 輪	4	6,800人	110,000千円
	記 念 競 輪	4	6,800人	110,000千円
	記 念 競 輪	4	6,800人	110,000千円
	記 念 競 輪	4	6,800人	110,000千円
	記 念 競 輪	4	6,800人	110,000千円
	記 念 競 輪	4	6,800人	110,000千円
	記 念 競 輪	4	6,800人	110,000千円

入場見込 74,800人 売上見込 1,210,000,000円

3 諸支出金

1 諸支出金 1 一般会計繰出金

[担当:産業振興課] P.196

7501 競輪事業繰出金 10,000,000 円 (10,000,000 円)

○ 内容

(単位:千円、%)

	25 年度	24 年度	比較	増減率
競輪事業繰出金	10,000	10,000	0	0.0

取手地方公平委員会
特 別 会 計

1. 概要

公平委員会は、地方公務員法（以下「法」という。）第7条により、人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置かなければならず、また、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことができると規定され、当委員会は、昭和32年10月1日に共同設置された。

公平委員会の職務については、法第8条により、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。③職員の苦情を処理すること。④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務となっている。

公平委員会の委員については、法第9条の2により3人の委員をもって組織し、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

2. 歳入予算

歳入予算額は、765,000円で主なものは、負担金515,000円と前年度繰越金249,000円と諸収入1,000円である。

負担金の内訳

取手地方公平委員会規約により、平等割2分の1、職員数割2分の1を関係団体が分担することとなっている。

(単位：円)

関係団体名	金額
取手市	156,000
守谷市	106,000
利根町	58,000
取手地方広域下水道組合	44,000
取手市外2市火葬場組合	37,000
利根川水系県南水防事務組合	37,000
常総地方広域市町村圏事務組合	77,000
合計	515,000

3. 歳出予算

歳出予算額は、765,000円である。

1 総務費

1 総務費 1 委員会費

[担当：監査委員事務局] P. 207

7001 公平委員会事務に要する経費 278,000 円 (280,000 円)

[その他 128,000 円 一財 150,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手地方公平委員会負担金 128,000 円]

○ 内容

各公平委員会連合会への年会費負担金及び研究会等の参加旅費が主なものである。

[担当：監査委員事務局] P. 207

7201 公平委員報酬等に要する経費 387,000 円 (394,000 円)

[その他 387,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手地方公平委員会負担金 387,000 円]

○ 内容

委員 3 人分の報酬及び各公平委員会連合会研究会等の参加旅費が主な支出である。

報酬金額 336,000 円

委員長 9,000 円×13 日

委員 8,400 円×13 日×2 人

参 考 資 料

目 次

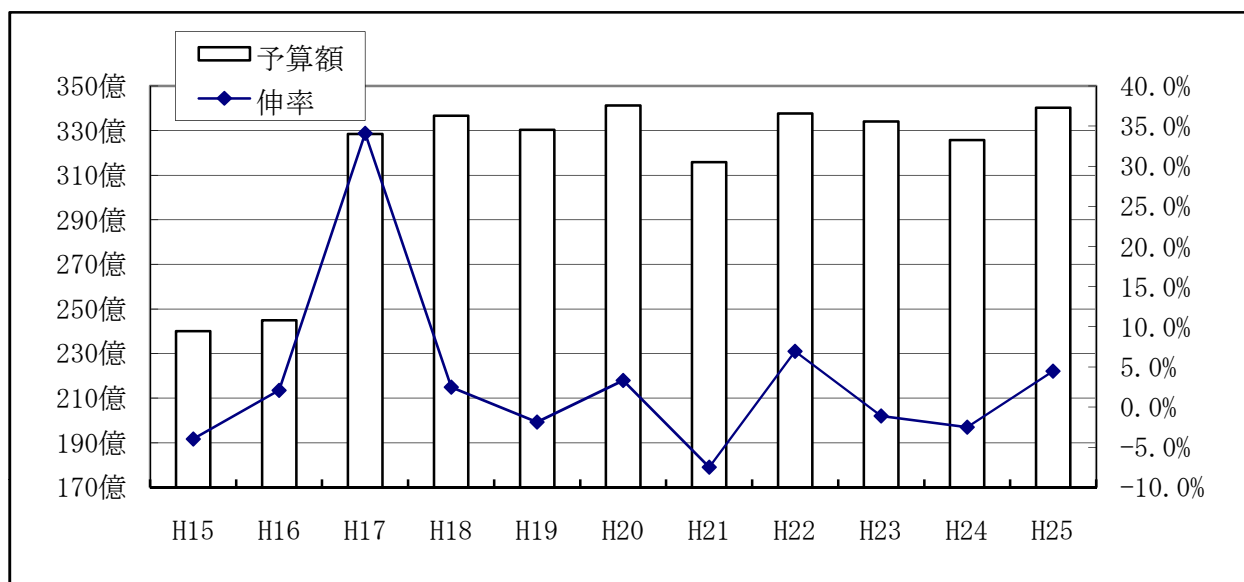
一般会計予算額の推移	225
一般会計款別歳入・歳出の割合	225
一般会計性質別歳出内訳	226
特別会計予算額の推移	227
款別性質別一覧表(一般会計)	228
各款における節の占める支出額及び比率(一般会計)	230
平成 25 年度常総地方市町村圏事務組合	
市町村負担金算出計算書	232
平成 25 年度常総地方市町村圏事務組合	
共通維持管理費市町村負担金計算書	234
平成 25 年度取手地方広域下水道組合	
負担金算出計算書	235
平成 24 年度～平成 25 年度	
補助金等予算比較表(一般会計)	236
平成 25 年度合併特例債充当先一覧(一般会計)	239
財政指標の推移	240

一般会計予算額の推移

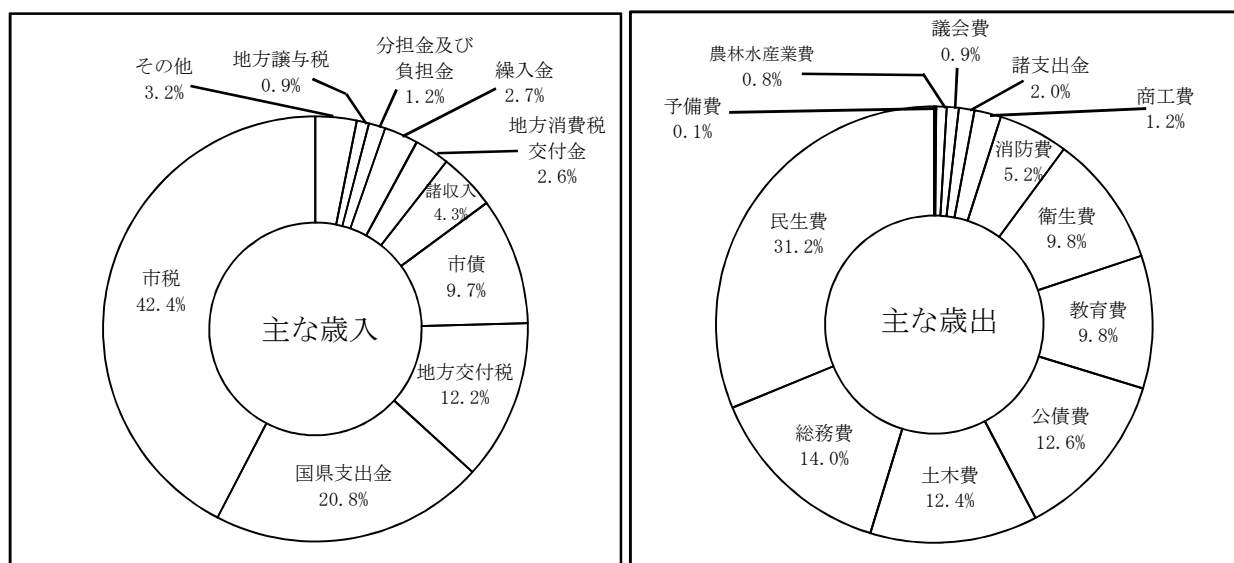
(単位:千円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算額	34,130,000	31,580,000	33,770,000	33,400,549	32,570,000	34,030,000

※23年度は当初骨格予算のため、6月補正後の予算額で比較



一般会計款別歳入・歳出の割合

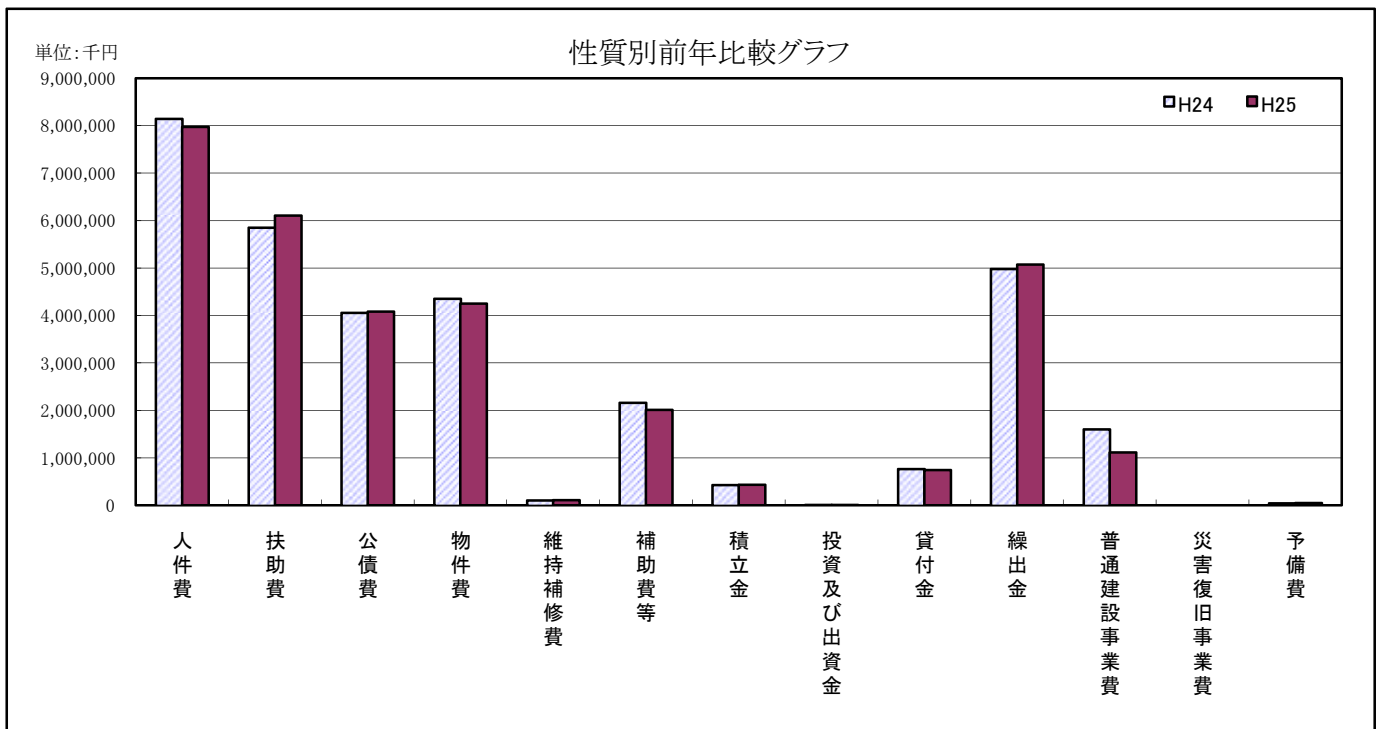


一般会計性質別歳出内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度 当初予算		平成24年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
人 件 費	7,971,656	23.5	8,151,439	25.0	△ 179,783	△ 2.2
うち特別職	34,122	0.1	33,521	0.1	601	1.8
うち議員	232,999	0.7	240,290	0.7	△ 7,291	△ 3.0
うち一般職	7,199,095	21.2	7,458,827	22.9	△ 259,732	△ 3.5
うち一般職非常勤	346,342	1.0	247,485	0.8	98,857	39.9
扶 助 費	6,102,330	17.9	5,860,120	18.0	242,210	4.1
公 債 費	4,283,549	12.6	4,063,207	12.5	220,342	5.4
うち借換分を除く	4,083,549		4,063,207		20,342	0.5
物 件 費	4,253,570	12.5	4,360,608	13.4	△ 107,038	△ 2.5
維 持 補 修 費	106,184	0.3	107,342	0.3	△ 1,158	△ 1.1
補 助 費 等	2,009,626	5.9	2,167,849	6.7	△ 158,223	△ 7.3
積 立 金	434,979	1.3	434,866	1.3	113	0.0
投 資 及 び 出 資 金	4,600	0.0	11,500	0.0	△ 6,900	△ 60.0
貸 付 金	744,701	2.2	767,121	2.4	△ 22,420	△ 2.9
繰 出 金	5,072,058	14.9	4,988,311	15.3	83,747	1.7
普 通 建 設 事 業 費	2,996,742	8.8	1,607,632	4.9	1,389,110	86.4
うち放射能対策を除く	1,114,074		1,607,632		△ 493,558	△ 30.7
災 害 復 旧 事 業 費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.2	0	0.0
合 計	34,030,000	100.0	32,570,000	100.0	1,460,000	4.5
うち借換分を除く	33,830,000		32,570,000		1,260,000	3.9
うち借換分、放射能対策分を除く	31,947,332		32,570,000		△ 622,668	△ 1.9

※人件費のうち一般職非常勤職員は、条例改正により、平成24年度から物件費に区分していたものを人件費に区分変更となる。



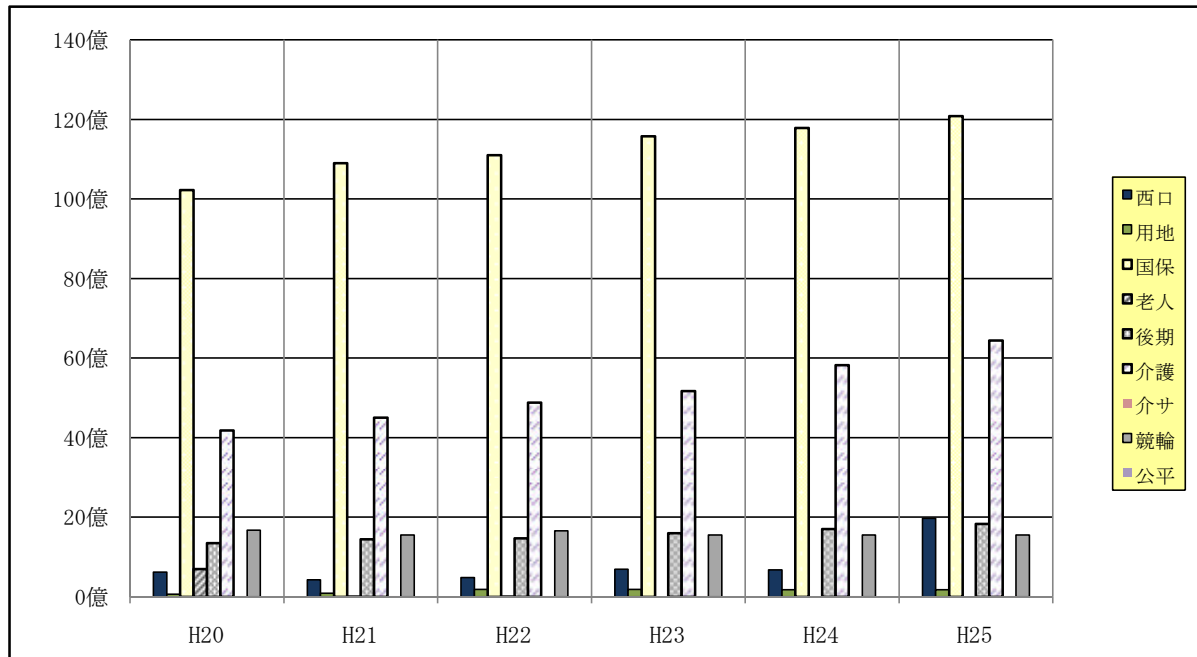
※性質別前年比較グラフは、平成25年度当初予算のうち借換分及び放射能対策分を除いた実質的な予算額と平成24年度当初予算との比較である。

特別会計予算額の推移

(単位:千円)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
取 手 駅 西 口	616,550	424,593	486,172	688,671	678,234	1,968,574
用 地 先 行 取 得	64,562	88,260	185,078	182,634	180,008	177,530
国 民 健 康 保 険	10,223,619	10,906,042	11,104,673	11,578,320	11,790,164	12,085,419
老 人 保 健	700,757	18,376	12,218			
後 期 高 齢 者 医 療	1,354,203	1,450,700	1,472,593	1,602,494	1,708,324	1,832,564
介 護 保 険	4,181,530	4,504,458	4,885,044	5,174,191	5,826,387	6,445,795
介 護 サ ー ビ ス	12,078	12,319	12,227	14,314	14,279	17,038
競 輪	1,673,781	1,552,951	1,657,746	1,552,053	1,549,145	1,549,579
公 平 委 員 会	887	886	835	767	774	765
計	18,827,967	18,958,585	19,816,586	20,793,444	21,747,315	24,077,264

※平成23年度の取手駅西口は当初骨格予算のため、7月補正後の予算額で比較



款別性質別一覧表（一般会計）

区 分	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 人件費	288,832	2,535,690	1,284,883	340,438	111,432	133,846
うち職員給	41,810	1,365,244	1,077,979	284,259	77,402	108,527
2 物件費	10,724	835,113	291,262	813,188	14,074	56,275
3 維持補修費		7,711		1,455	292	
4 扶助費		48,000	5,983,689	4,235		
5 補助費等	4,309	762,818	317,722	270,057	81,137	162,948
6 普通建設事業費		145,441	17,837	1,896,121	46,409	
(1) 補助事業費			2,709	1,887,378		
(2) 単独事業費		145,441	15,128	8,743	28,400	
(3) 県営事業費					18,009	
7 災害復旧事業費						
(1) 補助事業費						
(2) 単独事業費						
8 公債費						
9 積立金		434,535	60	1		
10 投資及び出資金						4,600
11 貸付金		9,400	12,061		5,000	37,000
12 繰出金			2,714,658			
13 予備費						
歳出合計	303,865	4,778,708	10,622,172	3,325,495	258,344	394,669

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
621,999	1,550,832	1,103,704					7,971,656	23.5%
534,395	1,142,998	793,011					5,425,625	15.9%
409,207	86,552	1,736,521		654			4,253,570	12.5%
51,843		44,883					106,184	0.3%
		66,406					6,102,330	17.9%
83,580	41,846	285,209					2,009,626	5.9%
704,629	84,483	101,822					2,996,742	8.8%
357,090	30,525						2,277,702	6.7%
347,539	53,958	101,822					701,031	2.0%
							18,009	0.1%
			5				5	0.0%
								0.0%
			5				5	0.0%
				4,283,549			4,283,549	12.6%
290		93					434,979	1.3%
							4,600	0.0%
		6,240			675,000		744,701	2.2%
2,357,249					151		5,072,058	14.9%
						50,000	50,000	0.1%
4,228,797	1,763,713	3,344,878	5	4,284,203	675,151	50,000	34,030,000	100.0%

各款における節の占める支出額及び比率（一般会計）

節	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 報酬	129,624	87,068	146,527	9,313	13,872	11,412
2 給料	26,582	829,133	619,429	181,928	51,613	65,468
3 職員手当等	58,387	1,260,332	318,326	97,160	31,304	37,047
4 共済費	74,239	412,565	209,177	52,714	14,648	20,674
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金		27,647	89,831	5,461	498	14,273
8 報償費	248	2,535	7,852	4,927	120	843
9 旅費	745	6,371	3,884	350	13	520
10 交際費	400	1,100			63	
11 需用費	3,436	105,880	106,334	31,529	2,483	6,044
12 役務費	1,980	87,790	28,594	19,056	625	611
13 委託料	1,008	436,218	1,009,612	1,463,139	8,891	31,654
14 使用料及び賃借料	3,155	163,343	15,097	5,888	1,510	2,425
15 工事請負費		140,440	10,812	1,159,880		
16 原材料費		567	140	20	292	
17 公有財産購入費						
18 備品購入費		11,356	11,268	516		63
19 負担金、補助及び交付金	4,061	740,924	298,480	289,315	127,412	161,997
20 扶助費			5,020,004	4,235		
21 貸付金		9,400	12,061		5,000	37,000
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料		21,000				
24 投資及び出資金						4,600
25 積立金		434,535	60	1		
26 寄附金						
27 公課費		504	26	63		38
28 繰出金			2,714,658			
29 予備費						
	303,865	4,778,708	10,622,172	3,325,495	258,344	394,669
構成比	0.9%	14.0%	31.2%	9.8%	0.8%	1.2%

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
29,584	19,116	128,825					575,341	1.7%
318,909	708,332	471,375					3,272,769	9.6%
177,033	608,590	368,356					2,956,535	8.7%
96,476	202,333	137,432					1,220,258	3.6%
		227,599					365,309	1.1%
237	14,047	23,951					54,760	0.2%
1,309	5,614	2,026					20,832	0.1%
	70	108					1,741	0.0%
121,490	46,629	746,790					1,170,615	3.4%
5,211	10,587	23,315		654			178,423	0.5%
334,104	9,398	574,065					3,868,089	11.4%
48,367	12,923	159,449					412,157	1.2%
415,375	504	99,884					1,826,895	5.4%
19,030	100	88	5				20,242	0.1%
17,217							17,217	0.0%
4,815	87,338	55,348					170,704	0.5%
1,920,036	36,664	253,487					3,832,376	11.3%
		66,406					5,090,645	14.9%
		6,240			675,000		744,701	2.2%
91,871	1						91,872	0.3%
				4,283,549			4,304,549	12.6%
							4,600	0.0%
290		93					434,979	1.3%
194	1,467	41					2,333	0.0%
627,249					151		3,342,058	9.8%
						50,000	50,000	0.1%
4,228,797	1,763,713	3,344,878	5	4,284,203	675,151	50,000	34,030,000	100.0%
12.4%	5.2%	9.8%	0.0%	12.6%	2.0%	0.1%	100.0%	

平成25年度常総地方広域市町村圏事務組合市町村負担金算出計算書

区分		予算額 (按分比) 【A】							計 【B】
款別	負担割合		国庫 支出金	地方債	使用料 及び 手数料	財産収入 雑入	繰越金 預金 利子		
一 般 事 業 分	1 議会費	均等割 10 人口割 90	1,000 (0.05)					182	182
	2 総務費	(経常分) 均等割 10 人口割 90	105,058 (5.41)			121	26	19,074	19,221
		(交流センター分) 均等割 10 人口割 90	10,242				10,129		10,129
		(防災センター分) 均等割 10 人口割 90	7,574			140		256	396
		(障害者福祉費) 入所者数割 100	202					443	443
	3 民生費	(建設分) 均等割 10 人口割 90	0					1,593	1,593
		4 衛生費	(経常分) 均等割 10 実績割 90	1,311,482 (67.61)	3,989		253,501	3,009	398,111
	(建設分) 均等割 10 人口割 90		482,783					706	706
	5 土木費	均等割 10 人口割 90	306,420 (15.80)	57,960		25,656	506	55,633	139,755
	7 公債費	(経常分) 均等割 10 人口割 90	206,431 (10.64)					37,479	37,479
(障害者施設分) 入所者数割 100		61,403						0	
8 予備費	均等割 10 人口割 90	9,500 (0.49)					1,725	1,725	
小計			2,502,095	61,949	0	279,418	13,670	515,202	870,239
消 防 分	6 消防費	均等割 10 人口割 60 署員数割 30	2,637,078	11,888	243,100	3,239	13,485	37,831	309,543
合計			5,139,173	73,837	243,100	282,657	27,155	553,033	1,179,782

【単位：千円】

市町村 負担金 【A】-【B】	左の市町村別内訳								
	取手市	常総市	守谷市	つくばみらい市	坂東市	龍ケ崎市	牛久市	つくば市	利根町
818	303	189	186	140	—	—	—	—	—
85,837	31,789	19,800	19,531	14,717	—	—	—	—	—
113	45	19	28	21	—	—	—	—	—
7,178	1,528	946	933	699	—	1,150	1,195	409	318
△ 241	△ 82	△ 86	△ 34	△ 39	—	—	—	—	—
△ 1,593	△ 641	△ 265	△ 392	△ 295	—	—	—	—	—
652,872	267,602	108,245	161,960	115,065	—	—	—	—	—
482,077	193,999	80,103	118,762	89,213	—	—	—	—	—
166,665	67,070	27,693	41,059	30,843	—	—	—	—	—
168,952	67,564	27,898	41,362	31,070	1,058	—	—	—	—
61,403	20,833	21,930	8,772	9,868	—	—	—	—	—
7,775	2,879	1,794	1,769	1,333	—	—	—	—	—
1,631,856	652,889	288,266	393,936	292,635	1,058	1,150	1,195	409	318
2,327,535	—	694,422	898,461	734,652	—	—	—	—	—
3,959,391	652,889	982,688	1,292,397	1,027,287	1,058	1,150	1,195	409	318

平成25年度常総地方市町村圏事務組合共通維持管理費市町村負担金計算書

(建設費及び消防費を除く)

(単位：千円・%)

区分	市町村負担金	左 の 款 別 内 訳							構成比	前年度市町村負担金	前年度との比較
		議会費	総務費	民生費	衛生費	土木費	公債費	予備費			
取手市	459,531	303	33,362	△ 82	267,602	67,070	88,397	2,879	39.9	698,355	△ 238,824
常総市	208,428	189	20,765	△ 86	108,245	27,693	49,828	1,794	18.1	301,398	△ 92,970
守谷市	275,566	186	20,492	△ 34	161,960	41,059	50,134	1,769	23.9	402,437	△ 126,871
つくば みらい 市	203,717	140	15,437	△ 39	115,065	30,843	40,938	1,333	17.7	287,253	△ 83,536
坂東市	1,058	—	—	—	—	—	1,058	—	0.1	2,516	△ 1,458
龍ヶ崎市	1,150	—	1,150	—	—	—	—	—	0.1	928	222
牛久市	1,195	—	1,195	—	—	—	—	—	0.1	965	230
つくば市	409	—	409	—	—	—	—	—	0.0	335	74
利根町	318	—	318	—	—	—	—	—	0.0	260	58
合 計	1,151,372	818	93,128	△ 241	652,872	166,665	230,355	7,775	100	1,694,447	△ 543,075

平成25年度取手地方広域下水道組合負担金算出計算書

(単位：千円)

	事業費	国県費	地方債	受益者負担金	使用料 手数料	財産 収入等	一 般 財 源			負担割合			
							繰入金	繰越金	雑入等 負担金				
経常経費	276,293	11,550	14,000		500			117	250,126 211,057 39,069	議会費 監査委員費 一般管理費 企画調査費	一般経費割 均等割 計画汚水量割	10% 90%	
事業費	2,209,137	936,451	970,400	107,001	33	1	60,000	26,312	5,372	103,567 92,130 11,437	整備総務費 処理場建設費 幹線管渠整備費 枝線管渠整備費	事業負担割 日最大汚水量割 事業負担割 事業負担割	
維持管理費	805,816				786,405					19,411 3,653 15,758	管理総務費 広域処理場管理費 広域管渠管理費	均等割 有収水量割 事業負担割	8% 92%
公債費等	2,290,754				327,650	34				1,963,070 1,434,334 528,736	元金 利子 諸支出金 予備費	事業負担割 事業負担割 事業負担割 均等割	
合計	5,582,000	948,001	984,400	107,001	1,114,588	35	60,000	26,312	5,489	2,336,174 1,741,174 595,000			

平成24年度～平成25年度補助金等予算比較表(一般会計)

(単位:千円)

補助金名	平成25年度	平成24年度	対前年度比較
政務活動費交付金	2,600	2,600	0
議会費計	2,600	2,600	0
市自主防犯組織結成事業補助金	50	50	0
取手市国際交流協会補助金	720	720	0
ユーバ市派遣に伴う学生派遣者補助金	540	540	0
交通安全母の会補助金	230	275	△ 45
地区補助金	20,446	16,312	4,134
コミュニティ助成事業補助金	5,000	0	5,000
つみくさ教室事業補助金	150	0	150
坂道道標建設事業補助金	200	0	200
日本語習得支援事業補助金	100	0	100
地区集会所建設等事業費補助金	5,001	13,309	△ 8,308
自主防災組織補助金	5,890	5,680	210
自主防災組織資機材補助金	600	300	300
被災住宅復興支援利子補給補助金	1,038	1,038	0
地域改善対策事業補助金	683	883	△ 200
総務費計	40,648	39,107	1,541
社会福祉協議会運営費補助金	128,085	139,647	△ 11,562
民生委員協議会補助金	17,448	17,448	0
更生保護女性会補助金	98	98	0
取手地区保護司会取手支部補助金	250	100	150
ちょこっとくらぶ補助金	100	0	100
身体障害者福祉協議会補助金	72	72	0
重症心身障害児(者)を守る会補助金	28	28	0
社会参加促進事業補助金	786	837	△ 51
移送サービス介助等補助金	1,680	1,680	0
移送サービス福祉車両点検整備費補助金	360	520	△ 160
ステッキカー購入助成金	175	250	△ 75
シルバー人材センター補助金	24,149	24,421	△ 272
高齢者クラブ助成事業補助金	2,947	2,947	0
生活困難者軽減制度補助金	70	70	0
三次元プロジェクト運営補助金	4,500	4,500	0
民間保育園運営補助金	47,431	42,430	5,001
民間保育園一時預かり事業補助金	1,560	3,780	△ 2,220
民間保育園延長保育促進事業補助金	55,370	47,817	7,553
民間保育園休日保育事業補助金	1,409	1,699	△ 290
民間保育園病後児保育事業補助金	2,400	2,900	△ 500
日本スポーツ振興センター共済掛金助成金	164	150	14
公立保育所すこやか保育応援事業補助金	1,440	1,620	△ 180
私立保育園すこやか保育応援事業補助金	1,440	900	540

(単位:千円)

補助金名	平成25年度	平成24年度	対前年度比較
認定こども園すこやか保育応援事業補助金	72	180	△ 108
民生費計	292,034	294,094	△ 2,060
取手献血連合会補助金	180	200	△ 20
常総地域病院群輪番制病院運営費補助金	31,828	31,901	△ 73
老人保健施設建設補助金	8,743	8,747	△ 4
取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金	350	200	150
合併処理浄化槽設置費補助金	15,033	15,033	0
単独処理浄化槽撤去費補助金	900	630	270
生ごみ処理機等購入補助金	800	1,000	△ 200
資源回収助成金	8,900	8,900	0
衛生費計	66,734	66,611	123
認定農業者支援事業補助金	1,500	1,500	0
稲作・園芸研究会育成補助金	0	100	△ 100
朝市実行委員会育成補助金	120	120	0
農業経営基盤強化資金利子助成補助金	250	500	△ 250
農業振興研究団体補助金	160	0	160
農業近代化資金利子補給補助金	150	150	0
ハウス研究会補助金	0	30	△ 30
水田農業転作等実施補助金	38,000	40,000	△ 2,000
水田農業推進センター活動事業費補助金	200	200	0
農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金	9,206	8,307	899
農産物直売所設置補助金	27,000	0	27,000
岡堰土地改良区維持管理補助金	14,400	14,400	0
農林水産業費計	90,986	65,307	25,679
商工会事業補助金	16,874	16,874	0
とりで産業まつり補助金	3,000	3,000	0
商店街活性化事業補助金	1,540	2,260	△ 720
中小企業事業資金融資あっ旋保証料補助金	44,224	50,076	△ 5,852
産業活動支援施設奨励金	62,224	59,944	2,280
産業活動支援雇用促進奨励金	1,500	4,100	△ 2,600
空き店舗活用事業補助金	2,200	2,200	0
中小企業労働者金融保証料補助金	36	100	△ 64
市観光協会補助金	29,540	26,540	3,000
商工費計	161,138	165,094	△ 3,956
路線バス運行事業補助金	7,000	6,500	500
狭あい道路拡幅整備促進補助金	900	900	0
分筆測量補助金	1,400	1,400	0
木造住宅耐震補強補助金	0	1,000	△ 1,000
雨水浸透施設助成金	345	345	0
保存緑地・保存樹木等助成金	456	462	△ 6
ハーブフロー事業補助金	150	150	0

(単位:千円)

補助金名	平成25年度	平成24年度	対前年度比較
鯉のぼりプロジェクト補助金	200	0	200
緑の少年団補助金	144	144	0
土木費計	10,595	10,901	△ 306
消防団ポンプ操法県大会出場分団補助金	180	180	0
消防団運営交付金(分団・団幹部)	6,480	6,648	△ 168
消防費計	6,660	6,828	△ 168
研究委嘱校補助金	300	300	0
わたし・ぼくたちの寺子屋事業補助金	0	100	△ 100
市子ども会育成連合会補助金	560	560	0
青少年育成市民会議補助金	410	410	0
子供天国事業補助金	180	180	0
夏季PTAプール水泳指導員補助金	800	800	0
特別活動補助金(小)	1,230	1,230	0
特別活動補助金(中)	3,950	3,950	0
公立幼稚園就園奨励費補助金	245	243	2
私立幼稚園就園奨励費補助金	127,548	122,579	4,969
私立幼稚園児保育料補助金	42,750	43,800	△ 1,050
私立幼稚園施設運営費補助金	2,970	2,970	0
私立幼稚園障害児保育補助金	1,320	1,320	0
私立幼稚園預かり保育助成金	795	726	69
私立幼稚園日本スポーツ振興センター災害共済掛金補助金	169	181	△ 12
社会教育団体補助金	559	619	△ 60
少年少女合唱団補助金	80	80	0
文化連盟補助金	288	288	0
藤代文化協会補助金	210	210	0
国際音楽の日コンサート補助金	150	200	△ 50
取手螢輪補助金	200	0	200
取手アートプロジェクト事業運営補助金	3,240	3,240	0
文庫活動支援補助金	40	40	0
文化財関係補助金	452	2,005	△ 1,553
取手市体育協会補助金	7,317	7,317	0
取手市スポーツ少年団指導者養成・育成助成金	1,000	1,000	0
各種大会助成金	900	900	0
教育費計	197,663	195,248	2,415
総計	869,058	845,790	23,268

平成25年度 合併特例債充当先一覧(一般会計)

(単位:円)

款項目	事業名	項目	対象事業費	充当額	
070203	道路改良に要する経費	寺田後山 市道改良工事	11,540,000	9,700,000	
		〃 道路整備負担金	3,738,000		
		〃 物件移転補償費	1,500,000		
		井野台二丁目 市道改良工事	〃 用地取得費	16,107,000	18,200,000
			〃 物件移転補償費	1,103,000	
			〃 物件移転補償費	14,507,000	
		新川 測量設計委託料	〃 物件移転補償費	8,000,000	4,700,000
			〃 物件移転補償費	42,767,000	
			〃 物件移転補償費	1,000,000	
070305	都市計画道路3・4・3号上新町環状線に要する経費(井野工区)	不動産鑑定料	200,000	98,200,000	
		建物等積算委託料	340,000		
		道路改良工事	159,835,000		
		道路付帯工事	2,600,000		
		用地取得費	1,751,000		
		物件移転補償費	5,874,000		
	都市計画道路3・4・7号取手東口・城根線に要する経費	測量設計委託料	6,363,000	14,600,000	
		実施設計委託料	9,051,000		
		〃 物件移転補償費	5,874,000		
070306	都市排水整備に要する経費	青柳地区 都市排水工事	64,717,000	42,700,000	
		稲 雨水幹線整備負担金	51,040,000	48,400,000	
		野々井地区 実施設計委託料	12,065,000	7,100,000	
		藤代1号 都市排水工事	51,125,000	30,900,000	
		〃 物件移転補償費	2,500,000		
070308	公園整備に要する経費	(仮称)下高井近隣公園公共施設管理者負担金	108,000,000	27,300,000	
		(仮称)下高井近隣公園整備委託料	15,000,000		
090203	小学校建設事業に要する経費	吉田小校舎増築工事实施設計委託料	12,100,000	8,100,000	
		〃 校舎トイレ改修工事实施設計委託料	2,000,000		
合計			604,823,000	351,400,000	

財政指標の推移

経常収支比率
(%)

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
86.5	86.9	89.4	89.8	90.9

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
90.1	90.7	98.2	90.8	92.7

財政力指数

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
0.879	0.931	0.877	0.924	0.969

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1.010	1.037	1.000	0.914	0.833

公債費負担比率
(%)

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
13.6	14.4	13.7	14.0	14.9

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
14.9	15.7	16.3	15.3	15.6

実質公債費比率
(%)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
15.9	15.3	12.1	12.0	11.2

平成22年度	平成23年度
11.0	10.6

※ 平成16年度以降の数値は、新取手市（合併後）の数値